

第1 農林水産物の安全・安心を確保する取組

1 緊急時における環境放射線モニタリングについて

(1) 緊急時における環境放射線モニタリングについて

緊急時における環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）は、原子力施設に異常事態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体等がそれぞれの防災計画に従って講ずる防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施するモニタリングのことを指す。

第1段階は、環境試料（飲料水、葉菜、原乳及び雨水）中の放射性物質の表面密度及び濃度について、原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始され、第2段階は、土壌、植物、農畜産物、魚介類等を対象に、より広い地域で放射性物質及び放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われる。

農林水産部では、平成23年3月16日に、国（原子力災害現地対策本部）に対して露地野菜と原乳の緊急時モニタリングの実施を要望し、同日から、採取した検体を財団法人日本分析センターに送り、分析を開始した。

(2) 分析体制

緊急時モニタリング開始当初は、財団法人日本分析センター等で分析が行われ、その後、県農業総合センターに4台のゲルマニウム半導体検出器を配備し、平成23年6月20日から分析業務を開始した。

また、平成23年9月1日からは、新たにゲルマニウム半導体検出器6台を県農業総合センターに増設して10台体制とするとともに、分析課を設置し分析体制を強化した。

(3) 緊急時モニタリングの分析手順



試料を調整する前にサーベイメータにより放射能レベルを確認



汚染を防止するために手袋を着用



試料の番号、市町村名、品目名等を確認



試料をできるだけ細かく刻む



汚染防止のため、容器内部にパウチをセットし外側をビニール袋で包む



隙間ができないよう、容器に試料を詰め込む



電子天秤で試料の重量を測定する



ゲルマニウム半導体分析器の汚染防止のため、容器をビニール袋で包む



ゲルマニウム半導体分析器で分析する



(4) 食品中の放射性物質の基準値等について

第一原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に飛散したことを受け、厚生労働省は、平成23年3月17日に、原子力安全委員会が示した「飲食物摂取制限に関する指標値」を暫定規制値とし、暫定規制値を超える食品が食用に供されることがないように検査を実施することを地方自治体に対して通知した。

具体的には、緊急時モニタリングにより農林水産物等から暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合、県による出荷・摂取の自粛要請または、国からの出荷・摂取制限の指示が出され、市場に流通されないよう措置された。

その後、厚生労働省において規制値の見直しについて検討を進め、平成24年3月15日に食品中の放射性物質の新たな基準値（以下、「基準値」という。）を告示し、平成24年4月1日から施行されることとなった。

なお、米、大豆、牛肉については、下記理由により経過措置が設けられた。

ア 米、大豆

1年1作で収穫後一定期間をかけて流通・消費される農作物であり、暫定規制値を前提に生産・検査が行われた平成23年産が広く流通していることから、平成24年産の流通が開始されるまでの期間を踏まえて、米及び大豆の経過措置をそれぞれ6か月と9か月とした。

イ 牛肉

冷凍牛肉の賞味期限が約2年間あり、平成24年4月1日以前にと畜された牛肉の在庫の残存率が十分に低くなるためには6か月を要すること、また、牛に給餌する飼料を新基準値に対応したものに切り替えたとしても生物的半減期から新基準値を下回るためには6か月を要する可能性があることをふまえ、経過措置を6か月とした。

新基準値	ヨウ素 131 (Bq/kg)				セシウム134・セシウム137 (Bq/kg)				
	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類 (根菜・芋類を除く)	魚介類	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他
平成24年4月からの新基準値では設定されておりません。	300	300	2000	2000	200	200	500	500	500



図 3-1 暫定規制値と新基準値及び経過措置

(出典：ホームページ「ふくしま 新発売。」)

(5) 緊急時モニタリングの概要

平成23年3月16日から18日にかけて川俣町の酪農家から採取した原乳を分析した結果、食品衛生法における放射性ヨウ素の暫定規制値(300Bq/kg)を超過したため、県は平成23年3月19日に川俣町と関係団体に川俣町産原乳の出荷と自家消費の自粛を要請した。

また、平成23年3月19日に採取した原乳を分析(酪農家がいる37市町村から各1戸)した結果、4市町村で食品衛生法の放射性ヨウ素の暫定規制値、1村で食品衛生法の放射性セシウムの暫定規制値(200Bq/kg)を超過したことに加え、平成23年3月19日から県内一円でサンプルを収集して検査を開始した、露地野菜の検査結果が判明するまでの間、安全性を確保する必要があったため、平成23年3月20日に県は、県内で生産された原乳の出荷と自家消費の自粛及び県内で生産された露地野菜の出荷の自粛を各市町村及び関係団体に要請した。

さらに、平成23年3月21日に原子力災害対策本部長から県に対して、本県で産出されたハウレンソウ、カキナ及び原乳について、当分の間、出荷を控えることを関係事業者等に要請するよう指示があった。

その後、県が実施した緊急時モニタリングの結果に基づき、暫定規制値を超過した品目については、原子力災害対策本部長から摂取または出荷等の制限が指示される一方で、暫定規制値を安定して下回る品目については、出荷等の制限が解除された。

なお、平成24年3月末までに19,971点の分析を実施し、681点で暫定規制値または暫定許容値を超過した。

表 3-1 農林水産物の緊急時モニタリング実施状況
(平成23年3月16日～平成24年3月31日)

	検体数														暫定 規制 超 件	暫定 規制 過 以 件	暫定 規制 下 数
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
野菜類	115	376	404	608	720	730	733	1,008	708	294	110	135	180	6,121	145	5,976	
原乳	121	46	63	46	40	50	40	45	45	40	50	40	40	666	15	651	
肉類	14	23	17	18	65	77	712	763	666	656	510	723	757	5,001	0	5,001	
鶏卵	7	20	1	11	11	11	11	11	22	22	33	31	30	221	0	221	
山菜 きのこ	21	103	214	92	55	81	197	220	25	42	10	9	14	1,083	127	956	
魚介類	2	18	80	221	248	282	338	420	495	237	186	581	449	3,557	227	3,330	
牧草 飼料作物	0	7	63	36	172	58	129	220	8	3	0	76	163	935	162	773	
穀類	0	0	0	0	43	104	1,170	802	192	22	0	1	0	2,334	3	2,331	
その他	0	0	1	1	23	4	9	11	4	0	0	0	0	53	2	51	
合計	280	593	843	1,033	1,377	1,397	3,339	3,500	2,165	1,316	899	1,596	1,633	19,971	681	19,290	

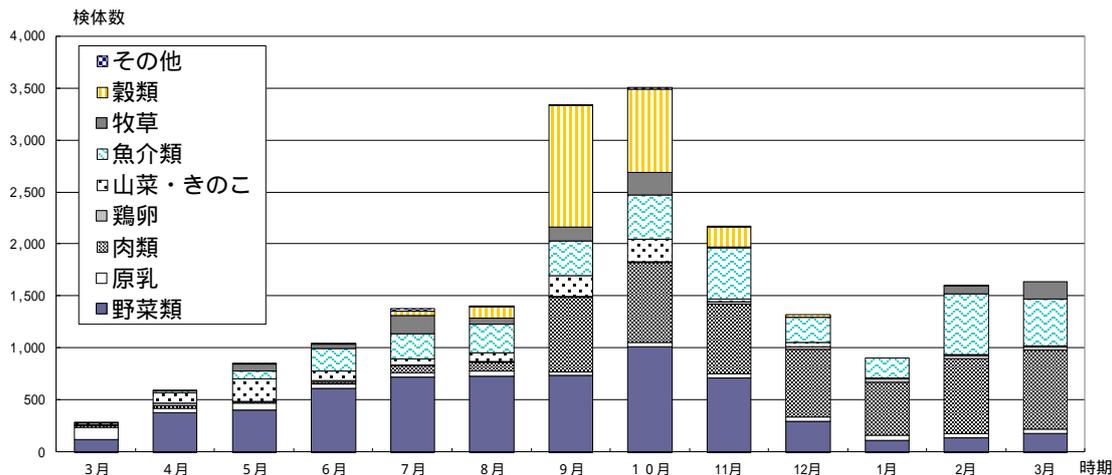


図 3-2 農林水産物の緊急時モニタリング実施状況 (平成 23 年 3 月 16 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日)

(6) 分析結果等の周知

県は、分析結果と出荷制限等の一覧表を F A X や電子メールで関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への説明や県のホームページへの掲載を行った。

また、平成 23 年 8 月 17 日に、ホームページ「ふくしま新発売。(農林水産物モニタリング情報)」を開設し、検査結果を検索できるようにするなど、分析結果の迅速かつ正確な公表に努めた。

※は新基準値(平成24年3月以前は暫定規制値)を超過している農産物です。

品目	生産市町村名 (クリックで地図表示)	検出核種・濃度(Bq/kg)			サンプル採取日	結果公表日
		ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137		
モモ	福島市	ND	12	23	2011-09-30	2011-10-04
モモ	福島市	ND	ND	8.6	2011-09-30	2011-10-04
モモ	福島市	ND	ND	11	2011-09-09	2011-09-13
モモ	福島市	ND	ND	ND	2011-09-09	2011-09-13
モモ	福島市	ND	12	14	2011-09-09	2011-09-13
モモ	福島市	ND	12	ND	2011-09-09	2011-09-13

図 3-3 ホームページ「ふくしま 新発売。」における緊急時モニタリングの結果公表

(7) 出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について

平成 23 年 3 月 16 日から開始した緊急時モニタリングにおいて、平成 24 年 3 月 31 日までに 19,971 検体の検査を実施し、その結果に基づき、摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品は、表 3 - 2 のとおりとなっている。

表 3-2 摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

区分	品目	該当産出地	要請内容
野菜	非結球性葉菜類	田村市(福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の区域に限る)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の区域並びに計画的避難区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の区域に限る)、葛尾村、飯館村	摂取・出荷
	結球性葉菜類		摂取・出荷
	アブラナ科花蕾類		摂取・出荷
	カブ		出荷
	畑ワサビ(根)	伊達市	出荷
	葉ワサビ	伊達市	出荷

区分	品目	該当産出地	要請内容
果実	ウメ	福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町	出荷
	ビワ	南相馬市	出荷
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	出荷
	ザクロ	伊達市	出荷
	カキ	南相馬市	出荷
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	出荷
穀類	平成23年産米	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る)、二本松市(旧渋川村の区域に限る)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る)	出荷
	小麦	広野町(暫定規制値を超えたロットに限る)	出荷
	クリ	伊達市、南相馬市	出荷
工芸農作物	生茶葉	塙町	出荷
	なたね	田村市	出荷
山菜	くさそてつ(こごみ)(露地)	福島市、桑折町	出荷
	たけのこ	伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、西郷村	出荷
きのこ	原木しいたけ(露地)	飯舘村	摂取・出荷
		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)	出荷
	原木しいたけ(施設)	伊達市、川俣町、新地町	出荷
	原木ナメコ(露地)	相馬市、いわき市	出荷
	野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯舘村 南相馬市、いわき市、棚倉町	出荷 摂取・出荷
畜産物	原乳	田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに計画的避難区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村	出荷
	牛(12月齢未満のもの、及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	県外への移動
	牛(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	と畜場への出荷
水産物	いかなごの稚魚(コウナゴ)	本県において水揚げされたもの	摂取・出荷
	ヤマメ(養殖により生産されたものを除く)	新田川(支流を含む)	摂取・出荷 採捕
		秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)及び本県内の阿武隈川(支流を含む)、真野川(支流を含む)、太田川(支流を含む)	出荷・採捕
		本県内の久慈川(支流を含む)	採捕
	ウグイ	真野川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)、秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る) 本県内の久慈川(支流を含む)	出荷・採捕 採捕

第3章 原子力災害への対応

区分	品目	該当産出地	要請内容
水産物	イワナ(養殖により生産されたものを除く)	福島市内の阿武隈川本流及び支流、本県内の阿武隈川(支流を含む)、秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)、野尻川(支流を含む)	採捕
	モクズガニ	真野川本流及び支流	採捕
	アユ(養殖により生産されたものを除く)	真野川(支流を含む)、新田川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)	出荷・採捕
	ホンモロコ(養殖)	川内村	出荷
	コイ(養殖により生産されたものを除く)	本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域	採捕
	フナ(養殖により生産されたものを除く)	本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域、真野川(支流を含む)	採捕
	ヒメマス	沼沢湖及び沼沢湖に流入する河川	採捕

_____(二重線)で示した部分は、平成24年4月1日以降に差し控えるよう要請している内容。

表 3-3 農林水産物の緊急時モニタリングに関する経過一覧

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
3月16日		川俣町において原乳の緊急時モニタリング実施(16日~18日)	
3月17日		食品中の放射性物質の暫定規制値を設定	農林水産物に係る緊急時モニタリングの実施を関係機関に通知
3月19日	川俣町の原乳から暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウム検出	「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」通知	全市町村で葉菜類の緊急時モニタリングを開始 川俣町に原乳の出荷自粛要請
3月20日	原乳から暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウム検出		緊急時モニタリングの分析結果が判明するまでの間、露地野菜の出荷自粛を要請 県全域の原乳の出荷自粛要請
3月21日	茨城県、栃木県、群馬県のハウレンソウ及び栃木県、群馬県のカキナから放射性ヨウ素、セシウム検出	ハウレンソウ、カキナについて出荷制限を指示 県全域に原乳の出荷制限指示	
3月23日	3/21に採取した県産野菜より暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウム検出	非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類の出荷及び摂取制限、カブの出荷制限を指示	
3月26日			鶏卵の緊急時モニタリングを開始(2回/月)
3月30日			食肉(牛肉、豚肉、鶏肉)の緊急時モニタリングを開始(4回/月)
3月31日	牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	牛肉の再検査実施	牛肉について再検査要請
4月1日	3月31日に放射性ヨウ素、セシウムが検出された牛肉の再検査の結果、検出限界値未満であることを確認		
4月4日		「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」公表	
4月7日			「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき原乳のサンプル採取場所をクーラーステーション又は乳業工場単位に変更

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
4月8日	3月31日に公表された牛肉の検査結果について検出限界値未満に訂正	原乳の出荷制限解除指示 (喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)	
4月9日	南会津の乳業工場において県産原乳使用再開		
4月13日	相馬市産セリにおいて暫定規制値を超える放射性ヨウ素、セシウム検出		相馬市産セリの出荷自粛要請 「野菜の出荷・摂取制限解除モニタリング計画に係る説明会」開催
	会津地方の乳業工場で県産原乳使用再開		
	コウナゴ(いかなごの稚魚)から暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウムを検出。	コウナゴの摂取自粛を要請(厚労省)	
4月14日		粗飼料中の放射性物質暫定許容値通知	
4月16日			「出荷制限等の品目・区域(野菜)の設定解除の進め方」策定・通知 緊急時モニタリングの実施(週3回:月水木)
		原乳の出荷制限解除指示 (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
4月17日			原乳の出荷制限解除に係る連絡会議の開催
4月19日			原乳の出荷制限解除に係る連絡会議の開催
4月20日		コウナゴ(いかなごの稚魚)の摂取及び出荷制限指示	
4月21日		原乳の出荷制限解除指示 (相馬市、新地町)	
4月22日	警戒区域及び計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定	飼料中の放射性物質暫定許容値の設定	
4月26日	県内乳業メーカーで県産原乳の全面利用再開		
4月27日		結球性葉菜類の出荷制限解除指示 (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)以下、県内各地域について同様に解除指示	
		アブラナ科花蕾類の出荷制限解除を指示 (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)以下、県内各地域について同様に出荷制限解除指示。	
4月28日	県産牛乳の安全性 PR		
4月30日			牧草の緊急時モニタリングを開始

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
5月1日		原乳の出荷制限解除指示 (南相馬市、川俣町の一部)	
5月4日		非結球性葉菜類の出荷制限の解除を指示。 (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、いわき市)以下、県内各地域について同様に解除指示。	
		カブの出荷制限の解除を指示 (福島市、川俣町(山木屋の区域を除く)、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、大玉村、本宮市、郡山市、田村市(警戒区域を除く)、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、いわき市)以下、県内各地域について同様に解除指示。	
5月5日	初の果樹の緊急時モニタリングを施設栽培のアウトウで実施		
5月6日			「出荷制限・摂取制限に伴う出荷管理等の進め方」説明会開催
5月10日	福島市産のカブについて、出荷制限等解除後、暫定規制値を超える放射性セシウム検出		福島市産カブの出荷自粛を要請
5月12日			県北地方のカブの影響調査実施
5月13日			福島市産カブの出荷自粛要請を取り下げ
5月16日			「園芸作物の緊急時モニタリング検査の実施に係る取り扱い」通知 緊急時避難準備区域(南相馬市)からの原乳出荷に向けて打合せ実施
5月17日			緊急時避難準備区域(田村市、川内村)からの原乳出荷にむけて打合せ実施
5月19日		「野菜等に含まれる放射性物質の調査計画」通知	
5月20日	埴町産の生茶葉において暫定規制値を超える放射性セシウム検出		埴町産生茶葉の出荷自粛を要請
5月24日			出荷制限区域(計画的避難区域)から解除地域へ移動した牛から産出される原乳の出荷自粛を要請
5月27日		「農地土壌中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行について」公表	
5月28日	伊達市産のウメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市産ウメの出荷自粛を要請
6月1日	福島市、伊達市、桑折町産のウメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市及び桑折町産ウメの出荷自粛を要請
6月2日		福島市、伊達市及び桑折町において産出されたウメに出荷制限の指示	

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
6月3日	相馬市、南相馬市産のウメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		「野菜等に含まれる放射性物質の調査計画について」通知 相馬市及び南相馬市産ウメの出荷自粛を要請
6月5,6日	県北地方のアブラナ科花蕾類が出荷等制限解除前に販売されていたことが判明		
6月6日		相馬市及び南相馬市において産出されたウメに出荷制限の指示	
	阿武隈川のヤマメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたヤマメの出荷制限を指示	
	檜原湖、秋元湖、小野川湖、長瀬川のヤマメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	檜原湖、秋元湖、小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）と長瀬川（酸川との合流点から上流の部に限る。）において採捕されたヤマメの出荷制限を指示	
6月7,9日		「野菜の出荷制限指示の徹底について」通知	出荷管理対策の徹底を関係機関、団体等へ通知
6月10日			出荷管理対策状況調査の一斉実施開始
6月15日			「出荷制限品目に係る販売事案及び出荷管理対策」及び「出荷管理状況調査（総点検）結果」を国へ報告
		アブラナ科花蕾類の出荷等制限解除指示 （福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市（警戒区域及び計画的避難地域を除く）、桑折市、国見市、川俣町（山木屋地区を除く）、新地町、大玉村）	
6月17日	真野川のウグイ、ヤマメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	真野川（支流を含む。）において採捕されたウグイ、ヤマメの出荷制限を指示	
6月22日			露地栽培のモモの緊急時モニタリングを初めて開始
6月23日		カブの出荷制限解除指示。 （相馬市、南相馬市（警戒区域及び計画的避難地域を除く）、新地町）	
	真野川のモクズガニから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		真野川（支流を含む。）でのモクズガニの採捕自粛を要請。
6月24日			穀類における放射性物質調査に係る説明会の開催
6月27日		「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（改訂版）」公表	
	真野川、新田川、阿武隈川のアユから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	真野川（支流を含む）、新田川（支流を含む）、阿武隈川（信夫ダムの下流（支流を含む））において採捕されたアユの出荷制限を指示	
	阿武隈川のウグイから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	阿武隈川（信夫ダムの下流（支流を含む））において採捕されたウグイの出荷制限を指示	

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
6月29日			「出荷制限等の品目・区域（野菜）の設定解除の進め方」の周知（説明会開催） 野菜振興会議において「新たな解除ルール等」の説明
6月30日	伊達市の霊山町下小国、上小国、石田（宝司沢）、月舘町月舘（相葎）の一部が特定避難勧奨地点に指定		「穀類における放射性物質調査について」通知
7月1日			「特定避難勧奨地点を含む一定の区域における作付状況調査について（県北）」通知
7月8日			なたねの緊急時モニタリングを開始
7月14日			伊達市の特定避難勧奨地点を含む一定の区域に係る出荷管理について関係機関等と検討し、考え方をとりまとめ国へ提出
7月15日	南相馬市産のピワから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		南相馬市産ピワの出荷自粛を要請
7月20日	川内村で産出されたホンモロコから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		川内村のホンモロコの出荷自粛を要請
7月21日	南相馬市産のイチジクから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		南相馬市産のイチジクの出荷自粛を要請
	南相馬市の鹿島区榎原、原町区大谷、原町区大原、原町区高倉の一部が特定避難勧奨地点に指定		
7月25日			夏そばの緊急時モニタリングの開始
	広野町の小麦ロットから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		広野町で暫定規制値を超えた小麦ロットの出荷自粛を要請
	田村市のなたねから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		田村市産のなたねの出荷自粛を要請
7月29日			相馬市産せりの自粛要請を取り下げ
			南相馬市の特定避難勧奨地点を含む一定の区域に係る出荷管理について関係機関等と検討
8月3日	南相馬市について7月21日指定の上記地区の一部追加とともに、原町区馬場、原町区片倉、原町区押釜の一部が特定避難勧奨地点に指定		
	川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部が特定避難勧奨地点に指定		
8月4日		「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（改訂版）」公表	
8月5日			米の放射性物質調査にかかる説明会を開催
8月8日			「米の放射性物質調査の実施について」により、調査終了までの間、米の出荷を見合わせるよう通知

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
8月25日			米の緊急時モニタリング（早期出荷米調査）の開始
8月26日	福島市、南相馬市産のユズから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市及び南相馬市産ユズの出荷自粛を要請
8月29日		福島市及び南相馬市において産出されたユズの出荷制限を指示	
9月8日			南相馬市産イチジクの自粛要請を取り下げ
9月9日			米の緊急時モニタリング（予備調査）開始 米の緊急時モニタリング（早期出荷米調査）終了
9月15日	伊達市産のクリから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市産クリの出荷自粛を要請
9月16日			米の緊急時モニタリング（本調査）開始 「秋そば、小豆及び雑穀に係る緊急時モニタリング検査の実施について」通知
9月20日	南相馬市産のクリから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	伊達市及び南相馬市産において産出されたクリの出荷制限を指示	南相馬市産クリの出荷自粛を要請
9月21日			小豆の緊急時モニタリングの開始
9月23日	米の予備調査において、二本松市で暫定規制値と同じ 500Bq/kg が検出		近隣の同様な水田を調査するとともに、土壌中の放射性セシウム濃度が高い他市町村でも予備調査の点数を増加して調査を実施
9月27日			秋そばの緊急時モニタリングの開始
9月29日			米の緊急時モニタリング（予備調査）終了
9月30日	緊急時避難準備区域解除		
10月6日		「きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」公表	
10月7日		原乳の出荷制限解除指示（会津若松市、桑折町、棚倉町、会津坂下町、西会津町、柳津町、金山町、只見町、広野町、楢葉町（警戒区域を除く）、玉川村、天栄村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村）	
10月11日			「園芸作物の緊急時モニタリング検査の実施に係る取扱について」一部改正通知
10月12日			米の緊急時モニタリング（本調査）終了 全ての市町村における23年産米の出荷見合わせを解除
10月13日	伊達市、桑折町産のユズから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市及び桑折町産ユズの出荷自粛を要請

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
10月14日	伊達市産のザクロから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	伊達市及び桑折町において産出されたユズの出荷制限の指示	伊達市産ザクロの出荷自粛を要請
			「あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛について」通知
10月18日			雑穀の緊急時モニタリングの開始
10月21日			「大豆に係る緊急時モニタリング検査の実施について」通知
10月31日		「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」通知	「放射性物質に係る柿の試験加工による検査の実施について」通知
			大豆の緊急時モニタリングの開始
11月2日			「園芸作物の緊急時モニタリング検査の出荷前実施の徹底について」通知
			「あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛について」通知
11月8日	南相馬市産のカキから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		南相馬市産カキの出荷自粛を要請
11月11日			「マッシュルーム菌床用培地の使用について」通知
11月15日	伊達市産の畑ワサビ（根）から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市産畑ワサビ（根）の出荷自粛を要請
	南相馬市産のキウイフルーツから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		南相馬市産キウイフルーツの出荷自粛を要請
11月16日	福島市旧小国村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市旧小国村の23年産米の出荷自粛を要請
			米の放射性物質緊急調査開始
11月17日		福島市旧小国村の23年産米の出荷制限を指示	
11月18日			「あんぼ下記及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の取り扱いについて」通知
11月22日			「あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の出荷前自主検査の指導徹底について」通知
			「米の放射性物質の緊急調査の実施について」通知（調査対象は4市12地区）
11月25日	伊達市霊山町下小国の一部について6月30日指定に加え、霊山町石田、保原町富沢の一部が特定避難勧奨地点に指定		
11月28日	米の緊急調査において伊達市旧月舘町及び旧小国村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧月舘町及び旧小国村の23年産米の出荷自粛を要請
11月29日		伊達市旧月舘町及び旧小国村の23年産米の出荷制限を指示	

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
11月30日			米の放射性物質緊急調査の対象区域を拡大(調査対象は29市129地区)
12月2日	米の緊急調査において福島市旧福島市産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市旧福島市の23年産米の出荷自粛を要請
12月5日		福島市旧福島市の23年産米の出荷制限を指示	
			「園芸作物における緊急時モニタリングに係る検討会」開催
12月7日	米の緊急調査において二本松市旧渋川村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		二本松市旧渋川村の23年産米の出荷自粛を要請
12月8日		二本松市旧渋川村の23年産米の出荷制限を指示	
	相馬市産のキウイフルーツから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		相馬市産キウイフルーツの出荷自粛を要請
	米の緊急調査において伊達市旧富成村及び旧柱沢村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧富成村及び旧柱沢村の23年産米の出荷自粛を要請
12月9日		伊達市旧富成村及び旧柱沢村の23年産米の出荷制限を指示	
		南相馬市及び相馬市において産出されたキウイフルーツの出荷制限を指示	
12月18日	米の緊急調査において伊達市旧掛田町産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧掛田町の23年産米の出荷自粛を要請
12月19日		伊達市旧掛田町の23年産米の出荷制限を指示	
12月29日	米の緊急調査において伊達市旧堰本村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧堰本村の23年産米の出荷自粛を要請
平成24年			
1月4日		伊達市旧堰本村の23年産米の出荷制限を指示	
1月17日		「園芸作物の緊急時環境放射線モニタリングの進め方」意見交換	同左
2月3日			米の放射性物質緊急調査が終了 「園芸作物の緊急時モニタリング資料」作成配布
2月20日			「園芸作物における緊急時モニタリングの進め方」説明会開催
3月5日			「園芸作物の緊急時環境放射線モニタリングの進め方について」策定・通知
3月12日		原子力災害対策本部が食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正	

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成24年			
3月29日	新田川のヤマメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	新田川（支流を含む。）のヤマメの摂取制限を指示	
	太田川の子アサギから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	太田川（支流を含む。）において採捕されたヤマメの出荷制限を指示	
	檜原湖、秋元湖、小野川湖、長瀬川のウグイから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	檜原湖、秋元湖、小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む）と長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る）において採捕されたウグイの出荷制限を指示	
3月30日		平成23年産大豆で食品中の放射性物質の新たな基準値である100Bq/kgを超えた市町村の大豆の出荷自粛に伴う損害賠償の対象になる旨を通知	
			食品中の放射性物質の新たな基準値である100Bq/kgを超えた小麦8ロット、柳津町産夏そば、泉崎村産秋そばについて出荷・販売の自粛を要請

表 3-4 農林水産物の出荷制限・摂取制限の状況一覧

日付について「平成24年」の記載がない場合は平成23年。

□ は、県が独自に出荷等の自粛要請を行ったもの。

区分	品目等	出荷制限・摂取制限等		変更・解除	
		月日	内容	月日	内容
野菜	露地野菜	3月20日	出荷自粛を要請(県独自)	3月21日	国の指示によりホウレンソウとカキナの出荷制限に変更
	非結球性葉菜類	3月21日	ホウレンソウ、カキナについて出荷制限	5月4日	白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、いわき市について解除
				5月11日	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除
		3月23日	出荷制限及び摂取制限	5月25日	相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、新地町について解除
				6月1日	郡山市、須賀川市、田村市(警戒区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村について解除
				6月23日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、大玉村について解除
				11月4日	広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除

区 分	品 目 等	出荷制限・摂取制限等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
野菜	結球性葉菜類	3月23日	出荷制限及び摂取制限	4月27日	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除
				5月4日	郡山市、田村市(警戒区域を除く)、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、いわき市について解除
				5月11日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村について解除
				5月25日	相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、新地町について解除
				10月28日	広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除
	アブラナ科 花蕾類	3月23日	出荷制限及び摂取制限	4月27日	白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村について解除
				5月4日	いわき市について解除
				5月11日	郡山市、須賀川市、田村市(警戒区域を除く)、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町について解除
				5月18日	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除
				6月15日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、桑折町、国見町、川俣町(山木屋地区を除く)、新地町、大玉村について解除
				10月28日	広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除
	カブ	3月23日	出荷制限	5月4日	福島市、川俣町(山木屋の区域を除く)、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、大玉村、本宮市、郡山市、田村市(警戒区域を除く)、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、いわき市について解除
				5月13日	福島市産の自粛要請を取り下げ
		5月10日	福島市産の出荷自粛を要請(県独自)		
					5月18日
	6月23日				相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、新地町について解除
	11月4日				広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除

第3章 原子力災害への対応

区 分	品 目 等	出 荷 制 限 ・ 摂 取 制 限 等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
野菜	セリ	4月13日	相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	7月29日	相馬市産の自粛要請を取り下げ
	畑ワサビ（根）	11月15日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	葉ワサビ	平成24年 2月3日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
果樹	ウメ	5月28日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）	6月2日	国の指示により出荷制限に変更
		6月1日	福島市、桑折町の出荷自粛を要請（県独自）		
		6月3日	相馬市、南相馬市の出荷自粛を要請（県独自）	6月6日	国の指示により出荷制限に変更
	ピワ	7月15日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	イチジク	7月21日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	9月8日	南相馬市産の出荷自粛を取り下げ
	ユズ	8月26日	福島市産、南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	8月29日	国の指示により出荷制限に変更
		10月13日	伊達市産、桑折町産の出荷自粛を要請（県独自）	10月14日	国の指示により出荷制限に変更
		平成24年 1月7日	いわき市産の出荷自粛を要請（県独自）	平成24年 1月10日	国の指示により出荷制限に変更
	ザクロ	10月14日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	カキ	11月8日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	キウイ フルーツ	11月15日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	12月9日	国の指示により出荷制限に変更
12月8日		相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）			
穀類	ナタネ	7月25日	田村市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	小麦	7月25日	広野町産（暫定規制値を超えたロットに限る）県独自		
	クリ	9月6日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	9月20日	国の指示により出荷制限に変更
		9月16日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	平成 23 年産米	11月16日	福島市（旧小国村）産の出荷自粛を要請（県独自）	11月17日	国の指示により出荷制限に変更
		11月28日	伊達市（旧小国村、旧月舘町）産の出荷自粛を要請（県独自）	11月29日	国の指示により出荷制限に変更
		12月2日	福島市（旧福島市）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月5日	国の指示により出荷制限に変更
		12月7日	二本松市（旧渋川村）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月8日	国の指示により出荷制限に変更
		12月8日	伊達市（旧柱沢村、旧富成村）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月9日	国の指示により出荷制限に変更
		12月18日	伊達市（旧掛田町）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月19日	国の指示により出荷制限に変更
12月30日		伊達市（旧堰本村）産の出荷自粛を要請（県独自）	平成24年 1月4日	国の指示により出荷制限に変更	

区分	品目等	出荷制限・摂取制限等		変更・解除	
		月日	内容	月日	内容
工芸作物	生茶葉	5月20日	埴町産の出荷自粛を要請(県独自)		
山菜	こごみ(くさそてつ)	5月1日	福島市産の出荷自粛を要請(県独自)	5月9日	国の指示により出荷制限に変更
		5月8日	桑折町産の出荷自粛を要請(県独自)		
	たけのこ	5月1日	いわき市産の出荷自粛を要請(県独自)	5月9日	国の指示により出荷制限に変更
		5月6日	相馬市、伊達市、天栄村、平田村、三春町の出荷自粛を要請(県独自)	5月30日	平田村について解除
				6月8日	いわき市について解除
		5月12日	南相馬市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、西郷村の出荷自粛を要請(県独自)	5月13日	国の指示により出荷制限に変更
6月21日	国見町、天栄村について解除				
きのこ類	原木しいたけ(露地)	4月3日	いわき市産の出荷自粛を要請(県独自)	4月10日	いわき市産の出荷自粛要請の取り下げ
		4月10日	伊達市産、新地町産、飯館村産の出荷自粛を要請(県独自)	4月13日	国の指示により摂取制限、出荷制限に変更
		4月10日	飯館村産の摂取自粛を要請(厚労省)		
		4月13日	飯館村産の出荷制限及び摂取制限 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村の出荷制限	4月25日	いわき市について解除
				5月16日	田村市(警戒区域を除く)、新地町について解除
				5月23日	川内村(警戒区域を除く)について解除
		4月17日	福島市産の出荷自粛を要請(県独自)	4月18日	国の指示により出荷制限に変更
		4月24日	本宮市産の出荷自粛を要請(県独自)	4月25日	国の指示により出荷制限に変更
	10月15日	二本松市産の出荷自粛を要請(県独自)	10月18日	国の指示により出荷制限に変更	
	原木しいたけ(施設)	7月15日	伊達市産、本宮市産の出荷自粛を要請(県独自)	7月19日	国の指示により出荷制限に変更
		7月21日	新地町産の出荷自粛を要請(県独自)	9月7日	本宮市について解除
				7月22日	国の指示により出荷制限に変更
	11月11日	川俣町産の出荷自粛を要請(県独自)	11月14日	国の指示により出荷制限に変更	
	菌床しいたけ(施設)	10月29日	相馬市産の出荷自粛を要請(県独自)	12月17日	相馬市産の出荷自粛要請を取り下げ
	原木なめこ(露地)	8月12日	相馬市産の出荷自粛を要請(県独自)	10月31日	国の指示により出荷制限に変更
		10月29日	いわき市産の出荷自粛を要請(県独自)		
	野生きのこ(菌根菌類)	8月12日	古殿町産の出荷自粛を要請(県独自)	9月6日	国の指示により出荷制限に変更
		9月3日	棚倉町産の摂取及び出荷自粛を要請(県独自)	9月6日	国の指示により摂取制限、出荷制限に変更
		9月10日	いわき市産の摂取及び出荷自粛を要請(県独自)	9月15日	国の指示により野生きのこの摂取制限、出荷制限に変更
		9月10日	福島市、白河市、川内村産の出荷自粛を要請(県独自)	9月15日	国の指示により中通り、浜通り、猪苗代町について野生きのこの出荷制限

第3章 原子力災害への対応

区 分	品 目 等	出 荷 制 限 ・ 摂 取 制 限 等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
きのこ類	野生きのこ (菌根菌類・腐生菌類)	9月15日	国の指示により中通り、浜通り、猪苗代町について野生きのこの出荷制限		
		9月17日	南相馬市産の摂取自粛を要請(県独自)	9月20日	国の指示により摂取制限に変更
		10月15日	喜多方市産の出荷自粛を要請(県独自)	10月18日	国の指示により出荷制限に変更
畜産物	原乳	3月19日	川俣町の出荷及び自家消費の自粛を要請(県独自)	3月21日	国の指示により出荷制限に変更
		3月20日	出荷及び自家消費の自粛を要請(県独自)		
		3月21日	出荷制限	4月8日	喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町について解除
				4月16日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、白河市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村について解除
				4月21日	相馬市、新地町について解除
				5月1日	南相馬市(鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塩崎の区域を除く)、川俣町(山木屋の区域を除く)について解除
				6月8日	田村市(警戒区域を除く)、南相馬市(警戒区域並びに計画的避難区域を除く)、川内村(警戒区域を除く)について解除
	10月7日	会津若松市、桑折町、棚倉町、会津坂下町、西会津町、柳津町、金山町、只見町、広野町、楢葉町(警戒区域を除く)、玉川村、天栄村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除			
	肉牛	7月8日	南相馬市の出荷自粛を要請(県独自)	7月19日	国の指示により県外への移動(12月齢未満の牛を除く。)と畜場への出荷制限に変更
		7月14日	県内の出荷自粛を要請(県独自)		
				8月25日	国の指示により、県の実定める出荷・検査方針に基づき管理される牛について解除(一部解除)
水産物	コウナゴ (いかなごの稚魚)	4月13日	摂取自粛を要請(厚労省)		
		4月20日	出荷制限及び摂取制限		
	ヤマメ (養殖により生産されたものを除く)	5月19日	伊達市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)		
		5月26日	福島市内の阿武隈川本流及び支流、猪苗代町と北塩原村の採捕自粛を要請(県独自)		
		6月2日	白河市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月6日	秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む)が国の指示により出荷制限

区 分	品 目 等	出 荷 制 限 ・ 摂 取 制 限 等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
水産物	ヤマメ (養殖により生産されたものを除く)	6月16日	本県内の真野川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月17日	真野川(支流を含む)が国の指示により出荷制限
		平成24年3月15日	本県内の久慈川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月28日	新田川(支流を含む)の摂取及び採捕自粛を要請(県独自)	平成24年3月29日	新田川(支流を含む)が国の指示により摂取及び出荷制限に変更
			太田川(支流を含む)の採捕自粛を要請(県独自)		太田川(支流を含む)が国の指示により出荷制限に変更
	ウグイ	5月26日	福島市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月27日	本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)が国の指示により出荷制限
		6月16日	本県内の真野川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月17日	真野川(支流を含む)が国の指示により出荷制限
		平成24年3月15日	本県内の久慈川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月28日	檜原湖及び檜原湖に流入する河川の採捕自粛を要請(県独自)	平成24年3月29日	秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む)が国の指示により出荷制限に変更
	イワナ (養殖により生産されたものを除く)	6月16日	福島市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月15日	本県内の阿武隈川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月28日	秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川と長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
			野尻川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
	モクズガニ	6月23日	真野川(支流を含む)の採捕自粛を要請(県独自)		
	アユ (養殖により生産されたものを除く)	6月27日	真野川(支流を含む)、新田川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)		
ホンモロコ (養殖)	7月20日	川内村産について出荷自粛を要請(県独自)			
コイ (養殖により生産されたものを除く)	平成24年3月15日	本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)			

区 分	品 目 等	出荷制限・摂取制限等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
水産物	フナ (養殖により生産されたものを除く)	平成24年 3月15日	本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年 3月28日	真野川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
	ヒメマス	平成24年 3月28日	沼沢湖及び沼沢湖に流入する河川の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		

2 米における対応

(1) 23年産稲の作付制限について

県は、第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出による農作物への影響が懸念されたことから、県内全ての農家に対して全ての農作業の延期を要請するとともに、放射性物質による汚染状況を把握するために水田土壌の放射性物質濃度の調査を実施した。

国は、平成23年4月8日に「稲の作付に関する考え方」を公表し、稲の作付制限を「避難地域」と「屋内待避地域」及び「暫定規制値を超える可能性の高い地域」で実施することとし、稲が作付けされる地域で生産された米を収穫時に検査し、暫定規制値を超える場合は出荷制限を行うという考えを示した。

その後、平成23年4月22日に、原子力災害対策本部長から知事に対して、「避難指示区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域で稲の作付制限の要請をすること」との指示が出され、同日県は、関係市町村及び団体等へ同趣旨の徹底を農家に対し行うよう要請した。これらの区域の稲作農家は約6,800戸、稲の作付面積は8,500haに及んだ。

県では、稲の作付制限を行う農家に対する十分な賠償がなされることや、農用地の放射性物質の除去及び土壌改良等の対策に取り組むことを国に要望するとともに、農家に対する技術情報の提供や相談窓口の設置によるきめ細かな対応を実施した。

このような中、稲の作付制限区域において、要請に従わず稲を作付けしている農家があったことから、国は、消費者の安全を確保するため作付制限区域で生産された米の流通防止を目的に、平成23年8月10日に食糧法省令の附則を改正し、試験研究を目的に譲渡する場合を除き、当該米穀を知事の指示により廃棄することを規定した。

これを受けて県は、稲の作付制限区域内で稲の作付を行っている農家に対し、市町村を通じて作付の中止を要請するとともに、要請に応じなかった農家10名に対し、食糧法に基づく作付制限区域米穀の廃棄処分を指示した。

廃棄処分の指示に応じなかった農家1名に対しては、作付制限区域米穀の廃棄処分について勧告し、その後、平成24年4月に当該米穀は焼却処分された。

なお、農林水産省は、平成23年9月2日に試験研究を目的に譲渡する場合に係る「事務取扱要領」を制定し、独立行政法人等からの申請3件を同年9月30日に認可した。

表 3-5 23年稲の作付制限を巡る動き

月 日	作付制限を巡る動き
平成23年	
3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家の皆様へ」を発行 農業技術情報（第1報）を発行 《予定している農作業を延期し、様子をみていただくようお願い》 農林水産業に関する電話相談窓口を24時間体制とした
3月26日	<ul style="list-style-type: none"> 「福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望」を実施 《本県への支援体制の構築、今後の営農方針の提示、補償対策等を講ずることなどを要望》
3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の農作業の進め方について」を発表《農用地の土壌調査の実施》
4月6日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家の皆様へ」を発行 《土壌調査結果（70点）を公表》 《詳細調査を実施する7市町村・地域ではもうしばらく様子を見ていただくようお願い》 「福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望」を実施 《早急に今後の営農方針を示すこと、営農について規制的な措置を講ずる場合には、十分な補償措置を併せて講ずること等を国へ要望》
4月8日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部が「稲の作付に関する考え方」を公表 《作付制限は「避難地域」「屋内待避区域」に加え、「暫定規制値を超える可能性の高い地域」》 「稲の作付に関する考え方」を受けて、農林水産部長が記者会見 国の協力を得て行った農用地土壌調査の結果（7点）を公表
4月11日	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村へ「稲の作付に関する考え方」等を説明 《第一原子力発電所から30km圏内の11市町村へ説明》
4月12日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家の皆様へ」を発行《土壌調査結果（54点）を公表》
4月13日	<ul style="list-style-type: none"> 「稲の作付等に係る打合せ」を開催《関係農林事務所、田村市、南相馬市、いわき市》 飯舘村へ「稲の作付に関する考え方」等を説明
4月14日	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬市が地域水田協議会で市内全域の水稲の作付自粛を決定
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬市長に対し、稲の作付制限の考え方などについて説明
4月22日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部長が「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」で「稲の作付制限の要請」を指示 「農家の皆様へ」を発行 市町村、関係団体等へ「稲の作付制限」を通知 「福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望」を実施 《作付制限区域、屋内退避区域や作付自粛をした区域において補償されるよう万全を期すこと。農用地における放射性物質の除去等に万全の対策を講ずること》 土壌調査結果（34点）を各市町村、関係団体等へ通知
4月23日	<ul style="list-style-type: none"> 「稲の作付制限に係るQ & A」を県のホームページに掲載
4月24日	<ul style="list-style-type: none"> 「放射性物質と農業に関する講演会」を開催 《講師：学習院大学教授松村康行氏》 《農業者、農業関係団体職員、市町村職員など361人が参加》
4月25日 ～ 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村へ「稲の作付制限」の通知内容を説明 《川俣町、浪江町、田村市、富岡町、川内村、楢葉町、大熊町、葛尾村、南相馬市、飯舘村、広野町、双葉町》 いわき市の屋内退避区域の指定を受けた大久地区及び久之浜地区は、4月22日の区域見直しでは避難区域等の指定はなされなかったが、稲の作付準備など農作業ができる状況になかったことから稲の作付けを取りやめた。

第3章 原子力災害への対応

表 3-6 23年産作付制限区域米穀を巡る動き

月 日	23年産作付制限区域米穀を巡る動き
平成23年	
5月18日 ～	・ 試験を目的にするなど稲を作付けする動きがあり、県も一部を支援
8月10日	・ 農林水産省が食糧法の省令「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」を改正 《試験研究に用いる場合を除き作付制限区域米穀の廃棄処分を義務づけ》
8月11日	・ 関係市町村に対し「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う稲の作付制限について」を发出 《作付制限区域における稲の作付状況の把握を依頼》
8月26日	・ 「作付制限区域における米穀の取扱いに関する説明会」を開催 《作付けの状況と食糧法の省令改正について説明》
8月30日	・ 農林水産省東北農政局福島農政事務所が「出荷販売事業者の考え方」を整理し県に提示
9月2日	・ 「作付制限区域における米穀の出荷販売事業者の把握等について」を发出 《市町村が要請した作付中止に応じない農業者に対して作付制限区域米穀の廃棄を指示するため、 対象となる出荷販売事業者の把握を依頼》 ・ 農林水産省が「試験研究の用に供するため作付制限区域米穀の譲渡しを受ける者の指定事務取扱要領」を制定
9月13日	・ 作付制限区域米穀に関する確認表により、廃棄処分の経過を市町村から県に報告することを通知
9月15日	・ 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令附則第4条第1項第2号に規定する指定申請 《川俣町の試験栽培 1件、飯館村の試験栽培 2件》
9月27日	・ 農林水産省と県が作付制限区域米穀に関する個別検討会を開催《田村市、南相馬市》
9月30日 ～ 10月17日	・ 作付制限区域米穀に関する検討会の開催《田村市》 ・ 10名の農家に対し、食糧法に基づく作付制限区域米穀の廃棄処分を指示
10月7日	・ 「作付制限区域米穀の取扱いについて」を県内米穀出荷販売事業者宛に通知 《作付制限区域米穀を取り扱わないよう注意を喚起》 ・ 田村市において作付制限区域米穀に関する検討会を開催《田村市》
10月11日	・ 作付制限区域米穀生産者との話し合い《南相馬市》
10月17日 ～ 3月31日	・ 「作付制限区域米穀に関する検討会」を開催 ・ 作付制限区域米穀の廃棄処分に係る流通防止のための検査を実施
10月27日	・ 作付制限区域米穀の生産者に対する今後の対応について検討《JAたむら、田村市役所》
10月28日	・ 作付制限区域米穀の廃棄処分の勧告・公表《1名》
11月8日	・ 不利益処分に伴う弁明の機会の付与文書发出《1名》
11月10日	・ 「作付制限区域米穀に関する検討会」を開催 《作付制限区域米穀の廃棄に向けた今後の対応について検討》
12月15日	・ JAたむらに対し、「廃棄目的の作付制限区域米穀取引については、当該出荷販売事業者に対する 知事からの廃棄処分の指示を行わない」旨を通知

(2) 23年産米の緊急時モニタリングについて

23年産米の安全性を確認するため、早期出荷米と一般米に分け、早期出荷米については、ほ場を指定して緊急時モニタリングを実施し、一般米については、収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握して調査の精度を高めるための予備調査と、収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し出荷制限の要否を判断するための本調査の2段階とした。

予備調査は、土壌の汚染度等に応じて3つの区分を設け、旧市町村ごとに1点ずつもしくは市町村ごとに5点ずつ調査した。

本調査では「重点調査区域」と「その他の区域」を設け、予備調査及び「その他の区域」での本調査の結果、一定程度水準以上の放射性セシウムが検出された場合には、当該市町村を「重点調査区域」とした。

「その他の区域」は、旧市町村ごとに2点ずつ、「重点調査区域」は概ね15haごとに2点ずつとした。

なお、市町村ごとに本調査の結果が全て判明するまでは、当該市町村全域の米の出荷や販売、譲渡、贈答は行わないこととし、早期出荷米、一般米ともに、暫定規制値を超過した場合には、旧市町村（又は市町村）単位での出荷自粛を要請することとした。

その結果、放射性セシウムの暫定規制値（500Bq/kg）を超過する検体は無く、平成23年10月12日までに、全ての市町村で出荷可能とした。

< 調査結果の概要 >

早期出荷米調査

検査期間：平成23年8月25日～平成23年9月9日

調査点数：101点（20市町村（41旧市町村））

結果概要：全ての検体で暫定規制値を下回った。

予備調査（一般米）

検査期間：平成23年9月9日～平成23年9月29日

調査点数：449点（48市町村）

結果概要：二本松市の1点で500Bq/kgの放射性セシウムが検出されたことから、本調査においては、二本松市を重点調査区域とした。

本調査（一般米）

検査期間：平成23年9月16日～平成23年10月12日

調査点数：1,174点（48市町村）

結果概要：最高値は二本松市の1点で470Bq/kgであり、全ての検体で暫定規制値を下回った。

(3) 23年産米の放射性物質緊急調査について

米の緊急時モニタリング終了後の平成23年11月16日に、福島市旧小国村で生産された玄米から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県産米の安全性を再確認するため、米の放射性物質緊急調査を実施した。

福島市旧小国村では全袋調査、特定避難勧奨地点が存在する地域等及び緊急時モニタリングにおいて放射性セシウムが検出された地域では、原則1戸当たり1検体を採取し調査した。

調査は、福島市旧小国村で平成23年11月16日から同年12月18日に、特定避難勧奨地点が存在する地域等では平成23年11月22日から平成24年2月3日に実施し、緊急時モニタリングにおいて放射性セシウムが検出された地域では平成23年12月28日から平成24年2月3日に実施した。

調査の結果、玄米から500Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された農家の割合は全体の0.2%、100～500Bq/kgが検出された農家の割合は2.3%であり、100Bq/kg以下が検出された農家の割合は11.3%であった。

なお、86.2%の農家の玄米の調査結果は検出限界値未満であった。

第3章 原子力災害への対応

表 3-7 23年産米の放射性物質緊急調査の結果（市町村別）

市町村名	旧市町村数	調査農家数	調査点数	最高値(Bq/kg)	セシウム濃度 (Bq/kg)							
					検出せず		100以下		100超500以下		500超	
					戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
福島市	25	1,696	7,646	1,540	1,023	60	503	30	147	9	23	1
川俣町	6	248	286	167	74	30	168	68	6	2	-	-
伊達市	15	2,900	4,037	1,340	2,116	73	585	20	185	6	14	0
桑折町	3	530	704	390	402	76	99	19	29	5	-	-
国見町	5	847	1,031	360	576	68	232	27	39	5	-	-
二本松市	15	3,371	4,060	780	2,759	82	501	15	110	3	1	0
本宮市	6	1,096	1,279	400	953	87	123	11	20	2	-	-
大玉村	2	681	729	177	656	96	23	3	2	-	-	-
郡山市	8	1,941	2,024	96	1,903	98	38	2	-	-	-	-
田村市	4	687	725	110	666	97	20	3	1	0	-	-
三春町	3	304	334	92	283	93	21	7	-	-	-	-
小野町	1	194	196	検出せず	194	100	-	-	-	-	-	-
須賀川市	6	1,194	1,236	80	1,166	98	28	2	-	-	-	-
石川町	1	153	160	検出せず	153	100	-	-	-	-	-	-
玉川村	2	643	671	28	642	100	1	0	-	-	-	-
浅川町	2	391	435	25	389	99	2	1	-	-	-	-
古殿町	1	372	377	13	371	100	1	0	-	-	-	-
白河市	2	208	232	106	200	96	7	3	1	0	-	-
西郷村	1	483	542	155	380	79	100	21	3	1	-	-
泉崎村	1	130	134	16	128	98	2	2	-	-	-	-
矢吹町	1	215	220	15	212	99	3	1	-	-	-	-
棚倉町	2	460	502	97	458	100	2	0	-	-	-	-
塙町	1	250	300	33	247	99	3	1	-	-	-	-
柳津町	1	238	249	検出せず	238	100	-	-	-	-	-	-
三島町	1	19	20	検出せず	19	100	-	-	-	-	-	-
金山町	1	13	13	検出せず	13	100	-	-	-	-	-	-
相馬市	8	800	1,053	99	678	85	120	15	2	0	-	-
新地町	3	325	342	20	319	98	6	2	-	-	-	-
いわき市	24	2,858	3,218	100	2,819	99	39	1	-	-	-	-
合計	151	23,247	32,755		20,037	86.2	2,627	11.3	545	2.3	38	0.2

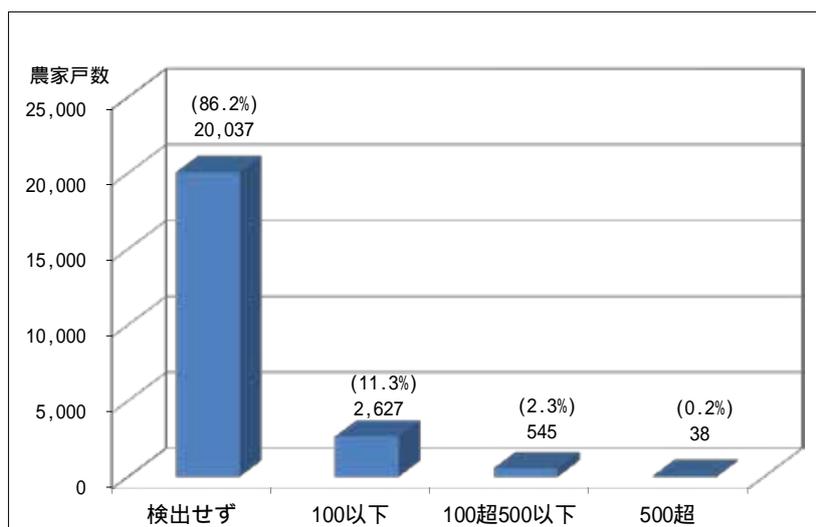


図 3-4 23年産米の放射性物質緊急調査における放射性セシウム濃度別戸数

(4) 米の放射性物質緊急調査の結果を踏まえた出荷制限等の状況

緊急調査の結果、検出された放射性セシウムが100 Bq/kg以下の地域は出荷の見合わせを解除し、100 Bq/kg超500 Bq/kg以下の地域は引き続き出荷の見合わせを要請するとともに、特別隔離対策の対象とした。

なお、3市9旧市町村において暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、これらの地域に対し、出荷制限の指示が発せられた。

表 3-8 23年産米の放射性物質緊急調査による出荷制限の状況

市町村名	旧市町村名	超過農家戸数	超過点数	最高値 (Bq/kg)	出荷自粛	出荷制限
福島市	小国村	16	283	1,270	H23.11.16~	H23.11.17~
	福島市	7	11	1,540	H23.12.2~	H23.12.5~
伊達市	月舘町	1	1	1,050	H23.11.28~	H23.11.29~
	小国村	5	5	1,110	H23.11.28~	H23.11.29~
	富成村	3	3	1,340	H23.12.8~	H23.12.9~
	柱沢村	1	1	580	H23.12.8~	H23.12.9~
	掛田町	3	4	950	H23.12.18~	H23.12.19~
	堰本村	1	1	550	H23.12.29~	H24.1.4~
二本松市	渋川村	1	1	780	H23.12.7~	H23.12.8~

(5) 23年産米の特別隔離対策について

国は、平成23年12月27日に「100 Bq/kgを超える23年産米の特別隔離対策について」を公表し、食品中の放射性物質の新基準値の水準(100 Bq/kg)を考慮の上、暫定規制値を超える放射性セシウムの検出により出荷が制限された23年産米だけでなく、100 Bq/kgを超過した23年産米についても市場流通から隔離することとした。

特別隔離対策は、当初、出荷制限の指示が出された地域以外では、本調査または緊急調査で100 Bq/kg超500 Bq/kg以下の放射性セシウムが検出された生産者が生産した米のみを対象とするとされていたが、県では、その生産者が属する地域全体が対象となるよう国に要望し、平成24年3月29日に当該地域全体についても対象とすることとされた。

(特別隔離対策の概要)	
(ア) 対象米穀	<ul style="list-style-type: none"> a 500Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の生産者が生産した米 b 本調査、緊急調査等で100Bq/kg超500Bq/kg以下が検出され、県から出荷見合わせが要請されている地域の生産者が生産した米
(イ) 実施主体	一般社団法人米穀特別隔離対策推進協会
(ウ) 隔離・処分方法	<ul style="list-style-type: none"> a 産地の倉庫等に隔離したうえで、廃棄・処分に当たっては、国、関係地方自治体、及び関係団体が一体的に対応。 b 隔離対象米の生産者等に対して、民間団体等が出荷代金相当額を支払。 c 東京電力から損害賠償金が支払われた段階で、出荷代金相当額は相殺。

表 3-9 特別隔離対策の対象地域一覧

市町村名	旧市町村名(昭和25年2月1日現在の市町村の区域)
福島市	福島市()、小国村()、平田村、水原村、青木村、大笹生村、庭坂村、庭塚村、野田村、余目村、笹谷村、飯坂町、中野村、平野村、飯野町、水保村、下川崎村、立子山村、松川町、金谷川村、大久保村
伊達市	月舘町()、小国村()、掛田町()、富成村()、柱沢村()、堰本村()、石戸村、上保原村、霊山村、小手村、梁川町、山舟生村、大田村、富野村、保原町、五十沢村
二本松市	渋川村()、岳下村、大平村、小浜町、塩沢村、木幡村、戸沢村、石井村、油井村(安達町)、上川崎村、太田村(岩代町)、新殿村、太田村(東和町)
本宮市	白岩村、和木沢村(白沢村)、本宮町、和木沢村(本宮町)
川俣町	飯坂村、富田村、福田村
桑折町	半田村、睦合村
国見町	大枝村、大木戸村、小坂村、藤田町、森江野村
大玉村	大山村
郡山市	逢隈村、高野村
田村市	瀬川村
白河市	白坂村
西郷村	西郷村
相馬市	玉野村

注： 印は500Bq/kg超が検出された出荷制限区域。

(6) 24年産稲の作付制限及び事前出荷制限について

国は、平成23年12月27日に「24年産稲の作付に関する考え方」を公表し、24年産稲の作付制限については、米の放射性物質緊急調査の結果や、関係市町村長の意見を聴いて決定することとした。

市町村からは、平成23年に作付けを行った地域については引続き作付けをさせたいとの意向が強かったことから、国は平成24年2月28日に、作付制限区域と24年産米の出荷制限(以下、「事前出荷制限」という。)区域を設定するとの方針を公表した。

当該方針に基づき、国は各市町村から提出のあった作付制限区域及び事前出荷制限区域について取りまとめて平成24年3月9日に公表した。

なお、旧緊急時避難準備区域は事前出荷制限区域となったが、市町村長は農家に対し作付けの自粛を要請した。

県は、作付制限区域の一部及び作付けの自粛が要請された旧緊急時避難準備区域における保安全管理や試験栽培及び事前出荷制限の解除に向けた対策を講じた。

表 3-10 24年産稲の作付制限及び24年産米の事前出荷制限を巡る動き

月 日	24年産稲の作付制限及び24年産米の事前出荷制限を巡る動き
平成23年	
10月4日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が記者会見において、「農地の土壌調査をしっかりとやって判断する。来年の作付けの準備に間に合うように考え方を農林水産省として出していく」と発言
12月27日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が「24年産稲の作付に関する考え方」を公表 <ol style="list-style-type: none"> 平成23年産米の放射性セシウムの調査結果や食品衛生法上の新基準値案を考慮すると24年産についても一定の地域において作付制限が必要 作付の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> 500Bq/kgを超過した地域の作付制限を行う必要 100Bq/kgを超えた地域の作付制限については十分検討する必要 作付制限地域の範囲の取り方及び避難区域等については区域の線引き、住民帰還、除染作業等の考慮をもとに、関係者の意見を聞き、関係地方自治体とよく相談して決定 作付制限を行わない地域についても、これまで得られたデータを活用して採取地点の選定方法、採取密度などの調査設計を決定し、新基準値を超過する米が流通しないよう調査を実施 作付制限の対象と想定される市町村（旧市町村） <ol style="list-style-type: none"> 500Bq/kgを超過した地域 <p>《福島市（小国村、福島市）、伊達市（月舘町、小国村、掛田町、富成村、柱沢村、堰本村）二本松市（渋川村）》</p> 100Bq/kgを超過し十分検討する必要があるとされた地域 <p>《6市25旧市町村、(1)に加え、本宮市、相馬市、いわき市（緊急調査結果により追加有）》</p> 新たな避難区域の見直しにより、生活や農作業が困難な地域 知事が「24年産稲の作付に関する考え方」に対してコメントを発表 <p>《厳しい内容と受け止める。国に対して、関係自治体等との意見を十分に尊重すること、作付けの早期再開に向けた取組の強化、補償に万全を期すこと等を要望する》</p>
12月28日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産部長が農林水産大臣に対し「24年産稲の作付に関する考え方に対する緊急要望」を実施 <ol style="list-style-type: none"> 関係自治体、生産者団体等の意見を尊重 作付再開に向けた取り組み 作付制限の対象になった農家への補償 放射性物質が検出された23年産米の国による買上
平成24年	
1月5日	<ul style="list-style-type: none"> 24年産稲の作付制限等に関する意見交換会を開催 <p>《関係市町村等に対して農林水産省からの説明と今後の進め方についての意見交換を実施》</p>
1月5日 ～ 2月29日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が主な関係市町村長の意向把握
1月31日 ～ 3月5日	<ul style="list-style-type: none"> 玄米から放射性セシウムが検出された市町村から意見を聴取《延べ20市町村》

第3章 原子力災害への対応

月 日	24年産稲の作付制限及び24年産米の事前出荷制限を巡る動き
平成24年	
2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省が「24年産稲の作付に関する方針」を公表 <ol style="list-style-type: none"> 1 23年産稲の作付のあった地域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 500 Bq/kgを超過した地域 旧市町村単位（場合によっては「字」単位）で作付制限を行う一方で、来年以降の作付再開に向けた地域の一体的な取組に対する支援を行う。 (2) 100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の地域 <ol style="list-style-type: none"> ア 上記(1)と同様の取扱を基本 イ 以下により新基準値を超過する米が流通しないことを担保できる場合は、例外的に作付の道を開く。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 取組：次のa～cを内容とする「管理計画」を策定 <ol style="list-style-type: none"> a 作付前の吸収抑制対策 b 全ての米の管理の徹底 c 全袋調査の実施 等 (イ) 手順：a 事前出荷制限 b 「管理計画」の下、新基準値以下の米袋については出荷 等 注： なお、100 Bq/kgを超過した米の発生が一部農家に限定される地域において、市町村が当該農家の生産を適切に管理する場合は、上記(2)のイの取扱いによらず、作付けを行うことができる。 (3)上記(1)、(2)以外の地域 作付制限を行わず、収穫後の放射性物質調査により米の安全性を確保する。 2 23年産稲の作付のなかった地域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒区域、計画的避難区域では、作付制限を行う。 (2) 旧緊急時避難準備区域では政府の作付制限を行わず、上記1の(2)のイと同様の取扱いとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が「24年産稲の作付に関する方針」に対してコメントを発表 <ol style="list-style-type: none"> 1 作付けを行う地域について、徹底した安全確保体制を構築する。 2 稲を作付けしない地域について、早期の作付再開に向けて支援する。 3 国に対し、県、市町村、地域の取組に対する全面的な支援を要請する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省が「24年産稲の作付に関する方針」に係る地域毎の作付等の取扱いを発出 《市町村から作付制限、事前出荷制限、個別に生産管理を行う地域の報告を求める》
2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年産稲の作付等に関する説明会を開催 《「24年産稲の作付に関する方針」に関する市町村担当者への説明》
3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村の作付制限区域の取扱いについて農林水産省へ報告
3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省が「24年産稲の作付制限区域の設定等について」を公表 《作付制限区域及び事前出荷制限区域の公表》
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策本部が「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を公表 《米の「全量全袋検査」や出荷制限の一部解除について規定》
3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年産稲作付支援プロジェクトチームを設置 《事前出荷制限や作付制限となる市町村へ農林事務所担当者を設置》 ・ 24年産稲の作付制限区域等の支援に関する会議を開催 《関係市町村、JAを対象に管理計画や再生計画、試験栽培の進め方等について説明》
3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産部長が農林水産大臣に対し「24年産稲の作付に関する方針等に対する緊急要望」を実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 事前出荷制限地域の生産・出荷等への支援 2 早期の作付再開に向けた支援 3 平成23年産米の特別隔離対策の早期実施

3 園芸品目における対応

(1) 加工用トマトの作付休止への対応

加工用トマトについては、メーカーと生産者等の協議の結果、平成23年産の作付は県内全域で作付が休止となったが、県では平成24年度以降の加工用トマトの生産再開に向け、関係機関との連携の下、試験栽培や土壌分析、果実分析等以下の取組を実施した。

表 3-11 加工用トマトの作付休止に関する経過

月日	取組内容
平成 23 年	
4月22日	加工用トマト生産振興に係る要請（県、JA全農）
5月9日	加工用トマト試験栽培検討会
7月6日	現地検討会
7月15日	平成24年産加工用トマト作付に係る中間検討会
8月12日、13日	果実分析
10月31日	福島県加工用トマト生産安定推進協議会 （メーカーから平成24年度の作付方針の提示）
11月2日	平成23年度加工原料用トマト全国需給安定協議会
平成 24 年	
1月18日	平成23年度福島県加工用トマト生産安定推進協議会

(2) 葉たばこの作付自粛への対応

福島県たばこ耕作組合は、第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響で、葉たばこを安心して生産・販売できる見込みがないことなどから、県内全域において、平成23年産の作付けを自粛した。

県は、平成24年度以降の葉たばこの生産再開に向け、関係機関と連携し、以下の取り組みを実施した。

表 3-12 葉たばこの作付自粛に関する経過

月日	取組内容
平成 23 年	
4月8日	福島県たばこ耕作組合は緊急役員会で、県内全域において、平成23年産の作付け自粛を決定。
9月22日	平成24年産葉たばこの廃作希望、廃作者への対応、作付、放射性物質の基準、腐葉土の利用等について関係機関（県たばこ耕作組合、JT、県）で検討。
12月7日	葉たばこ審議会結果及び平成24年度契約申込、売買契約に向けた対応、作付に向けた技術対策、廃作者の新たな品目の導入状況や廃作地の利活用状況等について、関係機関で検討。
平成 24 年	
2月3日	平成24年産葉たばこ売買契約状況、売買契約に基づく対応、作付に向けた除染、廃作希望状況、廃作希望者への対応等について関係機関で検討。

(3) あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛への対応

県は、市町村や関係団体等からの要請を受け、あんぽ柿を加工する際の原料柿中の放射性物質の濃縮度合について、伊達地方の原料柿を試験的に加工した検体を検査した。

その結果、原料と製品とで濃縮度合いが一定でないことや暫定規制値を超える検体が認められたことから、福島市、伊達市、南相馬市、桑折町及び国見町のあ

んぼ柿と干し柿等の、柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請した。
 なお、その他の地域については、出荷前自主検査の徹底を図った。

表3-13 乾燥果実の加工自粛等に関する経過

月日	取組内容
平成23年	
9月14日	あんぼ柿の放射能対策に関する検討会
9月28日	あんぼ柿の生産に関する検討会
10月11日	伊達市、桑折町、国見町、JA福島中央会、JA全農福島が県に対し福島第一原発事故にかかる「あんぼ柿」加工製造に関する緊急要請
10月14日	伊達市、桑折町、国見町で産出される柿を原料とするあんぼ柿及び干し柿等、柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請
11月2日	福島市、南相馬市で産出されるあんぼ柿及び干し柿等、柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請
11月17日	あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の放射性物質検査結果の公表(県)
11月22日	あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の出荷前自主検査等の指導徹底

4 畜産業における対応

(1) 原乳について

ア 原乳の出荷制限の指示

平成23年3月16～18日に県が行った本県産原乳の緊急時モニタリングの結果、川俣町産の原乳から暫定規制値を超える放射性ヨウ素が検出されたことを受け、県は平成23年3月19日に川俣町や関係団体等に対して原乳の出荷自粛を要請した。

また、平成23年3月19日に採取した原乳の緊急時モニタリング(酪農家がいる37市町村から各1戸)の結果、暫定規制値を超える放射性ヨウ素が検出されたため、県は、平成23年3月20日に県全域に原乳の出荷自粛を要請し、翌3月21日には、原子力災害対策本部長から知事に対し、本県において産出された原乳について当分の間出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請するよう指示が出された。

イ 原乳の出荷制限解除までの経過

平成23年4月4日付けで原子力災害対策本部より「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(以下、「出荷制限解除の考え方」という)として、クーラーステーション又は乳業工場単位で原乳の安全性を確認し、出荷制限を解除する方針が示された。

県は、本県産原乳の出荷制限の解除に向け、出荷制限解除の考え方にに基づき、生産者団体と連携のもと、安全な飼料確保と適正な飼養管理の徹底と緊急時モニタリングを継続して実施した。

その結果、平成23年4月8日の会津地域7市町をはじめとして順次出荷制限が解除され、平成23年6月8日には酪農家がいる37市町村の出荷制限が解除された。

また、平成23年10月7日には、酪農家のいない市町村についても出荷制限が解除され、警戒区域等避難指示区域を除く県内全域で出荷制限が解除された。

ウ 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の対応

(ア) 計画的避難区域

平成23年4月22日に計画的避難区域が指定されたことにより、当該区域内の乳用牛の移動が求められたため、対象となる乳用牛の原乳を検査し、移動先での原乳の安全性を確保した。

(1) 緊急時避難準備区域

平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に指定された区域においては、営農が可能とされたことから、出荷制限解除の考え方に則して原乳の検査を実施し平成23年6月8日出荷制限が解除された。

エ 出荷制限中の対応

出荷制限期間中の原乳は、自己所有地(牧草地等)に集中的に埋設、または堆肥舎等で処理することとされた。

出荷制限が解除されるまで、長いところでは3か月間にわたり原乳の廃棄が続き、埋設場所にも限度があることや、廃棄のための労力負担も大きいことから、廃棄する原乳の量を低減するために、強制乾乳や給与飼料を減量するなどの飼養管理が行われた。

オ 原乳の出荷制限解除後の対応

県は、生産者団体との連携のもと、安全な飼料確保と適正飼養管理の徹底指導を行うとともに、緊急時モニタリングを毎週実施し、平成23年4月26日から放射性物質は検出されていない。

(2) 牛肉について

ア 牛の出荷・移動制限

平成23年3月31日に牛肉1点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたが、他地域の結果に比べてかけ離れた値であったことから、翌4月1日に再検査を実施し、検出限界値以下であることが確認された。

その後、定期的実施した緊急時モニタリングの結果、平成23年4月7日以降、暫定規制値を超える放射性物質は検出されなかったが、平成23年7月8日に東京都の収去検査において、南相馬市から出荷された肉用牛の肉から暫定規制値を大幅に超える2,300Bq/kgの放射性セシウムが検出されたため、県は、直ちに南相馬市内で飼養されている牛の食肉出荷自粛を要請した。

また、平成23年7月9日には当該農場から出荷された他の10頭の肉用牛の肉からも1,530~3,200Bq/kgの放射性セシウムが検出されたため、平成23年7月11日から同8月3日に、県内すべての牛飼養農家(3,434戸)の適正飼養管理の再点検を行った。(表3-14)

その点検の中で、放射性物質に汚染された稲わらが給与されていた事例が確認されたため、県は、平成23年7月14日に県内全域の牛の食肉出荷自粛を要請した。

さらに、平成23年7月19日には、12か月令未満を除く県内の牛の県外への移動及び、と畜場への出荷制限が国から指示された。

表3-14 適正飼養管理の再点検結果 (畜産課調べ)

区分	戸数	飼養頭数	汚染稲わらの給与またはその可能性のある戸数
肥育	314戸	30,051頭	31戸(給与23戸・敷料8戸)
肉用牛繁殖	2,643戸	18,816頭	111戸(給与73戸・敷料38戸)
酪農	477戸	10,518頭	1戸(給与0戸・敷料1戸)
合計	3,434戸	59,385頭	143戸(給与96戸・敷料47戸)

うち、肉牛として出荷が確認されたのは、17市町村30戸867頭



写真 3-1 牛肉の緊急時モニタリング
におけるサンプリングの状況
(食肉流通センター)

イ 出荷制限解除に向けた対応

県は、牛の移動と出荷制限解除に向けて、牛肉モニタリング体制構築推進ワーキングチームを設置し、出荷調整とモニタリング検査実施体制を整備するとともに、全戸・全頭検査（牛肉の放射性物質検査）の実施と該当する自治体への協力を要請した。

ウ 全頭検査

県は、肉牛の出荷・検査方針を策定し、適正飼養管理がなされていることを確認した上で、全頭検査対象農家が全頭を県内のと畜場でと畜後、精密検査を行い暫定規制値以下であるもののみ、市場流通させることとした。

また、全戸検査対象農家については、初回の1頭以上を県内にと畜し、50Bq/kg以下であった場合のみ、次回以降、全頭検査体制が整備された県外のと畜場への出荷を認めることとした。

このように全頭検査体制が整備され、平成23年8月25日に原子力災害対策本部長から、本県産牛肉の一部出荷制限解除の指示を受けたことから、本県の「出荷・検査方針」（図3-5）に基づき肉牛の出荷が再開され、県内外において全頭検査がスタートした。

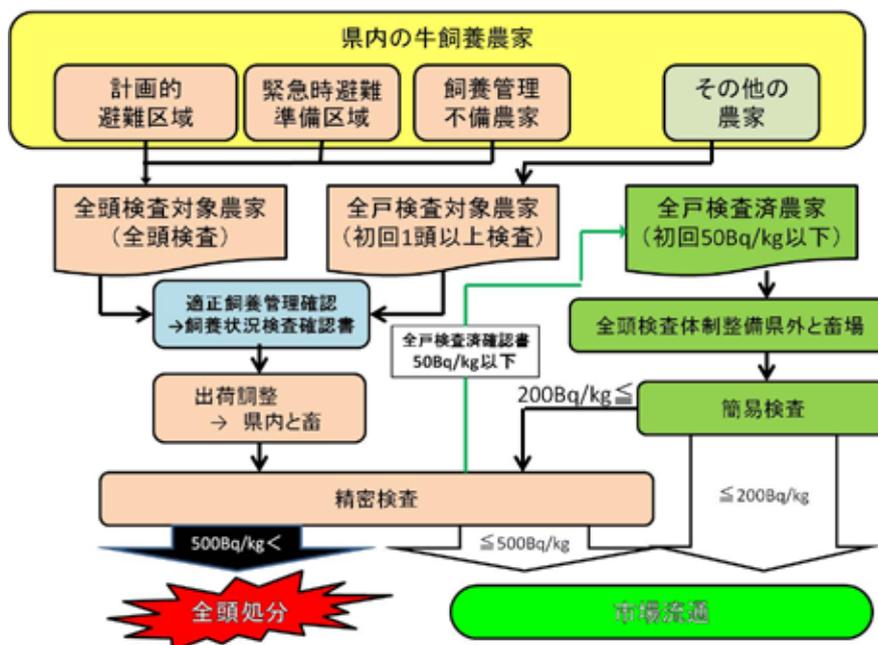


図 3-5 肉牛の出荷・検査方針

エ 農家に対する支援対策について

県では、出荷制限を受けた農家等に対する支援策として以下の経営安定対策を実施した。

(ア) 肥育牛出荷円滑化対策事業

原子力災害により肉用牛の出荷停止を受けた農業者から、出荷できずに適期を超過した肥育牛を買い上げるために要する経費を補助した。

(イ) 肉用牛経営緊急支援対策事業

畜産農家の経営の負担が軽減できるよう、飼料の現物支給を行うための経費について支援した。

(ウ) 肉用牛経営緊急支援資金

畜産経営を支援するための融資制度を創設。

オ 食品中の放射性物質に関する基準値の引き下げへの対応

平成24年1月以降は、4月からの新たな放射性物質基準値に対応した飼料給与指導を行うとともに、汚染飼料等の給与履歴がある農家が管理する肉牛については、血液による生体検査を実施し、平成23年度中に基準値の管理下での出荷を進めた。

(3) 飼料作物について

ア 緊急時モニタリングによる安全性の確認

平成23年産の飼料作物については、牧草(312点)、稲わら(209点)、ホールクroppサイレージ用稲(119点)、単年生飼料作物(50点)、その他作物(20点)の合計710点の緊急時モニタリングを実施し、牧草については県内の大部分において利用自粛となった。

イ 代替飼料の確保について

原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を受けて、牧草が使用できなくなっている地域があることから、その代替の粗飼料購入に要する経費を、また、計画的避難区域内の一時避難にかかる管理経費を、それぞれ対象となる畜産農家に貸し付けることにより、健全経営の維持と円滑な家畜避難を支援した。

また、国から供給可能な粗飼料のリストの提供を受け、マッチング支援を行うとともに、緊急的に不足する農家に対しては、(財)日本草地畜産種子協会から無償提供される粗飼料の申請支援を行った。

ウ 暫定許容値変更に伴う対応

平成24年2月3日に牛用飼料の暫定許容値が変更されたことに伴い、これまで緊急時モニタリングにより給与可否を判断してきた平成23年産飼料作物について、新しい暫定許容値に適合するかを再度確認するため追加調査を実施し、新たに給与できない地域が追加された。

また、牛飼養農家全戸に対し、暫定許容値の変更に伴う留意点をまとめたパンフレットを配付し、周知徹底を図った。

(4) 警戒区域や計画的避難区域における家畜への対応について

ア 震災直後の状況

震災直後には、県内全域において施設の損壊、停電、断水、通信回線の遮断、交通網の寸断、燃料不足と風評による物流の停止など、あらゆる活動が制限される状況下にあったが、連絡の取れた農家や獣医師等から聞き取り調査を行った結果、以下の状況が確認できた。

(ア) ライフラインが止まったため、飼料が届かない、水がない、搾乳ができない、集乳車が来ない、ボイラーが使えない、換気できないなど最低限の飼養管理もままならない状況であった。

(イ) 住宅や畜舎の空間放射線量が不明のため不安を感じていた。

(ウ) 農家の避難先が不明であった。

イ 家畜の飼養衛生管理等に係る指導等

国からの通知等に基づき、家畜防疫体制の維持、停電対策、放射性物質による畜産物の汚染防止のため次の対応を行った。

- (ア) 2011年東北地方太平洋沖地震により被災された農家等に対する家畜防疫体制の確認
 - a 家畜保健衛生所の業務体制の点検と復旧
 - b 家畜及び家きん飼養農場の被害状況の把握
 - c 飼養衛生管理の遵守に対する支援
 - d 飼料や動物用医薬品等の確保に対する指導・助言
 - e 農場の早期通報に応じた HPAI 検査の取り扱い
- (イ) 東北地方太平洋沖地震発生に伴う家畜の飼養管理及び施設園芸の停電対応
 - a 配合飼料の給餌を制限する飼養管理方法
 - b ウインドレス畜舎における停電対策
 - c 浄化处理施設における停電対策
- (ウ) 原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理
 - a 乾牧草を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り保管されたもののみを使用すること
 - b 家畜の飲用水は、貯水槽に蓋をするなど降下粉じん等の混入を防止すること
 - c 放牧を当面の間行わないこと

ウ 警戒区域の家畜の対応

(ア) 警戒区域内家畜への緊急対応

半径20km圏内の空間放射線量が平成23年4月21日に初めて公表されたことから、平成23年4月25日から同年5月2日まで警戒区域内家畜への緊急対応を行った。

対象市町村及び対象農家は、楢葉町、葛尾村、川内村及び田村市は全戸、南相馬市及び富岡町は一部の農家とし、死亡家畜への消石灰散布等の緊急的な衛生対策とひん死家畜及び緊急的な措置が必要な放れ畜等に対する応急措置を行った。

その結果、乳用牛の多くは畜舎内で死亡又は瀕死の状態、肉用牛はほとんどが畜舎外に放たれ、豚と鶏は、ほぼすべてが畜舎内で死亡していた。



写真 3-2 離れ畜(牛)(富岡町)



写真 3-3 水田の草をはむ離れ畜(牛)
(富岡町)



写真 3-4 離れ畜（豚）（浪江町）

(イ) 国の原子力災害対策本部長指示に基づく対応

警戒区域内の家畜の取扱については、平成23年5月12日に原子力災害対策本部長から知事に対し、「家畜の所有者の同意を得て、家畜に苦痛を与えない方法(安楽死)によって処分すること」との指示がなされ、同日付けで、

- a 区域外への移動禁止
- b 畜舎内の家畜は所有者の同意を得た上で安楽死
- c 死亡家畜は敷地内で消石灰散布とブルーシート被覆(移動及び処分は禁止)
- d 放たれた家畜は一定の区域に誘導し、所有者の同意を得て安楽死
- e 作業にあたっての被ばく線量管理の徹底

との基本方針が示された。

これを受けて、県では平成23年5月16日に市町村及び関係団体への説明会を開催し、市町村ごとに飼養者への説明を行い、その後、同意を得られた所有者の家畜から順次安楽死処分と畜舎内の死亡家畜の処理を行った。

当該指示においては、埋却処分が不可能であったことから、所有者の同意を得難かったが、平成23年7月6日に一次保管としての埋却が可能となり同意取得が促進した。

平成24年3月31日現在における処分の状況は表3-15のとおり。



写真 3-5 離れ畜の囲い込み（富岡町）

表 3-15 安楽死措置等の進捗状況 (平成24年3月31日現在) (畜産課調べ)

	区域内の 戸数・頭羽数	同意戸数	安楽死措置		埋却措置	
			戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
牛	277戸 3,488頭	175戸	111戸	772頭	127戸	1,826頭
豚	8戸 30千頭	8戸	7戸	3,365頭	7戸	5,791頭
鶏	9戸 441千羽	5戸	1戸	367羽	3戸	81,525羽

区域内の飼養戸数・頭羽数は平成22年10月1日現在

鶏の戸数・羽数は1,000羽以上。進捗状況には1,000羽未満及び農場独自実施分を含む

(ウ) 警戒区域内家畜の特例措置

警戒区域内の家畜については、原則として警戒区域外に持ち出すことがないが、

- ・ 公益性があること
- ・ 研究用以外の家畜生産及び食用に利用しないこと
- ・ 公的機関が責任を持って家畜を監視すること

等の条件の下で、特例的に区域外への移動が認められた。

a 歴史的伝統行事「相馬野馬追い」の保存のため、祭事に用いられる南相馬市等の馬31頭を区域外に持ち出した。

b 学術研究目的で南相馬市の豚26頭を東京大学の研究牧場へ移動した。

エ 計画的避難区域等からの家畜の移動

平成23年4月22日に屋内避難区域と飯館村、葛尾村の一部、浪江町の一部及び川俣町の一部が計画的避難区域と緊急時避難準備区域に再編され、当該区域内の家畜については、概ね1か月を目途として区域外に移動することとされた。

県では、家畜移動のフロー(図-3-6)に基づき、家畜保健衛生所等による飼料及び飲料水の給与状況などの飼養管理状況調査を行い、適正に飼養管理されていたことを確認し、必要に応じてヨーネ病等の衛生検査を実施した上で、牛の体表の放射線量をサーベイメーターにより測定し、10万cpm以下であることが確認された家畜についてのみ移動を認めることとした。

これらの情報についてはチェック表及び移動管理台帳に整理し、移動先の都道府県等に情報を提供した。

なお、平成23年4月23日から同7月11日までの間に計画的避難区域から移動した牛8,092頭及び、緊急時避難区域から移動した牛3,048頭の合計11,140頭のスクリーニング検査を行った結果、10万cpmを超える個体は確認されず、その85%は1,000cpm未満であった。



写真 3-6 牛のスクリーニング検査(葛尾村)

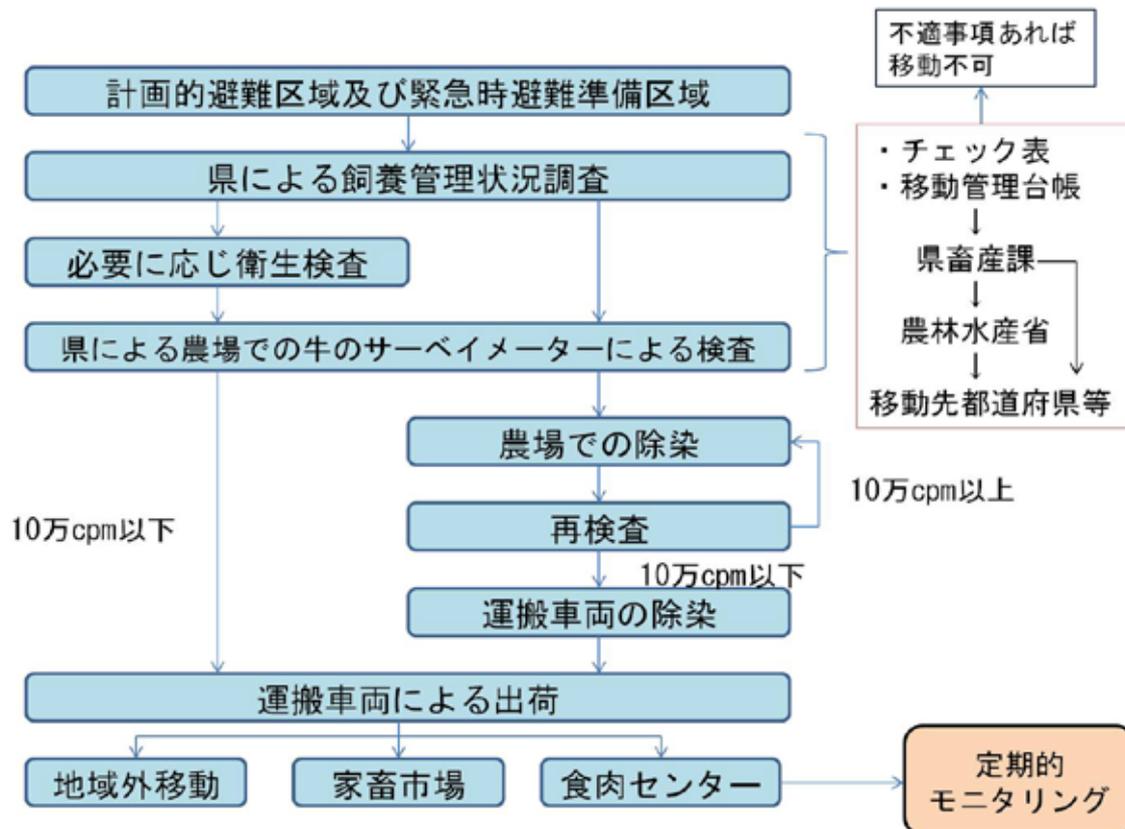


図 3-6 家畜の移動フロー

表 3-16 牛のスクリーニング結果

(畜産課調べ)

区 域	頭 数	スクリーニング検査結果 (単位 : cpm)				
		1,000 未満	1,000 ~ 4,999	5,000 ~ 9,999	10,000 ~ 99,999	100,000 以上
計 画的 避 難 区 域	8,092 頭	6,476 頭 (80.0%)	1,428 頭 (17.6%)	179 頭 (2.2%)	9 頭 (0.1%)	0 頭 (0.0%)
緊 急 時 避 難 準 備 区 域	3,048 頭	3,001 頭 (98.5%)	47 頭 (1.5%)	0 頭 (0.0%)	0 頭 (0.0%)	0 頭 (0.0%)
合 計	11,140 頭	9,477 頭 (85.1%)	1,475 頭 (13.2%)	179 頭 (1.6%)	9 頭 (0.1%)	0 頭 (0.1%)

家畜の除染が必要となる基準値は 10 万 cpm (人に対する基準と同様)

検査の結果、国が示す放射線量の基準 (10 万 cpm) を越えた場合に、家畜の体を洗浄するなどの除染作業を行うが、検査結果の最高値は 16,000cpm であったため、除染が必要となった事例はない。

5 栽培きのこにおける対応

(1) 栽培きのこの出荷制限等の状況

原木しいたけなどの栽培きのこについては、平成 23 年度の緊急時モニタリングにより暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成 23 年 4 月 13 日にいわき市をはじめとする 16 市町村で露地栽培の原木しいたけについて国から摂取制限等の指示が出され、その後も施設栽培の原木しいたけと露地栽培の原木なめこが出荷制限や摂取制限となり、平成 24 年 3 月末時点では、露地栽培の原木しいたけ (17 市町村)、施設栽培の原木しいたけ (3 市町) 及び露地栽培の原木なめこ (2 市) が出荷制限等となっている。(県独自の自粛要請を含む)

(2) 栽培きのこから放射性物質が検出される原因等

原木栽培においては、原子力発電所の事故以降、屋外で管理したほだ木が放射性物質に汚染され、そのほだ木から発生するきのこに移行することが主な要因であり、同一管理したほだ木であっても、放射性物質濃度に大きなバラつきがある。

また、菌床栽培においては、原子力発電所の事故以降に購入した放射性物質に汚染されたおが粉で仕込んだ菌床培地から、発生するきのこに移行することが主な要因となっている。

(3) 安全な栽培きのこの生産のための取組

ア きのご用原木等の譲渡及び利用の自粛について

平成23年8月12日に林野庁から「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取り組みについて」が示され、きのこ生産用資材のおが粉等及び調理加熱用の薪と木炭の管理状況を調査のうえ以下のものが確認された場合は当面の間、譲渡及び利用の自粛を要請することとなった。

(ア) 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていたきのこ生産資材用のおが粉等及び調理加熱用の薪と木炭(シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)

(イ) 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木(シートをかけるなど風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)を原料とするきのこ生産資材用のおが粉であって、樹皮を除かずに製造されたもの。

(ウ) 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木(シートをかけるなど風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)を原料とする調理加熱用の薪及び木炭。

イ きのご原木等の指標値の設定について

平成23年10月6日に、林野庁が「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」(以下、「きのこ原木等の指標値」という。)により、きのこ原木、菌床用培地ともに150Bq/kg(乾重量)を当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)として設定し、指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流通が禁止された。

また、平成24年3月28日にきのこ原木等の指標値が一部改正され、きのこ原木及びほだ木は50Bq/kg(乾重量)、菌床用培地及び菌床は200Bq/kg(乾重量)が当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)として新たに示された。

この指標値を超えるきのこ原木、菌床用培地等の使用・生産または流通が平成24年4月1日から禁止されることとなったが、150Bq/kg(乾重量)以下のきのこ原木及びほだ木であって50Bq/kg(乾重量)を超えるものについては、使用するきのこ生産者が所在する都道府県が放射性物質検査を確実にし、きのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することを条件として引き続き利用できる経過措置が取られることとなった。

表 3-17 きのご原木、菌床用培地等の指標値

	～平成24年3月31日	平成24年4月1日～
きのこ原木及びほだ木	150Bq/kg	50Bq/kg
菌床用培地及び菌床	150Bq/kg	200Bq/kg

きのこ原木とほだ木の経過措置

50Bq/kgを超え150Bq/kg以下のものについては、使用するきのこ生産者が所在する都道府県が放射性物質検査を確実にし、きのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することを条件として引き続き利用できる

ウ きのこ原木等の検査方法について

きのこ原木や菌床用培地については、平成23年10月31日に林野庁から示された「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき、林業研究センターのNaIシンチレーションスペクトロメータできのこ原木・ほだ木及び菌床用培地・菌床等の検査を実施するとともに、きのこ生産者等へきのこ原木・ほだ木及び菌床用培地・菌床等の使用・生産・流通の可否について指導を実施した。

なお、平成24年3月30日に「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」が一部改正され、4月1日からの検査はこの方法に基づき行われることとなった。

表 3-18 きのこ生産資材の検査結果 (平成24年3月30日現在)

	原木		ほだ木		菌床		菌床培地		おが粉		合計	
	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超
県北	72	26	235	209	177	72	44	11	18	3	546	321
県中	165	101	224	165	59	15	19	0	3	2	470	283
県南	57	28	138	73	21	8	24	0	-	-	240	109
会津	59	20	101	38	46	8	-	-	23	2	229	68
南会津	40	2	149	1	33	11	19	0	-	-	241	14
相双	3	3	22	19	20	7	-	-	2	0	47	29
富岡	-	-	2	2	25	0	-	-	1	0	28	2
いわき	14	11	99	75	27	3	-	-	-	-	140	89
合計	410	191	970	582	408	124	106	11	47	7	1,941	915

エ きのこ生産者への対応

県では、きのこ生産者等の依頼を受け、きのこ原木、ほだ木、菌床及び菌床用培地などの、きのこ生産資材の放射性セシウム濃度を測定し、指標値を超えたきのこ生産資材をきのこ生産に使用しないよう、生産者を指導した。

また、放射性物質による森林汚染がきのこ用原木等の需給に影響を及ぼし、価格が高騰したことから、きのこ生産者のきのこ原木等の導入に要する経費の負担軽減を図る事業を実施した。

6 沿岸漁業における対応

(1) 沿岸漁業の操業自粛に関する経過

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波とそれに続く原子力発電所の事故に伴い、平成23年3月15日より本県沿岸漁業は操業を自粛した。

これ以降、平成24年3月までの間、延べ13回の「県下漁業協同組合長会議」が開催され、会議開催の都度、翌月の沿岸漁業の操業自粛を決定した。県では、会議において、海産魚介類、海水、海底土壌の緊急時モニタリングの結果資料の提供と内容説明を行った。

なお、海産物については、平成23年4月7日から緊急時モニタリングを開始し、平成23年4月20日にコウナゴ(いかなごの稚魚)の摂取及び出荷制限の指示が出されたのをはじめ、平成24年3月末までに、24魚種で暫定規制値の超過が確認されているが、沿岸漁業が自粛されていることから、コウナゴ以外の魚種には出荷制限等の指示は出されていない。

(2) 操業再開に向けた体制の整備

平成23年5月18日に開催された「平成23年度第2回県下漁業協同組合長会議」において漁業再開について論議を開始して以降、平成23年8月に福島県漁業協同組合連合会が作成した「福島県漁業試験操業実施要領」を承認し、漁業再開に向けた試験操業の実施についての方法を定め、漁業再開の準備を進めている。

県は、放射性物質の検査体制を強化するため、平成23年9月にいわき市漁業協同組合、相馬双葉漁業協同組合及び小名浜機船底曳網漁業協同組合に簡易検査器を配備するとともに、簡易分析を迅速に行い、出荷の可否について判断する体制を構築するため、平成24年1月に水産試験場に、同年3月に水産試験場相馬支場にゲルマニウム半導体検出器を配備した。

第2 県産材等の検査について

1 県産材等の検査について

(1) 県産材製材品等の検査について

原子力発電所の事故に伴い、県内の製材工場から福島県産材の安全性に関する問い合わせが急増するとともに、出荷製材品が納入先で受け取り拒否されるなどの被害が発生した。

県では、平成23年4月4日から県ハイテクプラザにおいて、工業製品を対象とした放射線量の測定を開始し、県内事業者の木材製品についても測定が行われた。

また、平成23年6月23日には、林野庁から「木材製品の取扱いに係る留意事項等について（Q&A）」が示され、計画的避難区域から原木等を出荷する際は放射線測定器でスクリーニングを行い、測定結果が100,000cpm以下であることを確認するよう示された。

さらに、平成23年8月1日には樹皮（バーク）を原料とした肥料等について400Bq/kgの暫定許容値が設定されるとともに、8月23日には樹皮やおが粉等家畜用敷料について、400Bq/kgの暫定許容値が設定されたことから、燃料用として流通していたものを含め、県内全域のバークの流通がほぼ停止し、各工場に滞留することとなった。（約4,000トン/月）

なお、平成24年3月現在のバーク滞留量は約26,000トンに上っている。

(2) 県産材製材品の安全性確認調査の実施

県産材の安全性を確認するため、平成23年11月10日から同年12月7日にかけて、県内各地域の計31工場において、出荷されている製材品の放射線量を測定した。

ア 調査対象とした製材品

(ア) 事故後伐採材

原発事故以降に県内の森林から伐採され、製材されたスギ製材品。

（計285体）

(イ) 屋外天乾材

平成23年3月11日以降、屋外で天然乾燥された履歴があるスギ製材品。

（計259体）

イ 測定方法

GM計数管式サーベイメータを用いて、各製材工場において、林業研究センター及び農林事務所職員が測定を行った。

3-19 県産材の安全性確認調査一覧

（平成24年3月31日現在）

農林事務所	調査工場数	検体数計
県北	4	77
県中	5	100
県南	5	100
会津	5	67
南会津	3	60
相双	2	40
いわき	7	100
合計	31	544

ウ 調査結果

「事故後伐採材」、「屋外天乾材」いずれの材表面測定値においても、バックグラウンド値^{※1}を大きく超える値は検出されず、材表面測定値からバックグラウンド値を引いた測定値は、最大で50cpm（0.0017μSv/hに相当^{※2}）であった。

表 3-20 県産材製材品の検査結果 (平成24年3月31日現在)

検体の種類	A：材表面測定値 (cpm)			B：バックグラウンド値 (cpm)			測定値 (A-B)
	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最大値 (cpm)
事故後伐採材	50	91	189	55	98	190	32
屋外天乾材	47	93	176	55	102	190	50

※1 バックグラウンド値：測定対象（製材品）以外からの放射線の測定値

※2（独）産業技術総合研究所の換算表による試算



写真 3-7 県産製材品の検査状況

(3) 放射性物質に汚染された砕石が確認されたことによる木材製品への影響

二本松市の新築マンションにおいて、放射性物質に汚染された砕石を使用したコンクリートによって、室内の空間線量が屋外よりも高線量となっていることが報道されたことに伴い、製材品も不安視され、事業者等へ安全性に関する問い合わせが増加した。

そのため、県では、平成24年1月25日から同年3月8日にかけて県内の製材工場等で製材品の放射線量調査を行うとともに、原発事故発生時に屋外に置かれていた製材品の出荷状況等を調査し、製材品の安全について確認を行った。

ア 調査方法

(ア) 製材品の表面線量調査

県北管内及び、旧緊急時避難準備区域を含む相双・県中管内において、製材品を出荷している製材工場等の製材品の表面線量調査を行った。

(イ) 製材品の出荷状況確認調査

原発事故当時に各事業所において、屋外で保管していた製材品の出荷状況について聞き取り調査を行い、在庫等の表面線量を調査した。

表 3-21 製材品の表面線量調査対象事業者数

(平成24年3月31日現在)

区 分	県北管内	県中管内	相双管内	計
旧緊急時避難準備区域	0	2	9	11
上記以外の区域	33	0	5	38
計	33	0	14	49

イ 調査結果

(ア) 製材品の表面線量調査

現在製材品が出荷されている49工場における表面線量調査の結果、放射性物質による表面線量の最大値は92cpm (0.0031 μ Sv/h^{*1})であった。

なお、92cpmの値について、放射線防護に詳しい国立大学法人長崎大学の松田直樹教授と独立行政法人放射線医学総合研究所鈴木敏和外部被ばく評価室長に確認したところ、環境や健康への影響はないと考えられるとの評価が得られた。

表 3-22 製材品の表面線量調査結果

(平成24年3月31日現在)

(単位：事業者数)

	表面線量 (cpm)					計
	未検出	~40	~60	~80	80 ~ 100	
旧緊急時避難準備区域	6	1	1	2	1	11
上記以外の区域	30	7	0	1	0	38
計	36	8	1	3	1	49

(イ) 製材品の出荷状況確認検査

原発事故当時屋外で保管していた製材品を出荷していた6事業者の在庫製材品における表面線量は最大で92cpmであり、表面線量調査の最大値を検出した事業者と同一であった。

2 調理加熱用の薪及び木炭について

(1) 調理加熱用の薪及び木炭の指標値について

平成23年11月2日に林野庁から「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」が示され、薪及び木炭の燃焼灰が一般廃棄物最終処分場での埋め立て処分が可能な放射性物質の濃度8,000Bq/kg以下となるよう、薪は40Bq/kg(乾重量)、木炭は280Bq/kg(乾重量)が当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)として設定され、指標値を超える調理加熱用の薪及び木炭の生産、流通、使用が禁止された。

(2) 調理加熱用の薪及び木炭の検査方法について

調理加熱用の薪及び木炭については、平成23年11月18日に林野庁から示された「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき、平成23年11月25日から検査を実施するとともに、検査結果に基づき薪生産者等に薪及び木炭の生産、流通、使用の可否についての指導を実施した。

*1 (独) 産業技術総合研究所の換算表による試算

なお、薪についてはゲルマニウム半導体検出器を用いて分析するよう定められているが、農業総合センターのゲルマニウム半導体検出器は農林水産物の緊急時モニタリングを最優先としているため、林業研究センターのNaIシンチレーションスペクトロメータを活用した検査と併用して検査を実施した。

表 3-23 調理加熱用薪及び木炭の検査結果 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

	薪 (NaI)		薪 (Ge)		木炭		合計	
	検体数	40Bq/kg超	検体数	40Bq/kg超	検体数	280Bq/kg超	検体数	指標値超過
県北	48	38	2	2	7	5	57	45
県中	39	28	3	1	20	12	62	41
県南	7	3	-	-	8	5	15	8
会津	16	14	-	-	2	0	18	14
南会津	6	1	-	-	5	0	11	1
相双	2	2	-	-	6	5	8	7
富岡	-	-	-	-	0	0	0	0
いわき	3	2	-	-	5	3	8	5
合計	121	88	5	3	53	30	179	121

3 警戒区域、計画的避難区域等から搬出された碎石について

平成 23 年 12 月 27 日に、二本松市が、個人積算線量調査で高い線量率が計測された住居を調査したところ、マンションの床が原因であることを確認した。

二本松市は、翌 12 月 28 日に、3 階建てのマンションの各階及び屋外の線量率を調査したところ、1 階の線量率がほかの階に比べて高い数値であることを確認し、この内容を環境省と県北地方振興局に情報提供した。

これを受け、環境省、JAEAなどは、平成 24 年 1 月 5 日に当該マンションの各部屋の放射線量を確認し、翌 1 月 6 日には、二本松市、環境省及び JAEA がマンション建設業者からヒアリングを行った。

その結果、当該マンションの 1 階の床に打設したコンクリートに、計画的避難区域の碎石業者から納入された碎石が使用されていたことが判明し、同時期に施工された排水路でも高線量が確認された。

その後、経済産業省は、現地調査結果等を踏まえ、平成 24 年 3 月 22 日に碎石及び砂利の出荷の暫定基準値を定めた。

【砕石及び砂利の出荷基準】

- ① 対象製品
砕石及び砂利（砂及び真砂土を含む）
- ② 対象地域
当面の間、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場を対象。
- ③ 作業手順
対象製品を製造し出荷する事業者は、製品の放射線量を低減化させるため、操業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際は、以下の作業を行うこととする。
 - ・ スtockヤード、プラント、重機、車両等を可能な限り除染する。
 - ・ 平成23年4月以降に採取していない場所については表層を少なくとも5 cm以上除去した上で岩石を採取するなど、適切な措置を講ずる。
- ④ 暫定基準値
定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、放射性セシウムの平均濃度（Cs134 及び Cs137 の合計値）が 100Bq/kg 以下であれば出荷可能とする。
ただし、対象地域における屋外の公共工事に使用される製品については、定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、表面線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下であれば出荷可能とする。

農林水産部においては、平成24年1月18日に、各農林事務所に対して平成23年3月11日から平成24年1月17日までの間に現場施工があった、農林水産部が所管する県営公共事業における砕石等骨材の使用実態について調査を実施した。

調査の結果、農林水産部所管の県営公共事業で砕石等を使用した工事は578か所あり、警戒区域等に所在する採石場の砕石を使用した工事は5件であった。

そのうち、二本松市のマンションのコンクリートに使用した砕石の納入業者から調達した砕石を使用した工事件数は1件であったが、対象構造物周辺の空間線量率は最大で $0.27 \mu\text{Sv/h}$ であり、周辺の $0.26 \mu\text{Sv/h}$ と同程度であった。

また、その他の4件の工事については、使用部位から1 mの高さで周辺空間線量率よりもやや高かったほかは、使用部位から1 cmの空間線量率もふくめ、全て周辺よりも低い空間線量率であった。

第3 農業系汚染廃棄物について

1 農業系汚染廃棄物等の緊急時モニタリングの概要について

(1) 農業生産資材の暫定許容値の設定

第一原子力発電所の事故以降、農畜産物から食品衛生法に基づく暫定規制値を超過する放射性物質が検出されたことから、国は食品の安全性確保のため、生産段階で使用される肥料や飼料等の農業生産資材について、その利用の可否を判断する基準として資材に含まれる放射性物質濃度の「暫定許容値」を定めた。

表 3-24 農業用資材の暫定許容値

資材名		暫定許容値 (製品重量当たり)	備考
肥料、土壌改良資材、培土、 家畜用敷料		4 0 0 Bq/kg	平成 23 年 8 月 1 日公表 家畜用敷料は平成 23 年 8 月 23 日公表
飼 料	牛用、馬用	1 0 0 Bq/kg	牛用飼料は平成 24 年 2 月 3 日改定値
	豚用	8 0 Bq/kg	牛用以外は平成 24 年 4 月 1 日改定値
	家きん類	1 6 0 Bq/kg	粗飼料は水分含量 80%換算

(2) 農業生産資材の緊急時モニタリングの実施

農業生産資材のうち、特に堆肥については、農地に施用することで土壤中の放射性セシウムが増加し、そこで生産される農産物の放射性セシウム濃度の上昇をもたらす可能性があることから、県は、堆肥の汚染状況の把握と利用の可否を判断するため、平成 23 年 8 月 5 日付けの農林水産省通知「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法の制定について」に基づき、県内一円で堆肥の緊急時モニタリングを開始した。

堆肥については、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月までの間に、3,675 点の牛ふん堆肥と 53 点の稲わら・もみ殻堆肥（以下、稲わら等堆肥）の分析を実施した。

その結果、牛ふん堆肥では全体の 51%、稲わら等堆肥では 21%が暫定許容値を超過していたことから、堆肥の流通・利用が不可と判定され、堆肥の汚染が広範に及んでいることが明らかとなった。

また、牧草、稲わら等の自給飼料及びその他資材についても、利用の可否について緊急時モニタリングを実施し、暫定許容値を超過したものに対しては、流通・利用の自粛を要請した。

ア 堆肥等の緊急時モニタリングの概要及び結果

(ア) 分析機関

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

(イ) 分析実施期間

平成 23 年 9 月 16 日～平成 24 年 3 月 29 日

(ウ) 分析対象

「稲わら」、「もみがら」を主原料とした堆肥及び牛ふん堆肥。

(エ) 分析対象の選定方法

a 「稲わら」、「もみがら」を主原料とした堆肥

市町村の区域から 3 点を抽出して検査を実施し、市町村単位で流通・利用の可否を判断した。

b 牛ふん堆肥

(a) 農場個別検査

飼料の緊急時モニタリングの結果、飼料の暫定許容値を超過した地域

の牧草又は汚染された稲わらを牛に給与した農家の堆肥は個別に検査し、農家個別に流通・利用の可否を判断した。

また、堆肥センターの堆肥も個別に検査した。

(b) 地域単位での抽出検査

個別検査農家以外の牛飼養農家については、市町村の区域から3戸を抽出して検査を実施し、市町村単位で流通・利用の可否を判断した。

表 3-25 堆肥等の緊急時モニタリング結果

分析結果	稲わら等堆肥	牛ふん堆肥	適用
400Bq/kg超過	11点	1,882点	流通・利用の自粛を要請
400Bq/kg以下	42点	1,793点	流通・利用が可能
計	53点	3,675点	

2 暫定許容値を超えたものへの対応について

緊急時モニタリングの結果、暫定許容値を超過した堆肥等の流通・利用が自粛とされたことから、農家において大量の汚染廃棄物が滞留することとなり、農業経営を圧迫することとなった。

加えて、高線量の汚染廃棄物による農業者の外部被ばくを防止することが喫緊の課題であったことから、速やかに汚染廃棄物の隔離保管及び処理を行うため、県は、福島県民健康管理基金を財源とした「農業系汚染廃棄物処理事業」により、汚染廃棄物の一時保管、運搬、減容化、分析などの取組に対する支援を行った。

なお、食品衛生法上の基準値を超過し、出荷自粛の対象となった農林産物についても「農業系汚染廃棄物処理事業」の対象とすることで農業経営の維持と地域農業の再生を図った。

○ 農業系汚染廃棄物処理事業の概要

1 趣旨

放射性物質による汚染により農林業において利用が困難となった農林産物及びその副産物並びに農業生産資材等の処理を促進するため、一時保管、運搬、減容化、分析などの取組みを支援する。

2 事業内容

(1) 対象とする廃棄物

ア 肥料、土壌改良資材、培土、飼料、敷料の放射性セシウムの濃度が暫定許容値を超過しているもの

イ 食品衛生法の基準値を超過しているもの

ウ 暫定許容値や基準値等の基準を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの

(2) 対象要件

ア 高濃度の放射性物質を含み、農業者等の外部被ばく等が懸念されるもの

イ 廃棄物として滞留し農林業や農林産物の流通等の支障となっているもの

ウ 地域において先行モデルとして処理をするもの

(3) 対象とする取組み

ア 廃棄物の運搬、焼却等による減容化、一時保管・処分・有効利用等の処理

イ 廃棄物及び周辺環境等のモニタリング

ウ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組み

3 事業実施主体

市町村、民間団体又は民間事業者（農業生産者団体等）

4 予算額

平成23年度： 349百万円（12月補正予算額）

5 補助率：10/10

6 事業実施期間：平成23年度～平成26年度

表 3-26 農業系汚染廃棄物に関する経過

月 日	経 過
平成 23 年	
4月14日	農林水産省が牧草等の粗飼料の暫定許容値を公表
8月1日	農林水産省が「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」により、肥料等資材の暫定許容値を公表
8月5日	農林水産省が堆肥の検査方法を定め、「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法の制定について」を通知。 これを受け、県は、堆肥等の検査計画の策定に着手。
8月17日	県は、「肥料等の暫定許容値の設定に係る説明会」を開催し、暫定許容値の設定について周知 《対象者：生産者、関係団体、関係業者、市町村、県機関等 出席人数：278名》
9月16日	堆肥の放射性物質検査を開始。
9月23日	第1回目の堆肥分析結果を公表し、分析72点中、38点が暫定許容値を超え、これらの堆肥について、出荷・施用の自粛を要請 以降、平成24年3月29日までの間に、合計3,728件の堆肥を分析し、その結果を順次公表
12月	農業系汚染廃棄物の処理を促進するため、平成23年度12月補正予算により「農業系汚染廃棄物処理事業」を措置し、汚染廃棄物の一時保管、運搬、減容化、分析などの取組を支援。
平成24年	
1月23日	福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱等を施行し、平成23年度分事業を実施。



写真 3-8 農業系汚染廃棄物（堆肥）の一時保管状況



写真 3-9 農業系汚染廃棄物（堆肥）の一時保管状況

第4 農用地の土壌調査及び森林空間線量調査

1 農用地の土壌調査

(1) 農用地の土壌調査の実施

第一原子力発電所の事故に伴い飛散した放射性物質の影響により今後の営農に支障をきたすおそれがあったことから、県では県内農用地の汚染状況を把握するため、福島県農業総合センターを中心に（独）農業環境技術研究所と連携して水田土壌1,485点、畑地等土壌1,133地点、延べ2,618地点について土壌調査を実施した。

表 3-27 農用地の土壌調査の経過

	調査期間	公表	調査の概要
第1回	平成23年3月31日 ～4月1日	4月6日	警戒区域に設定された市町村を除く全市町村において、水田53地点、畑地17地点の計70地点の土壌調査を実施。
第2回	4月5日～4月7日	4月12日	第1回土壌調査で比較的放射性セシウム濃度が高かった7市町村54地点の水田において再調査を実施。 調査の結果、飯舘村の7地点、浪江町の1地点で、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値500Bq/kgを超えるおそれのある土壌中の放射性セシウム濃度の上限値5,000Bq/kg（以下、この表において「上限値5,000Bq/kg」という）を超過した。
第3回	4月15日	4月22日	畑地土壌を中心に34地点（水田1地点、畑地33地点）の調査を実施。
第4回	4月27日	5月10日	積雪下でサンプリングができなかった3市町村3地点の水田土壌の調査を実施し、3地点とも上限値5,000Bq/kgは超過しなかった。
第5回	5月30日～6月7日	6月29日	夏野菜等の主産地や空間線量率の高い地域の農用地土壌121地点の調査を実施。
第6回	6月9日～6月28日	8月29日	計画的避難区域3地点、緊急時避難準備区域28地点の計31地点の農用地土壌調査を実施。
第7回	7月6日～7月12日	8月29日	第5回土壌調査で上限値5,000Bq/kgを超えた地域と特定避難勧奨地点周辺の農用地土壌22地点の調査を実施。
第8回	7月27日～8月5日	8月29日	警戒区域の農用地土壌36地点（水田29地点、畑地等7地点）の調査を実施。
第9回	10月24日～ 平成24年2月3日	平成24年 3月23日	水田における放射性セシウム濃度の経時的変化の把握と農産物の緊急時モニタリングにおいて放射性セシウムの検出された農用地土壌の実態把握及び、土壌マップの精度向上のため、2,247地点（水田1,316地点、畑等931地点）の土壌調査を実施。



写真3-10 農用地土壌のサンプリング状況
(大熊町)

(2) その他の調査

23年産米の予備調査において、玄米から食品衛生法の暫定規制値500Bq/kgの放射性セシウムが検出された二本松市小浜町の水田土壌の詳細調査を実施した。(平成23年9月18日、10月2日・4日・12日)。

また、福島市大波地区(旧小国村)の玄米から630Bq/kgの放射性セシウムが検出された水田土壌の詳細調査及び、米の放射性物質緊急調査で暫定規制値を超えた福島市大波地区の11地点の土壌を調査した。(平成23年11月15日、21日)

さらに、玄米分析の結果、放射性セシウムが検出された水田138ヶ所について、平成23年11月11日から土性、用水の水源、周辺環境、施肥(K₂O)について追加調査を実施した。

(3) 農用地土壌の放射性物質濃度分布図(土壌マップ)の作成

第1回から第8回までの土壌調査結果(371点)と文部科学省が実施した航空機モニタリングの空間線量率等のデータをもとに、農林水産省が農用地土壌の放射性物質濃度分布図を作成し、平成23年8月30日に公表した。

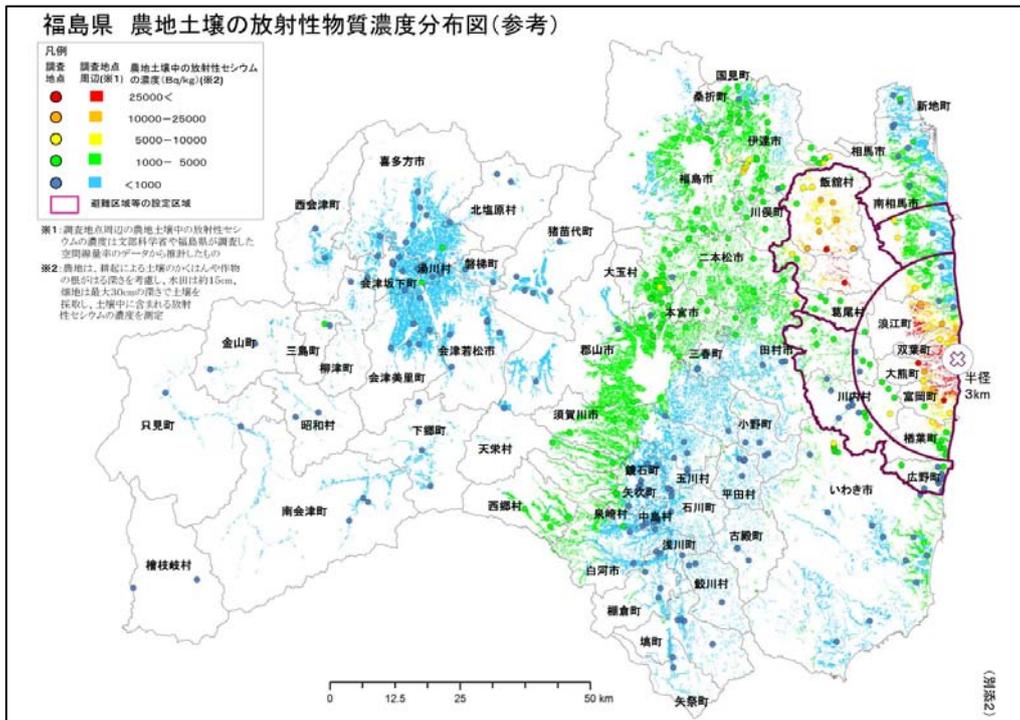


図 3-7 農地土壌の放射性物質濃度分布図(平成23年8月30日公表)

【出典：農林水産省ホームページ】

さらに、第9回土壌調査結果（2,247点）を加え、平成23年8月に公表した農地土壌の放射性物質濃度分布図（土壌マップ）を精緻化し、農林水産省が平成24年3月23日に公表した。

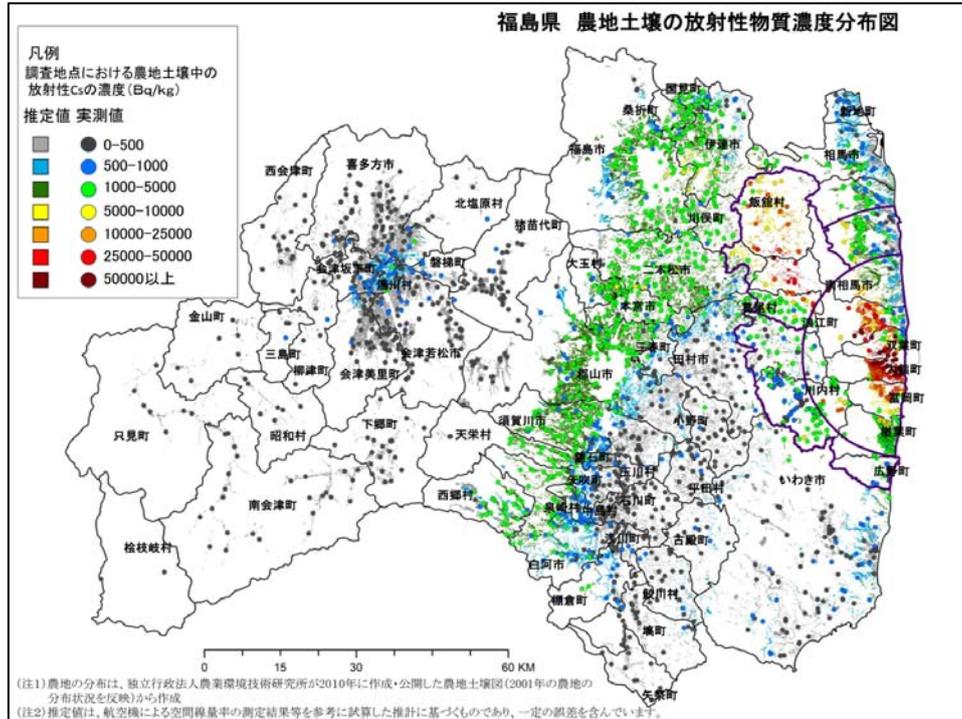


図3-8 福島県 農地土壌の放射性物質濃度分布図（平成24年3月23日）

【出典：農林水産省ホームページ】

2 森林空間線量調査

(1) 調査目的及び概要

県では、森林内の放射性物質による汚染状況を把握し、林業従事者や野外活動者の安全・安心の確保を図るとともに、今後の除染作業の参考とするため、民有林を対象として空間線量率の調査を実施した。

第1回目の調査は、森林施業や野外活動など森林への入込者が増える時期を前に実施し、落葉等の森林環境の変化に伴う経時変化を把握するため、追跡調査として第2回目の調査を実施した。

なお、調査結果は県のホームページで公表し、林業従事者や県民等に注意を促した。

(2) 調査方法

調査地は、第一原子力発電所からの距離に応じて、80 km圏内は4 kmメッシュ、80 km圏外は10 kmメッシュ内に設定し、第1回調査で3.4 μ Sv/hを超えた調査地については、より詳細な調査を実施するため、4 kmメッシュを1 kmメッシュに細分して調査地を設定した。

なお、3.4 μ Sv/hは、文部科学省による学校等の利用に係る暫定的考え方で示された3.8 μ Sv/hの10%安全側に設定した。

調査は4 kmメッシュ245箇所、10 kmメッシュ49箇所、1 kmメッシュ71箇所の合計365箇所を実施し、1箇所につき森林内と道路上でそれぞれ地面から10 cm、50 cm、1 mの高さで測定した。

(3) 結果の概要

ア 第1回調査

現地調査 平成23年6月27日～7月7日、7月15日～7月20日

公表 平成23年7月14日、7月26日

- (ア) 第一原子力発電所から80km圏外の全ての箇所と80km圏内の約70%の箇所が $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 以下であり、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超えた地点は、計画的避難区域と特定避難勧奨地点付近の森林のみであった。
 - (イ) 森林内と道路上で空間線量率に大きな差は見られなかった。
- イ 第2回調査（追跡調査）
- 現地調査 平成23年11月15日～12月9日
- 公表 平成23年12月22日
- (ア) 第1回調査と比較して空間線量率が増加した箇所が6%あり、そのうち、増減が $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 未満の箇所が47%、減少した箇所が47%であった。
 - (イ) $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超えたのは2か所であり、新たに $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超えた箇所はなかった。
 - (ウ) 樹種別では、コナラやカラムツ等の落葉樹の方が、スギやアカマツ等の常緑樹よりも減少傾向が大きかった。



写真 3-11 森林の空間線量率の測定状況
(二本松市)

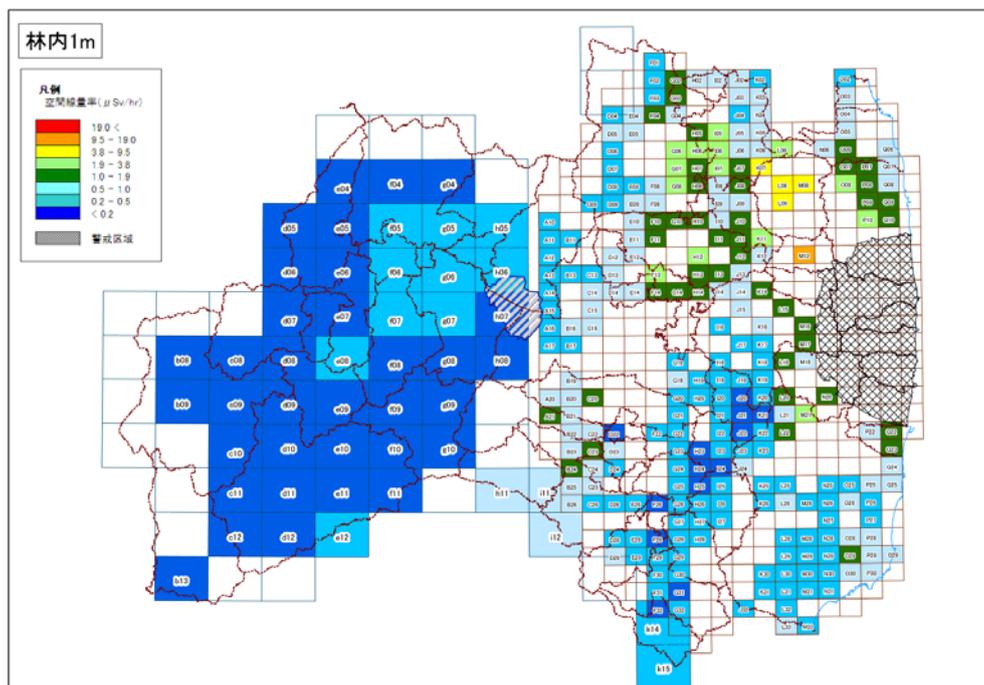


図-3-9 民有林の空間線量率マップ（林内 地上1m）
(平成23年7月14日公表)

第5 除染対策

1 放射性物質の除去・低減技術の開発

県の研究機関では、農林水産業における放射性物質による影響の把握や対策技術の開発に緊急に対応するため、放射線対策チームの設置や緊急時モニタリングの体制整備を行うとともに、これまでの試験研究課題を見直し、放射線関連課題へ取り組んだ。

さらに、研究の実施にあたっては、県が委嘱した3名の放射線アドバイザー、独立行政法人、大学などの専門機関との連携・助言により試験設計及び結果の検討を行った。

これらにより得られた情報や成果については、速やかに情報発信を行った。

(1) 組織体制

ア 県農業総合センター生産環境部長を総括とした約30名による放射線対策チームを設置

イ 緊急時モニタリングの分析体制の構築

(ア) ゲルマニウム半導体検出器による分析体制

平成23年6月20日に4台で分析開始。

平成23年9月1日に6台増設し10台で分析を実施。

(イ) 県農業総合センター安全農業推進部に分析課を新設(9月1日)

担当を6人から10名増の16人体制とした。

(2) 既存課題の見直し

(単位：件)

区 分	農 業	畜 産	林 業	水 産	合 計
計画どおり実施	39	10	7	8	64
縮小して実施	38	5	4	3	50
延 期	6	4	3	-	13
中 止	7	1	-	4	12
合 計	90	20	14	15	139
縮小・延期・中止	51	10	7	7	75

(3) 農林水産物に対する放射性物質の影響に関するアドバイザー

村松 康行 氏 (学習院大学 理学部化学科教授)

内田 滋夫 氏 ((独)放射線医学総合研究所特別上席研究員)

久松 俊一 氏 (公益財団法人環境科学技術研究所 環境影響研究部長)

(4) 研究テーマ

ア 放射性物質の分布状況の把握

イ 放射性物質の簡易測定法の開発

ウ 放射性物質の吸収量の把握

エ 放射性物質の除去・低減技術の開発

オ 放射性物質吸収抑制技術の開発

カ 農産物における放射性物質の除去技術の開発

キ 農作業における放射線被曝低減技術の開発

ク 放射性物質が林産物に与える影響

ケ 放射性物質が海面漁業に与える影響

コ 放射性物質が内水面漁業に与える影響

サ 民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験

- (5) 各研究所で取り組んだ主な研究テーマ
- ア 農業総合センター本部
- (ア) 放射性物質の分布状況の把握
平成23年4月から12月までに県内2,618地点の農用地土壌をサンプリングし、土壌マップを作成。
 - (イ) 放射性物質の簡易測定法の開発
NaIシンチレーションサーベイメータを活用した土壌中の放射性セシウム濃度推定法の開発。
 - (ウ) 放射性物質の吸収量の把握
暫定規制値を超えた水稻の吸収要因の解析、約300点以上の土壌サンプリング
 - (エ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
レーザーブルドーザー、ターフスライサー等、機械による表土除去技術の開発
 - (オ) 放射性物質吸収抑制技術の開発
ヒマワリ等の植物による吸収技術の開発
 - (カ) 農産物における放射性物質の除去技術の開発
あんぼ柿、小麦、ウメ、ブルーベリーなど加工時や調理による違いを調査
- イ 果樹研究所
- (ア) 放射性物質の分布状況の把握
モモ、ナシ、リンゴ、オウトウ、ブドウ、ユズ園地において、放射性物質の樹体、土壌の水平方向、垂直方向の分布状況を詳細調査
 - (イ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
 - a モモ、リンゴ、ナシ、オウトウ、カキ、ブドウにおける樹体洗浄、粗皮削りによる除染技術の開発
 - b 樹園地における下草・表土除去技術の開発
- ウ 畜産研究所
- (ア) 放射性物質の分布状況の把握
 - a 飼料用トウモロコシ、イタリアンライグラス等の汚染状況調査
 - b ロールラップサイレイージ調整中の空間線量の挙動調査
 - (イ) 放射性物質の簡易測定法の開発
生体における放射性セシウム濃度推定技術の開発
 - (ウ) 放射性物質の吸収量の把握
 - a 肉用牛、乳牛、肉用鶏における体内動態の把握
 - b 放射性物質を含む飼料の給餌試験による動態調査
 - (エ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
耕耘やリター層の除去、草地更新による吸収抑制技術の開発
 - (オ) 放射性物質吸収抑制技術の開発
 - a ゼオライト等の添加飼料による吸収抑制技術の開発
 - b 牧草地における吸収抑制技術の確立
- エ 会津地域研究所
- (ア) 放射性物質の分布状況の把握
NaIスペクトロメータを2台設置し、会津地域、南会津地域の土壌、食品、淡水魚の簡易分析を実施
- オ 浜地域研究所
- (ア) 民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験
 - a 民間資材の除染効果（植物の吸収阻害）の実証
 - b 津波対策（除塩、堆積土調査）の実施

- c 被害水田のEC調査、pH調査及び除塩実証
- d 被害水田における雑草の発生状況調査
- e イチゴほ場における除塩技術の実証
- カ 林業研究センター
 - (ア) 放射性物質が林産物に与える影響
 - a 森林内の放射性物質の動態の解明
 - b 放射性物質の森林施業への影響と低減作業技術の確立
 - c 丸太や製材品の放射性物質汚染実態の調査及び低減技術の開発
 - d きのか栽培原料からの放射性物質除去・低減技術の開発
 - e タケノコにおける放射性物質汚染状況調査
- キ 水産試験場
 - (ア) 放射性物質が海面漁業に与える影響
 - a 回遊魚、底魚、浮魚における汚染状況調査
 - b ホッキ貝、キタムラサキウニ、アワビ等における汚染状況調査
 - c 餌料生物の汚染調査
 - d 魚体(イシガレイ、マダラ、ドンコ、アンコウ等)における濃度分布調査
- ク 内水面水産試験場
 - (ア) 放射性物質が内水面漁業に与える影響
 - ワカサギ、アユ、ヤマメ等の汚染実態調査および給餌試験による蓄積調査
- (6) 国や大学等との連携による放射性物資除去低減技術の開発

放射性物質除去・低減技術の開発に当たっては、国が主に警戒区域や計画的避難区域等の高濃度汚染地域等を対象とし、県が低濃度汚染地域や沿岸、内水面、里山林を対象として下記事項について取組んだ。

 - ア 放射性物質の分布状況の把握
 - イ 放射性物質の簡易測定法の開発
 - ウ 放射性物質の吸収量の把握
 - エ 放射性物質の除去・低減技術の開発
 - オ 放射性物質吸収抑制技術の開発
 - カ 農産物における放射性物質の除去技術の開発
 - キ 農作業における放射線被曝低減技術の開発
 - ク 放射性物質が林産物に与える影響
 - ケ 放射性物質が海面漁業に与える影響
 - コ 放射性物質が内水面漁業に与える影響
- (7) 国のプロジェクトへの県としての取組

飯館村と川俣町の「ふるさとへの帰還に向けた取組」における現地実証試験で物理的除染、化学的除染、生物学的除染のうち生物学的除染(ヒマワリ、ナタネ)を担当。
- (8) 平成23年度の試験研究の成果概要
 - ア 農畜産物
 - (ア) 県内農用地土壌の放射性物質の分布状況の把握
 - 県内の農用地土壌の調査(2,618点)を実施し、農用地土壌の放射性物質濃度分布図(土壌マップ)を作成。
 - (イ) 放射性物質の簡易測定法の開発
 - a サーベイメータを用いた土壌中放射性セシウムの簡易測定法を開発。
 - b 肉用牛における筋肉中放射性セシウム濃度を血液から推定する簡易測定法を開発。

- (ウ) 各種作物の放射性物質吸収量の把握
土壌環境の違いによる吸収量や吸収量の早期推定を行うための基礎データとして、野菜、小麦、果樹、飼料作物について公表。
 - (エ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
 - a 表層土壌剥ぎ取りや排水トラップによる除去、カリウム資材による吸収抑制技術、植物利用による浄化等に取り組み、反転耕や代かき除去処理、表土剥ぎ取り、樹体の粗皮削り等の技術を確立し、技術情報や県の除染技術指針に盛り込まれた。
 - b ヒマワリによる除染効果が小さいことを明らかにした。
 - (オ) 放射性物質吸収抑制技術の開発
ゼオライト等の土壌改良資材を施用したほ場で野菜や果樹への吸収抑制効果を確認。
 - (カ) 農産物加工における放射性物質の除去技術の開発
主要農作物における放射性物質の部位別分布、調理や加工過程での除去低減効果を調査し、小麦製粉調製、ナツハゼ・リンゴ等のジャム加工による低減効果やナタネの油分にはセシウムが移行しないことを明らかにした。
 - (キ) 農作業時の外部被曝低減技術の開発
耕耘、草刈り、収穫、乾燥、調製等の農作業における影響について、樹園地や共選場、ハウス等で調査し影響を評価した。
- イ 林産物
- (ア) 放射性物質が林産物に与える影響
 - a 立木における樹高別・方位別の放射性物質の分布状況を把握するとともに、素材及び製材品における放射性物質汚染の実態把握と対策を検証。
 - b きこの栽培原料であるほだ木、原木及びおが粉に付着する放射性物質の除去方法を検証。
 - c タケの各部位、タケノコ及び土壌に含まれる放射性セシウムを分析し、移行軽減方法を検討。
 - d 下刈り、除伐、間伐の施業により発生する浮遊粉じん量を把握し、施業種ごとの浮遊粉じんの放射性物質濃度を測定。
 - e 落葉除去、間伐、枝打ちによる空間線量低減の検証試験を実施。
- ウ 水産物
- (ア) 放射性物質が海面漁業に与える影響
 - a 魚介類における生息環境や餌料生物等の違いによる放射性物質の蓄積状況を調査・把握。
 - b ウニ、アワビ及び魚類における放射性物質低減過程を解明するため、ウニ、マダイ稚魚等に対する飼育試験を実施。
 - c 魚の筋肉以外の部位について放射性物質を測定し、部位別のサンプリングを実施。
 - d 本県沖の海洋生物への放射性物質の移行調査を実施。
 - (イ) 放射性物質が内水面漁業に与える影響
 - a ア ヌ： 付着藻類からの放射性物質の移行調査のため、河川水、泥、藻類のサンプリング調査を実施。
 - b ワカサギ： 河川泥、湖水泥、ワカサギのサンプリング調査を実施。
- エ 民間技術の検証
- (ア) 民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験
農林地土壌等の放射性物質除去・低減技術を公募し、放射性物質の吸着や作物への吸収を抑制する技術について、県の研究機関において検証し、その結果、一部技術において吸収を抑制する効果が認められた。

(9) 情報発信

農畜産物については、得られた成果を国、独立行政法人、大学などの共同研究機関の参画を得て定期的に検討会を開催するとともに、普及できる成果については、市町村、関係団体の延べ5,450名を対象に説明会等を開催するなど迅速な普及を図った。

ア 課題検討会の実施

平成23年7月14日から同年11月9日にかけて課題検討会を4回開催。

イ 成果説明会

平成23年8月3日から同年12月9日にかけて成果説明会を5回開催し、延べ988名が参加した。

表3-28 各会の成果説明会の内容

回数	開催日	成果説明会の主な内容
第1回	8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・サーベイメータを用いた簡易測定法の開発について ・野菜、果樹、小麦等の放射性物質の分析結果について ・果樹の表皮剥離による樹体除染技術の開発について
第2回	9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・排土板や牧草地のプラウ反転耕起による低減効果について ・水稲、ヒマワリ等の放射性物質の分析結果について ・水稲の収穫作業に伴う放射線の影響について
第3回	9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧洗浄機によるモモ樹皮除染について ・モモ、ナシ、リンゴ等の果実の分析結果について
第4回	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛における血液と筋肉中セシウムの関係について
第5回	12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や土壌の種類による吸収係数の違いについて ・リンゴ加工による低減効果について ・樹園地における2次汚染の実態把握について ・肉牛の部位別セシウム蓄積について

ウ 各種研修会の開催

平成23年9月15日に大玉村において牧草地のプラウ反転耕起やターフスライサーによる放射性物質の低減効果の実演会を開催し、同年12月2日には果樹園における放射性物質の除染技術に関する技術移転セミナーを開催するなど、平成23年4月28日から平成24年3月28日にかけて36回の研修会を開催し、延べ3,246名が参加した。

エ 視察研修

64団体587名の視察見学者を含めた関係機関団体からの要請などにより研修等を実施した。

オ 研究成果発表会 参加者数 629名

平成24年1月31日から同年3月19日にかけて放射性物質対策の研究成果等に関する成果発表会を11回開催し、延べ629名が参加した。

カ その他

(ア) 平成24年3月8日から10日にかけて、「農業及び土壌の放射能汚染対策技術国際研究シンポジウム」を開催した。

(イ) 「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」により技術情報を提供した。

(ウ) 「がんばろう ふくしま！ 農業技術情報」に研究成果を反映させた。

2 福島県農林地等除染基本方針の策定

第一原子力発電所の事故により、放射性物質で汚染された農用地や森林、林産物等の除染措置を効果的に進めるため、市町村の除染実施計画策定と除染の実施にあたっての目安として「福島県農林地等除染基本方針」を策定した。

(1) 福島県農林地等除染基本方針の概要

ア 福島県農林地等除染基本方針（農用地編）の概要

(ア) 位置付け

本方針は、放射性物質汚染対処特措法に基づき市町村が策定する除染実施計画の目安とするもの。

(イ) 目標

県内で生産されるすべての農畜産物及び牧草の緊急時モニタリング等において、放射性セシウムが検出されないことを目指す。

(ウ) 除染方法

国は、今年耕起していない農用地では表土除去、水による土壌攪拌・除去、反転耕、耕起した農用地では反転耕、深耕などの対策を講じることとしている。

県では、国の考えを踏まえつつ、農産物の緊急時モニタリング等に基づき設定する。

a 水田、畑地

（米を作付けした市町村又は地域）

(a) 玄米の緊急時モニタリングで放射性セシウムが検出されたところは土壌改良資材等の施用と反転耕または深耕を実施。

(b) 玄米の緊急時モニタリングで放射性セシウムが検出されなかったところは土壌改良資材等の施用と深耕または反転耕を実施。

（米を作付けしなかった市町村又は地域）

(a) 原子力発電所の事故以降に耕起しなかったところは除草後表土削り取りや土壌改良資材等の施用と反転耕または深耕を実施。（水による土壌攪拌・除去も可能）

(b) 原子力発電所の事故以降に耕起したところは土壌改良資材等の施用と反転耕又は深耕を実施。

b 樹園地

(a) 粗皮削り及び高圧洗浄等

(b) 側枝の間引きや混み合った園地の縮・間伐

(c) 必要に応じて除草した後、表土削り取り

(d) 除染しても効果が低いほ場や老朽化園は改植

c 牧草地

（牧草の緊急時モニタリングで暫定許容値を超えた地域）

(a) 牧草の剥ぎ取り、土壌改良資材等の施用と反転耕又は深耕

（牧草の緊急時モニタリングで暫定許容値以下の地域）

(b) 土壌改良資材等の施用 + 反転耕又は深耕

土壌の放射性セシウム濃度に応じ、牧草の剥ぎ取りは有効

イ 福島県農林地等除染基本方針（森林編）の概要

(ア) 位置付け

「放射性物質汚染対処特措法」に基づき実施される森林等の除染に関する県の基本的な考え方をまとめたもの。市町村の除染実施計画策定にあたっての目安となるもの。

(イ) 目標

森林について追加被ばく線量が年間 1 mSv（空間線量率 0.23 μ Sv/h）以下となることを目指す。

- (ウ) 森林等の汚染実態の把握と除染技術の確立
 - a 汚染実態の把握に努める。
 - b 除染技術の確立に向けて、試験研究や実証試験に取り組み先導的役割を果たす。
- (I) 森林の除染等を実施するための財源措置

森林について計画的な除染を推進するために、財源の追加配分を国に求める。
- (オ) 森林等の除染の実施
 - a 住居等近隣の森林を最優先に実施。
 - b 生活圏以外の森林については地域の意向や森林の機能を考慮して計画的に実施。
 - (a) 生活圏の除染に寄与するための森林等の除染
林縁20m程度の落葉等の除去
 - (b) 生活圏以外の森林の除染
優先順位を設け、除染技術の開発状況を踏まえて長期的・計画的に実施。
 - ・ 生活環境保全林、森林レクリエーション施設など保健休養のための森林
 - ・ 人工林、有用広葉樹林など林業生産のための森林
 - ・ 水源となる森林
 - ・ 局所的に線量率の高い森林

除染方法については落葉等の堆積有機物の除去、枝葉の除去、下刈り、除伐、間伐等による効果的・効率的な方法について試験研究や実証試験を実施しており、これらの状況を踏まえつつ利用目的及び樹種を勘案して総合的に検討する。

表 3-29 福島県農林地等除染基本方針等のこれまでの経過

月 日	経 過
平成 23 年	
8 月 26 日	放射性物質汚染対処特措法が成立（H23.8.30 一部施行）（H24.1.1 全面施行） 《国及び関係原子力事業者（東京電力㈱）の事故責任を明確化するとともに、汚染廃棄物対策と除染対策について規定した法律が成立》
9 月 30 日	福島県農用地等除染対策推進チーム会議を開催 《農用地等除染基本方針（骨子素案）等について検討》 原子力災害対策本部が農地の除染の適当な方法及び森林の除染の適切な方法等を公表 《農地や森林の基本的な考え方について、国から示された》
10 月 31 日	福島県農林地等除染基本方針（素案）の公表
11 月 1 日	福島県農林地等除染基本方針（素案）の意見交換会の開催 《市町村の除染実施計画の策定と除染の実施に当たっての目安とするため、農林地等の除染に関する県の考え方を取りまとめ、市町村、農業団体などに説明し、その内容について意見交換を行った。》
12 月 5 日	福島県農林地等除染基本方針の策定
12 月 6 日	福島県農林地等除染基本方針説明会

3 農林地の除染の取組

(1) 農林地除染の取組

ア 水田

(ア) 実施市町村

大玉村、郡山市、須賀川市、西郷村、南相馬市

(イ) 合計実施面積：約 1 1 0 ha

(ウ) 実施内容

表土除去・客土または土壌改良資材等を施用して反転耕又は深耕を実施。



写真 3-12 プラウによる反転耕



写真 3-13 レーザーレベラーによる
均平作業

イ 畑地

(ア) 実施市町村

伊達市、郡山市、三春町、南相馬市

(イ) 合計実施面積：約 1 0 ha

(ウ) 実施内容

土壌改良資材等を施用して反転耕又は深耕を実施



写真 3-14 二段プラウによる反転耕



写真 3-15 ゼオライトの散布

ウ 樹園地

(ア) 実施市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、三春町、相馬市、南相馬市、新地町

(イ) 合計実施面積：約 4 , 3 0 0 ha

(ウ) 実施内容

県で開発した粗皮削り及び高圧洗浄機による樹皮の洗浄等を実施。

また、大型化した側枝の間引きや側枝の更新、放射性物質が直接付着した旧枝のせん除を実施。



写真 3-16 樹皮の高圧洗浄



写真 3-17 粗皮削り

エ 牧草地

(ア) 実施市町村

伊達市、南相馬市

(イ) 合計実施面積：約 10 ha

(ウ) 実施内容

牧草の剥ぎ取り又は土壌改良資材等を施用して反転耕・深耕を行い、草地除染を実施。



写真 3-18 リター層除去



写真 3-19 プラウによる反転耕

オ 森林

(ア) 実施市町村

二本松市、伊達市、鮫川村、川内村

(イ) 合計実施面積：約160ha

(ウ) 実施内容

生活圏と接する森林について、林縁から20m程度の範囲を目安に落葉等の除去及び枝葉の除去等を実施。



写真 3-20 落葉除去



写真 3-21 枝葉除去

(2) 県機関による除染対策への対応

農林水産部では、部内に「福島県農林地等除染対策推進チーム」を設置するとともに、各農林事務所に「地方推進チーム」を設置し、管内市町村や団体等を通じて除染に関する情報の共有や技術面の支援等を実施した。

(3) その他の取組

ア 農用地除染に伴う反転耕実演会の開催

放射性物質による汚染の除去を緊急的に進める必要があることから、除染技術の普及を加速させるため県内8か所で除染技術の研修会等を開催。

(桑折町、矢吹町、田村市、南相馬市、郡山市、いわき市、須賀川市、二本松市)

イ 森林除染業務研修会の開催

林業就業者等を対象に、森林の除染作業を適切かつ安全に行うため、森林除染に関する専門知識と技能習得のための研修会を開催。

(平成23年12月2日、12月6日)

ウ 農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針の公表

農地の除染対策や農作物等生産対策の参考とするため平成24年3月に「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(第1版)を公表。

エ 生活圏の森林除染に係る暫定技術指針の公表

県が実施する生活圏の森林除染事業に適用するとともに市町村の設計積算の参考とするため、平成24年2月に「生活圏の森林除染に係る暫定技術指針」を公表。

オ 果樹の除染に係る積算の考え方(素案)の公表

市町村の設計積算の参考とするため、平成24年2月に「果樹の除染に係る積算の考え方(素案)」を公表。

第6 技術対策

1 技術情報の発行について

- (1) 「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」の発行

第一原子力発電所の事故発生直後から、農家の関心は収穫途上の農作物の取扱いや水稲をはじめとした今後の営農に関するものに集中し、昼夜を問わず相談が寄せられる状況となった。

このような状況に対応するため、農林水産部では24時間体制の農林水産業に関する電話相談窓口を開設するとともに「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」を発行し、日々変化する放射性物質に関する情報を盛り込んだ農業技術対策の支援に努めた。

表 3-30 「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」の発行実績

	発行日	主 な 内 容
	平成 23 年	
第 1 報	3月25日	営農に関する考え方、耕うん作業の自粛、収穫物の対応等
第 2 報	3月26日	水稲、畑作、野菜、果樹、花き、飼料作物、家畜管理等
第 3 報	3月27日	水稲育苗と田植え、バレイショ、ビニールハウス等
第 4 報	3月28日	山間高冷地の田植え、バレイショの植え付け等
第 5 報	3月29日	防霜、飼料用とうもろこし、飼料の保管、畜舎等
第 6 報	3月30日	果樹園作業、露地の花き、飼料用とうもろこし等
第 7 報	3月31日	農用地の土壌分析のお知らせ等
第 8 報	4月1日	農用地の土壌分析のお知らせ、果樹生育等
第 9 報	4月2日	畑作物・小麦生育、飼料給与等
第 10 報	4月3日	水稲浸種等
第 11 報	4月10日	稲の作付け、小麦、作付制限についてのQ & A等

- (2) 「『がんばろう ふくしま！』農業技術情報」の発行（平成23年4月14日～）

県では、農用地の放射性物質の降下状況を把握するため、国と連携した2回の土壌調査を行い平成23年4月6日及び4月12日にそれぞれ結果を公表した。

この間、平成23年4月8日に原子力災害対策本部より公表された「稲の作付に関する考え方」に基づき、平成23年4月22日に原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）より稲の作付制限が指示され、「避難のための立退きを指示した区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」において稲の作付けを差し控えるよう要請した。

このような状況に対応し、主要農作物の放射性物質対策に関する農業技術情報として発行してきた「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」を一新し、「『がんばろう ふくしま！』農業技術情報」を発行した。

原子力災害の影響は現在もなお続いていることから、不定期な情報ではあるが平成23年4月14日から平成24年3月28日現在までに48回発行を重ね、県内農業者のみならず広く放射性物質対策についての情報源として活用が図られている。

第3章 原子力災害

表 3-31 「「がんばろう ふくしま！」農業技術情報」の発行実績

発行日等		主な内容
平成 23 年		
第 1 号	4 月 14 日	地震災害・原子力災害対策
第 2 号	4 月 23 日	原子力災害に関する農作物の技術対策 Q & A 野菜の廃棄方法等について一部更新 (4 月 28 日) 国の Q & A を反映させ全面更新 (5 月 6 日)
第 3 号	4 月 24 日	原子力災害に関する飼料作物の収穫と利用
第 4 号	4 月 26 日	原子力災害に関する水稲・野菜・果樹の栽培管理
第 5 号	5 月 2 日	原子力災害に関する飼料作物の収穫と利用
第 6 号	5 月 14 日	原子力災害に関する牧草等の利用と放牧の実施 牧草の利用について一部更新 (5 月 20 日) 牧草の利用について一部更新 (5 月 30 日) 牧草の利用について一部更新 (6 月 6 日) 牧草の利用、稲わら利用について一部更新 (6 月 21 日) 牧草の利用、稲わら管理について一部更新 (7 月 25 日) 牧草の利用、稲わら管理について一部更新 (8 月 1 日)
第 7 号	6 月 7 日	移行係数、野菜廃棄方法、大豆栽培、技術対策 Q & A
第 8 号	6 月 13 日	麦の収穫、ウメについて
第 9 号	6 月 21 日	サーベイメータに関する Q & A
第 10 号	6 月 24 日	水稲の技術対策、計画的避難区域関連 Q & A
第 11 号	7 月 13 日	水稲倒伏防止、高温対策と穂肥、野菜廃棄方法
第 12 号	7 月 23 日	野菜敷わら、家畜排泄物、稲わら利用 牛の家畜排泄物、高濃度稲わら管理について一部更新 (7 月 25 日)
※ 第 13 号	7 月 25 日	果樹の樹体に付着した放射性物質の除染効果
第 14 号	7 月 26 日	原子力災害に関するたい肥等の施用・生産・流通の自粛
特別号	7 月 29 日	放射性物質の農作物への影響と対策 (パワーポイント資料)
第 15 号	8 月 4 日	原子力災害に関する肥料等の暫定許容値の設定 8,000 Bq/kg を超えるたい肥、家畜の敷料について一部更新 (11 月 4 日) 暫定許容値、稲わら、家畜の敷料 (2 月 27 日) 暫定許容値、稲わら、家畜の敷料 (3 月 28 日)
第 16 号	8 月 17 日	原子力災害に関する飼料作物の収穫調製
第 17 号	9 月 14 日	原子力災害に伴う水稲の収穫
第 18 号	9 月 22 日	牧草地のセシウム垂直分布、草地更新
第 19 号	10 月 7 日	稲わら、籾がらの利用について 籾がらの取扱いについて一部更新 (10 月 12 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (10 月 14 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (10 月 18 日) 籾がらの取扱いについて一部更新 (10 月 20 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (10 月 27 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (11 月 1 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (11 月 9 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (11 月 18 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (11 月 30 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (12 月 5 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (12 月 9 日)
※ 第 20 号	12 月 9 日	水田・畑地の除染のための「反転耕」
※ 特別号	12 月 22 日	福島県農林地等除染基本方針 (農用地編) 概要と除染方法

発行日等		主な内容
平成 24 年		
第 21 号	1 月 5 日	べたがけ資材、農業用被覆資材の取扱い
第 22 号	2 月 27 日	平成 2 3 年産稲から生じる副産物等の取扱い
第 23 号	3 月 16 日	果樹剪定枝の取扱い

※は農業総合センターによる試験研究成果を含む情報。

- (3) 「【農家の皆様へ】稲わら（粃殻含む）の取扱いについて」の発行（全戸配布）
 第一原子力発電所の事故後に収集した 2 2 年産以前の稲わらに高濃度の放射性セシウムが含まれているおそれがあることが判明したため、平成 2 3 年 8 月 2 3 日に対応策を指示するための情報を掲載した『【農家の皆様へ】「稲わら（粃殻含む）の取扱いについて」』を発行し、国と連携して県内全農家を対象に配布をした。
- (4) 「東日本大震災の大津波による農作物の塩害対策」の発行
 東北地方太平洋沖地震に伴う大津波により甚大な被害を受けた浜通り地方の農地において、発災直後から農業総合センターを中心として現地調査を行った結果、一部地域においては、除塩対策により水稻などが作付可能なことが分かった。
 これらを踏まえ、平成 2 3 年 4 月 1 3 日に「東日本大震災の大津波による農作物の塩害対策」情報を発行した。
- (5) 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針（第 1 版）」発行
 農用地等の除染及び放射性物質の吸収抑制対策を効果的に進め、安全・安心な農畜産物の生産を確実なものとするため、平成 2 4 年 3 月 2 6 日に「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針（第 1 版）」を発行した。
 なお、情報はホームページに掲載するとともに、市町村や J A など関係機関等に対しては加除式ファイルで配布し、今後の内容更新や追加に対応できるようにした。

第7 風評被害対策

1 風評被害の実態について

第一原子力発電所の事故後、本県の農林水産物は、緊急時モニタリングで安全性が確認されたものについても、県内及び首都圏等で取引停止や取引価格の低下等風評被害が継続している。

(1) 青果物の価格動向等

ア もも

ももは、平成23年7月上中旬の価格は高かったが、本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、と畜出荷制限の指示が国から出されて以降風評被害が厳しくなったことや、贈答品の市場出荷に伴う極端な出荷量増加の影響により、平成23年7月下旬以降価格が低下した。

平年(平成18年から平成22年の過去五か年の平均)と比べると、平成23年度は出荷量は130%であったものの、販売金額は74%、単価は57%であった。

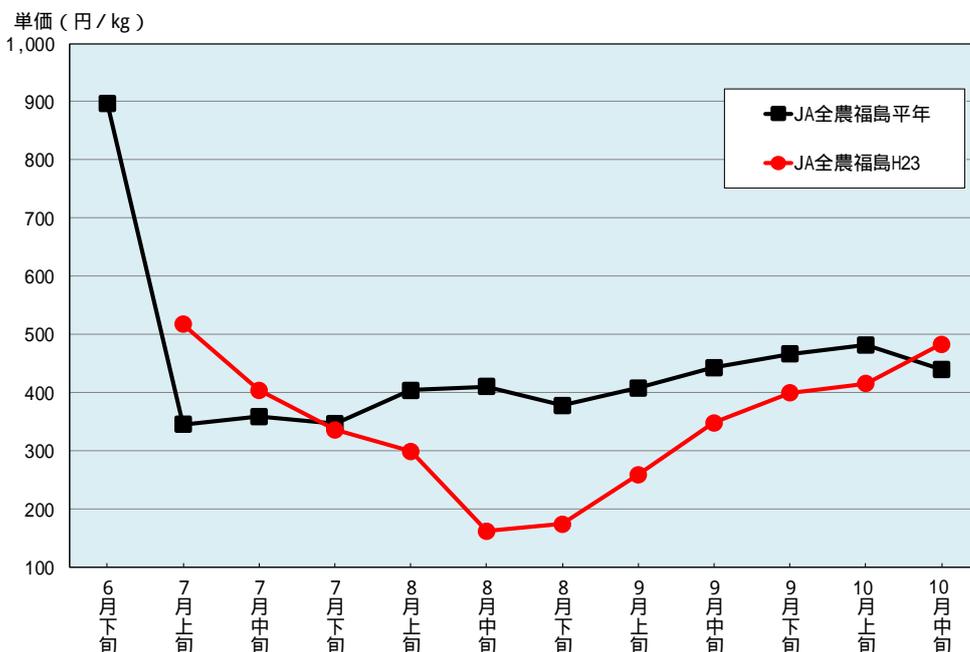


図 3-10 ももの価格動向 (平成 23 年 6 月下旬 ~ 平成 23 年 10 月中旬)
(J A 全農福島調べ)

イ 日本なし

8月中旬から出荷される日本なしは、平成23年度については出荷のほぼ全期間で価格が低下し、平年と比べると、出荷量96%、販売金額71%、単価75%であった。

単価(円/kg)

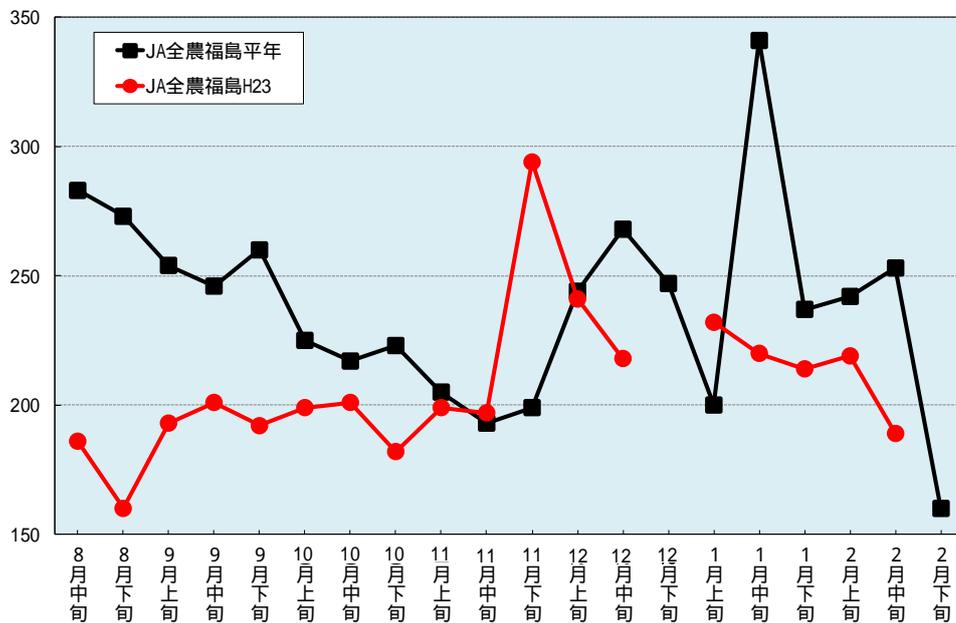


図 3-11 日本なしの価格動向(平成23年8月中旬～平成24年2月下旬)
(JA全農福島調べ)

ウ きゅうり、トマト

きゅうり、トマトについては、平成23年は3月と4月に価格が低下したが、5月に入り回復し始め、それ以降は夏の高温及び台風等による他産地の出荷状況により価格が変動した。

平年と比べると、きゅうりは出荷量91%、販売金額94%、単価104%、トマトは出荷量87%、販売金額96%、単価110%であった。

単価(円/kg)

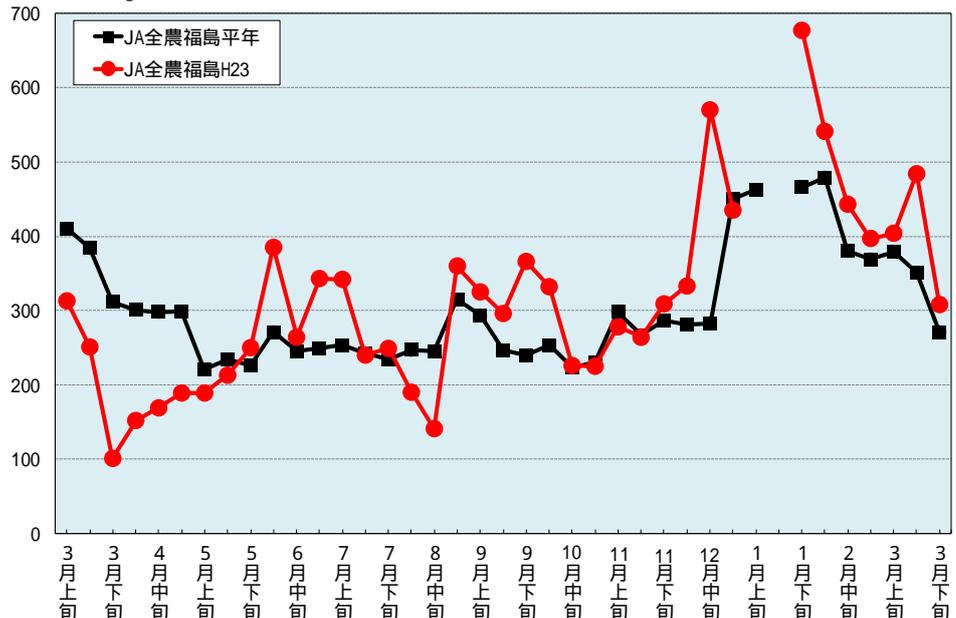


図 3-12 きゅうりの価格動向(平成23年3月上旬～平成24年3月下旬)
(JA全農福島調べ)

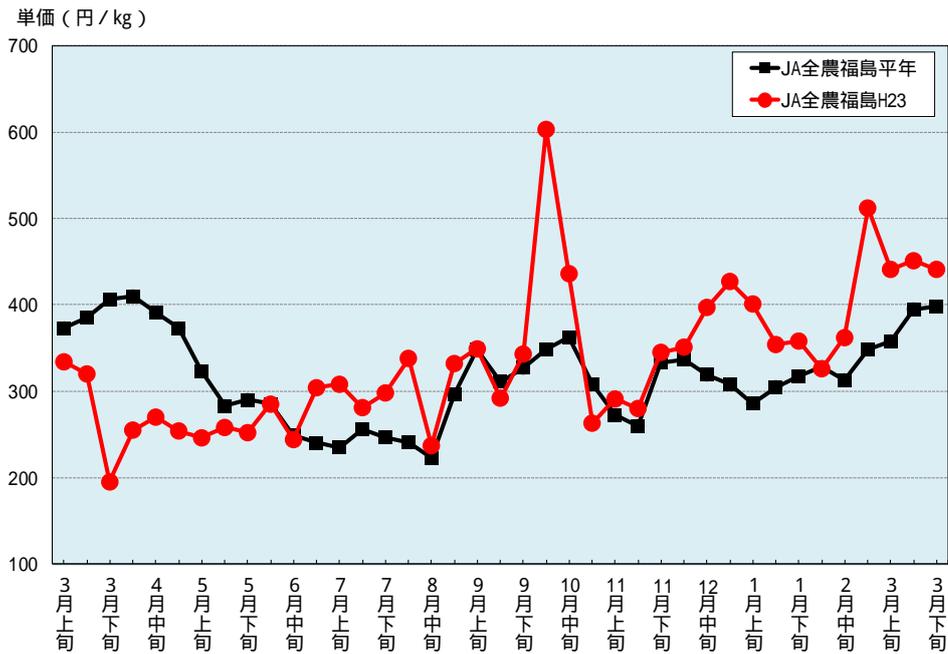


図 3-13 トマトの価格動向（平成 23 年 3 月上旬～平成 24 年 3 月下旬）
（JA全農福島調べ）

(2) 米の価格動向等

23年産米の全国農業協同組合連合会公表の相対取引価格では、前年同時期に比べ高い価格設定であったものの、中通り産コシヒカリと浜通り産コシヒカリについては、平成24年1月第5週から大幅に設定価格を下げた。（1,500円/60kg）

なお、県内の各米穀集荷業者における販売状況は、前年同時期に比べ、39.7%であった。（平成23年12月末現在のアンケート結果）

(3) 畜産物の価格動向等

ア 牛乳消費

牛乳については、毎週放射性物質の検査を行い安全性を確認しているが、牛乳の飲用を控える動きが出ている。

特に、学校給食用牛乳においては、原子力発電所事故に伴う県外への避難等による小・中学校の児童生徒数の減少などの影響もあり、平成23年度の供給本数は、計画対比で年間410万本、約11.5%の減少となった。

イ 牛枝肉価格

東京食肉市場の枝肉価格は、原子力発電所の事故以前には市場平均価格と福島県産平均価格に差は見られなかったが、原子力発電所の事故以降、平成23年5月31日までの間、和牛去勢A4規格の枝肉価格は、市場平均1,683円/kgに対し、福島県産は1,506円/kgとなっており、177円/kg（1頭あたり換算で約8万円）の価格差が生じた。

その後、平成23年6月までの間は、福島県産は他産地に比べ1割程度の安値で推移したが、同年7月に本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、と畜出荷制限の指示が国から出されて以降は、枝肉価格は大幅に下落したまま推移している。

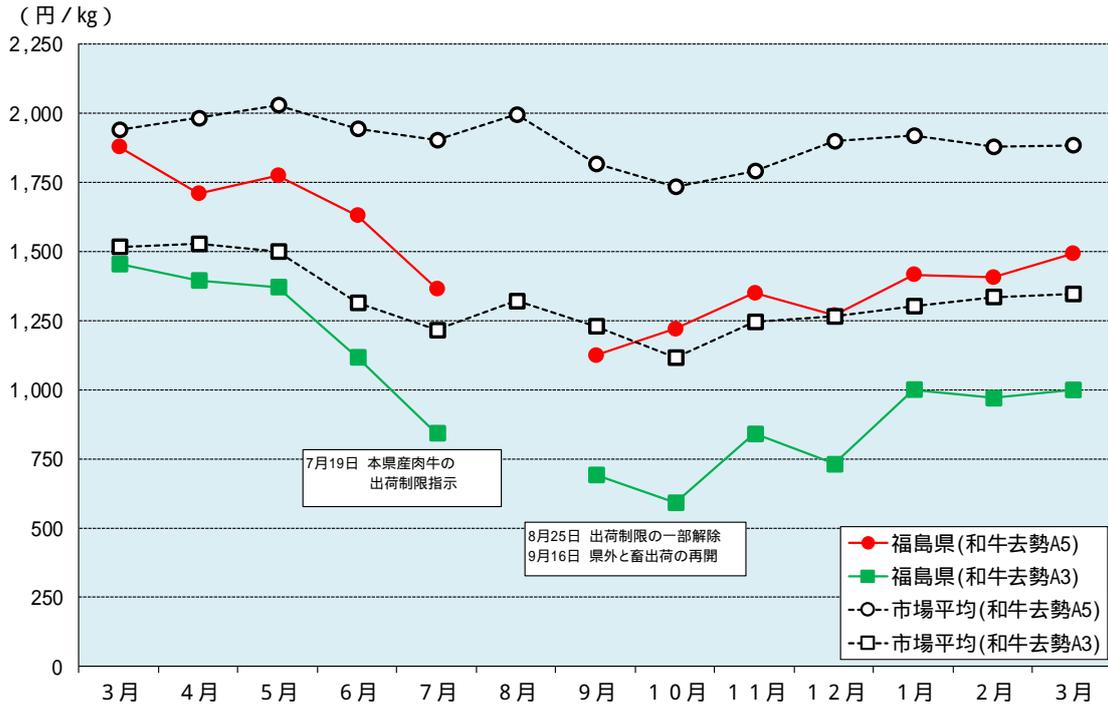


図 3-14 東京食肉市場枝肉平均価格の推移 (和牛去勢 A5、A3)
(平成 23 年 3 月 ~ 平成 24 年 3 月) (畜産課調べ)

ウ 肉用子牛価格

原子力発電所の事故以降、本県の肉用子牛の県内市場価格が低落し、平成 23 年 8 月には前年比 77% となったが、肥育牛出荷の滞留が解消に向かうとともに価格は上昇し、平成 24 年 1 月にはほぼ前年並みの価格にまで回復した。

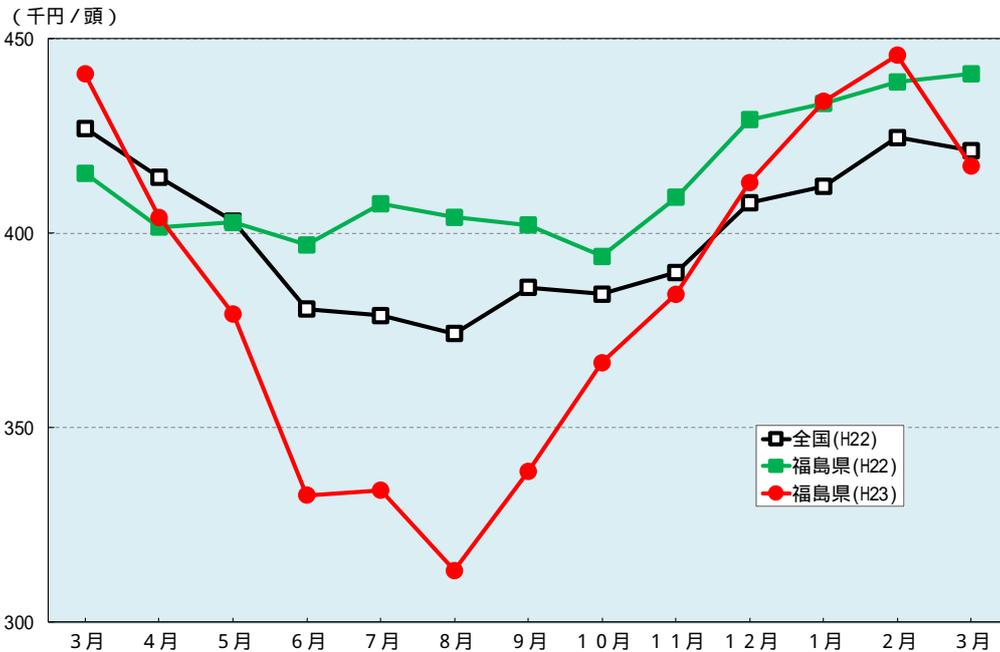


図 3-15 肉用牛子牛価格の推移 (平成 23 年 3 月 ~ 平成 24 年 3 月)
(畜産課調べ)

(4) 林産物の価格動向等

ア 木材価格の推移

県内木材市場における素材（丸太）の価格は、第一原子力発電所の事故以降、平成23年6月から同年7月にかけて急激に低下し、風評による被害拡大が懸念されたものの、平成23年9月以降は回復し、同年12月まで比較的安定した価格で推移した。

平成23年における素材（丸太）の県内市場入荷量は、対前年比約96.6%の281,882m³、出荷量は前年比96.1%の279,582m³となり、東日本大震災による平成23年3～4月の素材生産量の落ち込みに加え、原子力発電所の事故に伴う警戒区域や避難区域等の設定により森林施業が制限されている影響もあり、入荷量、出荷量ともに若干減少した。

平成24年に入ってから、全国的な在庫の増加や円高の影響、原木の入荷量の増加等によりだぶつき感がみられ、製材工場における原木手当意欲も低下し、価格は下落傾向にある。

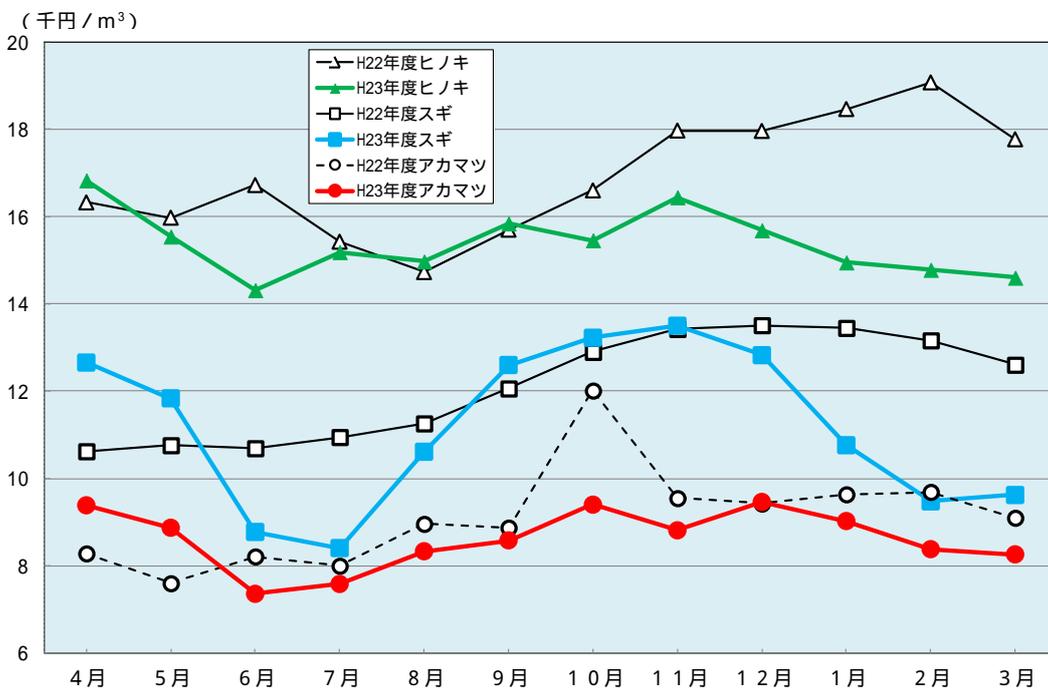


図 3-16 県内の主要な丸太価格の推移 (平成 23 年 3 月 ~ 平成 24 年 3 月)
(林業振興課調べ)

イ 木材製品の風評被害

第一原子力発電所の事故以降、製材品や丸太、チップなどの県産の木材製品について、福島県産材であることを理由に注文がキャンセルされたり、放射性物質による汚染が心配という理由で定期納入していた製材品の取引が停止されるなどの報告が農林事務所等に寄せられ、件数で36件、金額では219,753千円に上った。

報告は第一原子力発電所の事故直後の平成23年3月下旬から同年6月までが最も多く、7月以降は件数が減少したものの、平成24年1月に二本松市のマンションで放射性物質に汚染された砕石が使用された件の影響等により、再び県産材の安全性についての問い合わせが多く寄せられるようになった。

また、平成24年2月中旬には樹皮の焼却灰の廃棄物処理が困難との理由により、宮城県の合板工場において、福島県産材の素材の受入れが停止されるなど、被害件数が再び増加した。

表 3-32 木材製品における風評被害の状況

	時期別件数				合計	
	平成 23 年 3 月 ~ 平成 23 年 6 月	平成 23 年 7 月 ~ 平成 23 年 9 月	平成 23 年 10 月 ~ 平成 23 年 12 月	平成 24 年 1 月 ~ 平成 24 年 3 月	件数	金額 (千円)
製材品	13件	2件	1件	2件	18件	157,645
素材(丸太)	5件	0件	0件	11件	16件	49,088
チップ	2件	0件	0件	0件	2件	13,020
合計	20件	2件	1件	13件	36件	219,753

(5) 特用林産物の価格動向等

ア 生しいたけ

生しいたけは、第一原子力発電所の事故以降、相次ぐ出荷停止などにより値を下げ、特に需要が少なくなる夏場は価格の低下が顕著となった。

その後、冬場に入り単価は東京中央卸売市場平均単価程度まで回復したものの、年平均単価は前年比 8 割程度で推移し、生産量は前年と比較し約 5 割に留まった。

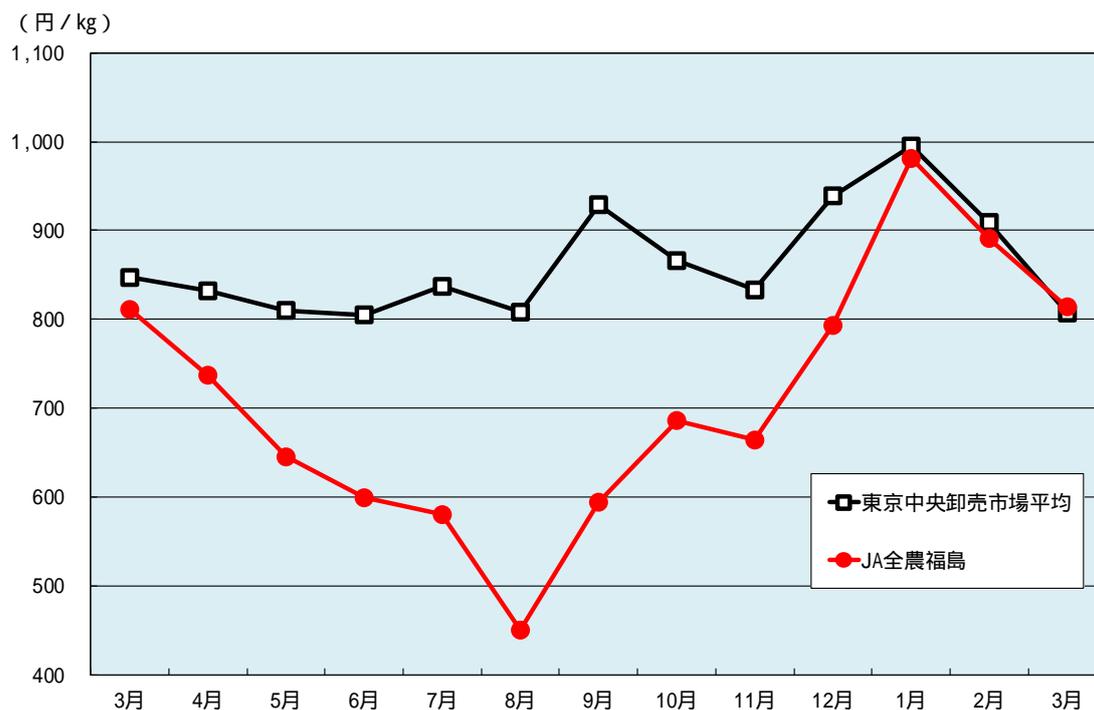


図 3-17 生しいたけの価格動向 (平成 23 年 3 月 ~ 平成 24 年 3 月)
(林業振興課調べ)

イ なめこ

なめこは、第一原子力発電所の事故以降値を下げ、単価の上昇が期待できる秋期の単価上昇も鈍く、単価は東京中央卸売市場平均単価と比較して低迷し、年平均単価は、前年比8割程度で推移した。

また、生産量も大きく減少し、対前年比約6割に留った。

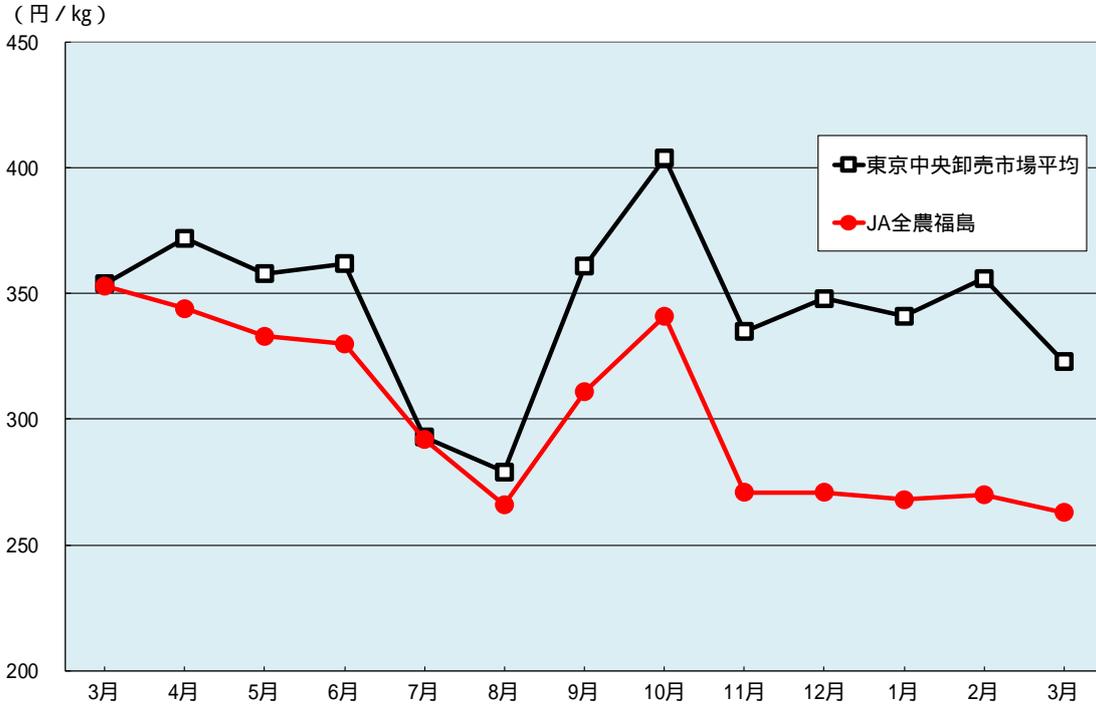


図 3-18 なめこの価格動向 (平成 23 年 3 月 ~ 平成 24 年 3 月)
(林業振興課調べ)

(6) 水産物の動向

ア 海面漁業・養殖業

沿岸漁業及びアオリ等の海面養殖業は原子力発電所の事故以降、一年以上にわたって自粛を継続している

沖合漁業については、平成 23 年 6 月より他県海域でカツオ、サバ等を漁獲するまき網漁業の操業を開始し、また、サンマ棒受け網漁業は例年同様、平成 23 年 8 月中旬より操業を開始した。

県内漁港では、平成 23 年 7 月 1 日に県立いわき海星高校練習船福島丸が小名浜港にマグロ類を水揚げしており、これが震災後初めての水揚げとなった。

その後、平成 23 年 8 月 29 日に小名浜港において、漁業による初水揚げとなるカツオ等の水揚げがあったが、県外の消費地市場においては県内の 1/3 程度の価格で取引され、福島県産であることによる風評の影響がみられた。

イ 内水面漁業・養殖業

内水面漁業においては、湖沼や河川の魚類から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことにより、県からの採捕自粛要請や国からの出荷制限指示に加え、風評により遊漁者・組合員が減少し、遊漁料・漁業権行使料等の収入が減少した。

また、天然魚で規制値を超えたことにより、コイ・マス類を主体とした内水面養殖業においては、風評により飲食店や宿泊施設向けの出荷量が大きく減少した。

さらに、河川での採捕自粛要請・出荷制限指示が相次いだことにより、河川放流用の出荷も減少した。

ウ 加工・流通業

震災前からの保管、あるいは県外から調達した材料を用いた加工品(在庫品を含む)であっても、出荷量の減少や、出荷先から検査結果の証明書の添付を求められるなど風評による影響がみられた。

また、沿岸漁業の自粛により、地元水揚げ物を主体とする鮮魚仲卸、冷凍業についても営業困難な状況となった。

2 風評被害対策の取組実績

県では、県産農林水産物等に対する風評被害を最小限に食い止めるため、各種事業により、首都圏等における積極的な販売の促進と消費拡大活動を緊急的に実施した。

(1) 「がんばろう ふくしま！」運動推進事業

ア 首都圏等風評被害対策事業

首都圏等及び県内における取引の維持・拡大を図るため、あらゆるメディア媒体を活用した正確な情報を発信した。

(ア) 専用ウェブ「ふくしま新発売。」による情報発信

訪問者数 37万人超(平成24年3月末現在)

ページビュー 187万人超(平成24年3月末現在)

(イ) 首都圏のメディアを活用した情報発信業務

県産農林水産物の安全・安心を直接伝えるイベントや消費者との交流イベントを開催し、これらのイベントを活用して、在京メディアへの情報発信や取材誘致を実施した。

イベントの実施回数 5回



写真 3-22 「がんばろう ふくしま！」運動
県内スタートイベント
(平成 23 年 4 月 1 日～3 日 県内 6 社 11 店舗)



写真 3-23 「がんばろう ふくしま！」運動
首都圏スタートイベント
(平成 23 年 5 月 13 日～15 日)
(JR池袋駅メトロポリタンプラザビル)

- イ 「がんばろう ふくしま！」応援店拡大事業
「がんばろう ふくしま！」運動に参加する応援店の拡大を図るため、特典イベントの実施など応援店の活動を支援した。
- (ア) 応援店での購入者に対する特典イベントの実施
応援店の認知度向上及び応援店における県産農林水産物の販売促進を目的として応援店1,000店突破記念「総額100万円」プレゼントキャンペーンを開催した。
応募期間 平成23年6月10日～7月31日(抽選実施 H23.8.17)
応募者数 1,982名(6,129口)
- (イ) 「ふくしまファンクラブ」及び「うつくしま農林水産ファンクラブ」の会員向け通信販売と情報発信
- a ファンクラブ通信発行回数 1回(発行部数 2,600部)
b 通信販売カタログ発行回数 1回(発行部数11,000部)
- (ウ) 応援店向け販促PR資材の整備
応援店登録件数 1,552件(平成24年3月末現在)
- ウ 「がんばろう ふくしま！」運動サポート事業
「がんばろう ふくしま！」運動の拡大を図るため、県内各地域の生産者団体等の自主的な風評被害対策を支援した。
- (ア) 商店街、流通業者、任意団体等の県外活動支援
支援件数 120件
- (イ) 生産者団体による活動支援
支援件数 4件
- (ウ) 県主催による生産者団体と連携した風評被害対策活動
- a 県内量販店・直売所における一斉キャンペーンの開催
開催回数 6回
b 首都圏等における県主催(トップセールス等)の風評被害対策活動の実施
実施回数 37回
- エ 「がんばろう ふくしま！」ふくしま米販売支援事業
ふくしま米の風評を払拭するため、関係団体と一体となってプロモーション活動を実施した。
- (ア) トップセールス等による安全確保PR活動
活動回数 28回
- (イ) 米穀卸売業者・小売店・消費者等に対する安全PR・プロモーション活動支援
支援件数 1件



写真 3-24 「ふくしま 新発売。」プロジェクト発足発表会
(平成23年8月17日 東京都)



写真 3-25 知事によるトップセールス
(平成23年8月18日 大田市場)

- (2) ふくしまイレブン生産販売強化事業（ふくしまイレブン販売促進総合PR）
 「がんばろう ふくしま！」運動事業とともに、各種イベントにおいて福島イレブン品目のPRを実施した。
- ア 「ふくしまイレブントータルプロモーション」（平成23年9月18～19日）
 「したまちマルシェ in 台東」で9品目の販売PR
 - イ 「～東北・関東エリア応援企画～秋の大応援物産フェア」（平成23年11月1日）
 新米及び米粉関連商品の販売PR
 - ウ 「ごちそう ふくしま満喫フェア2011」（福島市、平成23年11月5～6日）
 新米・川俣シャモ・会津地鶏の販売PR
 - エ 「アグロ・イノベーション2011」（幕張メッセ、平成23年11月30日～12月2日）
 新米・会津地鶏・リンゴの販売PRを実施するとともに、商談会に参加。
 - オ 「ふくしま市場プロモーション」（葛西ふくしま市場、平成23年12月10～11日）
 新米・牛肉・会津地鶏・リンゴの販売PR



写真 3-26 ごちそう ふくしま満喫フェア 2011
 （平成 23 年 11 月 5 日～6 日 福島市）

- カ 銘柄「福島牛」産地懇談会
 （東京牧場品川本店 平成 23 年 7 月 14 日）
 （郡山ビューホテルアネックス平成 23 年 11 月 25 日）
 銘柄「風島牛」の販売PR



写真 3-27 銘柄「福島牛」産地懇談会
 （平成 23 年 11 月 25 日 郡山市）

- (3) 農産物販路拡大活動事業
- ア 首都圏における県産農林水産物販売対策事業
 - (ア) 首都圏風評被害対策イベントの調整
 - (イ) 市場・量販店での販売価格調査等の実施
 - イ 大消費地（首都圏以外）における県産農林水産物販売対策事業
 - (ア) 大消費地における風評被害対策イベントの調整
 - (イ) 県外青果物研究会との情報交換及び放射性物質に対する状況説明や産地研修の実施
 - ウ 県産農林水産物流通対策事業
 - (ア) 農林水産祭（実りのフェスティバル）における県産農林水産物のPR
 - (イ) 「がんばろう ふくしま！」市場応援団への情報提供
- (4) 食彩ふくしま青果物知名度アップ事業
- 福島県農産物の露出度を高めるため、広報媒体を活用したPR活動を支援した。
支援件数 1件
- (5) ふくしまの恵み「食」のPR事業
- ア オリジナル特選産品等利用拡大事業
県産農林水産物PRイベント等における県産農産物購入者を対象に「ふくしまの恵み「食」のプレゼントキャンペーン」を実施した。
 - イ ループ状高速道路活用事業
「5県ループ『つながろう ひろがる』食と観光フェスタ」において、ふくしまの「食」と「観光」のPRを実施した。（平成24年3月25日栃木県壬生町）
- (6) 「全国農産物直売サミット」推進事業
- 「全国農産物直売サミット」の交流会において、県産食材や県内農産物直売所の商品PRを実施した。（平成23年10月27日～28日 郡山市）
- 「がんばろう ふくしま！」農産物直売所合同フェアを開催し、農産物直売所産品及び着地型観光PRを実施した。（平成23年10月28日～29日 郡山駅）
- (7) 水稻新品種「天のつぶ」ブランド化育成支援事業（「天のつぶ」認知度向上対策事業）
- ア 「ふくしま米需要拡大推進協議会」の活動支援
「天のつぶ」を中心にした県産米の需要拡大のための活動を支援した。
（活動内容）
炊飯特性の調査分析を行うとともに、関係者説明会を開催
県内一斉販売PRの実施
「がんばろう ふくしま！」運動推進事業と連携した「ふくしま米」PR
首都圏米穀卸等に対する産地状況説明及び試食評価
 - イ 飲食店等における「天のつぶ」のPR活動
県内外の飲食店、宿泊施設及び外食産業事業者等への「天のつぶ」提供PR及び県産米の継続取引の要請等活動を実施した。
- (8) 緑の住宅普及支援事業
- ア 県産材住宅の普及、PR活動
県内の顔の見える木材での家づくりグループの協力を得て、県産材を使用した住宅のPR活動を行った。
（活動内容）
地域復興イベントへの住宅モデルの出展
県産材住宅 構造見学会の開催
家づくりワークショップの開催
放射能と森林・木材シンポジウムの開催 ほか

イ ふくしま家づくりマイスター講習会の開催

県産材を使用した住宅建築に携わる建築士等を対象として、安全性など県産材に関する理解を深め、県産材利用の意義をPRするための講習会を3回開催した。

(講習会内容)

県産材製材品の安全性確認調査結果について

今さら人には聞けない木のはなし

地球環境と木材利用 - 木材と長くつきあうために - ほか

表 3-33 県内における平成23年度の風評被害対策一覧

実施年月日	名称等	場所等
平成23年		
4月1日~3日	「がんばろう ふくしま！」運動スタートイベント	県内6社11店舗
4月7日	県内量販店におけるキャンペーン	県内イオン全店8店舗
4月28日~5月1日	県内農産物直売所におけるキャンペーン	県内農産物直売所97店舗
7月22日~23日	県内量販店・直売所における夏野菜・果物消費拡大キャンペーン	県内量販店・直売所20店舗 (相双方部7.29~30実施)
8月31日	消費宣伝活動(県内)~やさいの日	福島駅・郡山駅・会津といわきの直売所
9月22日~23日	県内量販店・直売所における秋野菜・果物消費拡大キャンペーン	県内量販店10店舗
9月29日	消費宣伝活動(県内)~牛乳の配布PR	福島市(福島駅)
10月8日~9日	クラブツーリズム 応援ツアー	会津・裏磐梯
10月22日~23日	県内量販店・直売所における県産米キャンペーン	県内量販店5店舗
10月22日	福島県林業祭(林業復興応援イベント) 県産材住宅モデル展示	郡山市(林業研究センター)
10月27日	全国農産物直売サミット	郡山市(磐梯熱海)
10月28日~29日	「がんばろう ふくしま！」農産物直売所合同フェア	郡山市(郡山駅)
10月29日~30日	会津ブランドものづくりフェア 県産材住宅モデル ブース出展	会津若松市(県営会津ドーム)
10月31日	消費宣伝活動(福島・郡山駅)~新米の配布PR	福島市(福島駅)、郡山市(郡山駅)
11月5日	「福島の農業の未来を語るシンポジウム」 福島公会堂	福島市(福島市公会堂)
11月5日~6日	ごちそう ふくしま満喫フェア2011	福島市(福島駅前通り周辺)
11月8日	天のつば県内販売消費拡大キャンペーン	県内量販店
11月11日	セブン&アイグループと食品企業の東北復興支援プロジェクト記者会見	郡山市(量販店)、東京都(量販店)
11月12日~13日	会津若松市地産地消まつり 木工ワークショップ 開催	会津若松市(鶴ヶ城体育館)
11月13日	2011国際森林年記念行事「市民と森林を繋ぐ国際森林年の集 in 福島」における「天のつば」試食PR活動	郡山市(ユラックス熱海)
11月13日	東日本女子駅伝PR	福島市
11月25日	銘柄「福島牛」産地懇談会	郡山市(郡山ビューホテルアネックス)
11月29日	消費宣伝活動(県内)~「天のつば」の配布PR	福島市(福島駅)、郡山市(郡山駅)、 会津若松市及びいわき市の直売所
12月25日	天のつば県内販売消費拡大キャンペーン	県内量販店10店舗
平成24年		
1月10日	ふくしま家づくりマイスター講習会(第1回)開催	郡山市(農業総合センター)
1月13日	ふくしま家づくりマイスター講習会(第2回)開催	郡山市(農業総合センター)
2月3日	ふくしま家づくりマイスター講習会(第3回)開催	郡山市(農業総合センター)
2月17日	講演会「木造建築物の耐震性と修復」開催	いわき市

第3章 原子力災害とその対応

実施年月日	名称等	場所等
平成 24 年		
2月23日	県内社員食堂を有する企業に対する「ふくしま米」安全性 PR 及び意見交換	福島市(ヤクルト福島工場、日東紡福島工場、福島キャノン等)
3月7日	講演会「放射能と森林・木材シンポジウム」開催	郡山市(農業総合センター)
3月24日~25日	木工ワークショップ開催(いわきフラオンバク)	いわき市
3月24日~25日	県内量販店、スーパー等における「ふくしま米」PR 活動	県内量販店 15 店舗
3月28日	今の福島を見に行くモニターツアー	いわき市(首都圏消費者招聘)

表 3-34 県外における平成 23 年度の風評被害対策一覧

実施年月日	名称等	場所等
平成 23 年		
5月13日~15日	「がんばろう ふくしま!」運動首都圏スタートイベント	東京都(JR池袋駅 メトロポリタンプラザビル) 知事出席
5月20日	食べて応援しよう!被災地産農産物・食品の即売会	東京都(農林水産省)
5月22日	福島県復興支援フェア	神奈川県(川崎市T&Tミ・ブレ-の通り商店街) 松本副知事出席
5月23日~25日	福島県マルシェ	東京都(総務省・日本橋プラザ前広場)
5月26日	丸の内野菜市	東京都(東京海上日動火災保険本社ビル) 内堀副知事出席
6月12日	みどりと川の再生さいたまフォーラム in さいたま	埼玉県
6月18日~19日	ららぽーと さくらんぼフェア	千葉県(ららぽーと TOKYO-BAY)
7月14日	銘柄「福島牛」産地懇談会	東京都(東京牧場品川本店)
7月15日~17日	東京駅お祭りストリート	東京都(東京駅)
7月23日~24日	~応援ありがとう~ がんばろう ふくしまフェア	愛知県(名古屋市)
7月24日~26日	「暑さも風評も吹き飛ばせ」(北海道 PR)	北海道(札幌市)
7月26日	「がんばろう ふくしま!」農畜産フェア	東京都(ららぽーと豊洲)
8月5日~6日	市場 PR・「元気なふくしま! 発信フェア」	大阪府(大阪市・豊中市)
8月6日~7日	世田谷ふるさと区民まつり	東京都(世田谷区 馬事公苑)
8月17日	「ふくしま 新発売。」プロジェクト発足発表会	東京都
8月18日	東京都卸売市場(大田市場)トップセールス	東京都(大田区)
8月24日	福島県マルシェ	東京都(総務省)
9月10日	がんばろう ふくしま!東京消費宣伝活動	東京都(上野駅)
9月10日	県内 JRC 高校生によるがんばろう ふくしま!東京消費宣伝活動	東京都(大田市場、二子玉川ライズ)
9月17日	がんばろう ふくしま!東京消費宣伝活動	東京都(有楽町駅)
9月18日~19日	したまちマルシェ in 台東(ふくしまイレブン PR)	東京都(台東区)
10月2日	プレーメン通り商店街フライマルクト	神奈川県(川崎市)
10月8日~9日	「築地秋まつり」築地場外市場	東京都(中央区)
10月22日~23日	首都圏における「ふくしま米」PR 活動「萩・世田谷幕末維新祭り」復興支援物産展	東京都(世田谷区)
10月29日	「がんばろう ふくしま!東京消費宣伝活動」りんご配布	東京都(池袋駅、有楽町駅)
11月1日	東北・関東応援企画 大応援物産フェア	東京都(丸の内ビル)
11月4日~5日	実りのフェスティバル	東京都(東京ビックサイト)
11月10日	ふくしま七転び八尾き観光キャラバン交流会における「天のつば」PR	東京都(ホテルメトロポリタンエンドメント)

第3章 原子力災害とその対応

実施年月日	名称等	場所等
平成 23 年		
11月11日	セブン & アイグループと食品企業の東北復興支援プロジェクト(「東北かけはしプロジェクト」)記者会見	東京都(福島県内同時開催)知事出席
11月11日	全国米穀販売事業共済協同組合(全米販)知事トップセールスにおける「ふくしま元気プロジェクト」の実施決定	東京都
11月12日~13日	プレーメン通り商店街オートムフェア	神奈川県(川崎市)
11月16日~18日	福島県産品販売フェア	東京都(上野駅) 内堀副知事出席
11月24日	経済産業省支援「福島県マルシェ」	東京都(経済産業省) 内堀副知事出席
11月25日~27日	福島県産品販売フェア	東京都(秋葉原駅)
11月28日	沖縄食糧及び沖縄県庁に対する「ふくしま米」トップセールス	沖縄県 松本副知事出席
11月30日~12月2日	アグロ・イノベーション 2011	千葉県(幕張メッセ)
12月4日	プレーメン通り商店街ウィンターセール	神奈川県(川崎市)
12月10日~11日	ふくしま市場プロモーション(ふくしまイレブン)	東京都(イトーヨーカドー-葛西店)
12月15日~16日	世田谷のポロ市(年末)におけるふくしま米 PR	東京都(世田谷区)
12月19日~21日	東日本復興応援物産展「東京から元気を!被災地復興応援フェスタ」における「ふくしま米」PR	東京都(東京国際フォーラム)
平成 24 年		
1月15日~16日	「世田谷のポロ市」復興支援物産展における「ふくしま米」PR 活動	東京都(世田谷区)
1月26日~27日	食べて応援しよう!福島物産展	東京都(ニッセイライフプラザ丸の内)
2月1日~3日	スーパーマーケットトレードショー 2012	東京都(東京ビックサイト)
2月6日	全国米穀販売事業共済協同組合や首都圏大手米穀卸業者に対する「ふくしま米」状況説明	東京都
2月6日~8日	第66回毎日映画コンクール表彰式関連・福島復興支援イベントにおけるPR活動	神奈川県(JR川崎駅アゼリア地下街)
2月10日~13日	大阪天満宮大盆梅展地域観光物産展における「ふくしま米」PR活動	大阪府
2月13日	大阪圏内の米穀卸業者に対する「ふくしま米」状況説明	大阪府
2月16日	ふくしま米 信頼回復に向けた産地状況説明会	東京都(インターコンチネンタル東京ベイ)
2月26日	東京大マラソン祭り2012ふくしま米・イチゴ等販売PR	東京都
3月3日~7日	関西圏における「ふくしま米」PR活動	大阪府(大阪市)、兵庫県(神戸市)
3月6日~7日	第6回JAグループ国産農畜産物商談会	東京都(東京国際フォーラム)
3月6日~9日	フードックスジャパン2012「ふくしま 新発売。」PR	千葉県(幕張)
3月10日	「ふくしま新発売。震災から1年。福島からありがとう」における「ふくしま米」PR活動	東京都(イトーヨーカドーアリオ北砂店)
3月11日	東北復興支援イベントにおける「ふくしま米」PR	東京都(渋谷パルコ前)
3月11日	うらやす3.11復興記念イベントにおける「ふくしま米」PR活動	千葉県(新浦安駅前広場)
3月18日	ニュースポーツEXP02012in多摩「ふくしま米」PR活動	東京都(調布市)
3月19日	福島県復興支援 あおぞら市「ふくしま米」PR活動	東京都(有楽町)
3月20日	がんばろうふくしま!大交流フェア「ふくしま米」PR活動	東京都(有楽町)
3月25日	5県ループ「つながろうひろがる」食と観光フェスタ2012ふくしま米・イチゴ等販売PR	栃木県(壬生町)
3月25日	福島米で元気アップデー~ふくしまからありがとう~	大阪府(大阪市)
3月31日~4月1日	プレーメンビューティフェスタ2012春(東北復興イベント)県産品等販売PR	神奈川県(川崎市)

第8 農林水産業に関する損害賠償支援について

第一原子力発電所の事故に伴う出荷制限や出荷自粛、風評被害等により大幅な収入減を余儀なくされている農林漁業者に対し、迅速かつ十分な賠償がなされるよう、農林水産部では、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償福島県協議会（以下、「JAグループ県協議会」という。）及び市町村に対する各種支援を実施した。

1 農林水産部内の支援体制

(1) 原子力損害賠償対応チームの設置

原子力発電所の事故に伴う農林水産業の被害を把握し、農林漁業者の経営再建に向けた被害者（団体）が行う損害賠償請求の円滑な手続きを支援することを目的として、平成23年5月10日に、農林水産部内に原子力損害賠償対応チームを設置した。

(2) 原子力損害に関する農林水産業関係団体情報交換会議

損害賠償に関する情報提供と農林水産業に関する損害状況の把握について、可能な限り広く対応していくため下記のとおり関係団体情報交換会議を開催した。

なお、第2回会議には農林水産省の担当者が参加し、第3回会議については、農林水産省に加え、東京電力株式会社の担当者も参加した。

第1回 平成23年 5月 6日 71団体87名出席

第2回 平成23年 6月23日 67団体74名出席

第3回 平成23年10月26日 59団体76名出席

(3) JAグループ県協議会への支援

県は、平成23年6月8日から平成24年3月31日の間、JAグループ県協議会へ農業職の県職員2名と臨時事務補助員1名を従事させ、損害賠償請求の事務を支援し、請求事務を加速させた。

また、原子力損害賠償対応チームでは、損害額算出に関する参考資料として、117品目145類型の経営指標等のデータ提供を行った。

2 農林事務所における支援体制

本庁における支援のほか、各農林事務所では、JAや市町村と連携を図りながら、農業者からの相談への対応や情報提供などの損害賠償請求に関する業務を支援した。

(1) 県北農林事務所の対応

県北農林事務所では、管内市町村及びJAと連携し、農業者からの相談受付、請求事務手続に対する支援を実施した。

ア JA新ふくしま管内

福島市、川俣町、JA新ふくしま及び県北農林事務所で構成する「原子力損害賠償支援チーム」を平成23年6月30日に設置し、系統出荷者はもとより、系統外出荷者や個人直売所の損害賠償に係る相談・請求事務の支援を実施した。

イ JA伊達みらい管内

伊達市、桑折町、国見町、JA伊達みらい及び県北農林事務所で構成する「伊達地域農業振興協議会」を平成23年7月1日に設置し、系統外出荷者も含めた損害賠償に係る相談・請求事務の支援を実施した。

ウ JAみちのく安達管内

二本松市、本宮市、大玉村、JAみちのく安達及び県北農林事務所で構成する「安達地域農業振興協議会」において、系統出荷者はもとより、系統外出荷者や個人直売所の損害賠償に係る相談・請求事務の支援を実施した。

(2) 県中農林事務所の対応

県中農林事務所では、平成23年10月14日に仲卸業者を対象とした相談会を実施したほか、下表のとおり相談会を実施した。

表 3-35 県中農林事務所管内における対応状況

月 日	地 域	場 所	主催機関等
平成 23 年			
8 月 22 日	郡山	林業研究センター	郡山市・東京電力㈱・農林事務所
8 月 25 日	田村	大越行政局	市町・東京電力㈱・農林事務所
9 月 27 日	郡山	林業研究センター	郡山市・東京電力㈱・農林事務所
9 月 28 日	石川	石川町総合体育館	町村・東京電力㈱・農林事務所
9 月 29 日	須賀川・岩瀬	須賀川市産業会館	市町村・東京電力㈱・農林事務所
9 月 30 日	田村	三春町役場	市町・東京電力㈱・農林事務所
10 月 24 日	石川	たまかわ文化体育館	町村・東京電力㈱・農林事務所
10 月 25 日	須賀川・岩瀬	天栄村山村開発センター	市町村・東京電力㈱・農林事務所
10 月 27 日	田村	小野町勤労青少年ホーム	市町・東京電力㈱・農林事務所
10 月 31 日	郡山	林業研究センター	郡山市・東京電力㈱・農林事務所
11 月 29 日	郡山	郡山市西田ふれあいセンター	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議 (JA・市・農林事務所)、東京電力㈱
11 月 30 日	須賀川・岩瀬	須賀川市産業会館	岩瀬地方農業振興推進協議会 (JA・市町村・農林事務所) 東京電力㈱
12 月 20 日	須賀川・岩瀬	鏡石町勤労青少年ホーム	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱
12 月 22 日	石川	平田村中央公民館	石川地方農業振興協議会 (JA・市町村・農林事務所) 東京電力㈱
12 月 26 日	郡山	郡山市大槻ふれあいセンター	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
平成 24 年			
1 月 26 日	須賀川・岩瀬	天栄村山村開発センター	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱
1 月 27 日	郡山	湖南公民館	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
2 月 23 日	須賀川・岩瀬	須賀川市中央公民館	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱
2 月 27 日	郡山	田村公民館	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
2 月 29 日	石川	たまかわ文化体育館	石川地方農業振興協議会・東京電力㈱
3 月 22 日	石川	平田村中央公民館	石川地方農業振興協議会・東京電力㈱
3 月 27 日	郡山	県農業総合センター	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
3 月 28 日	須賀川・岩瀬	鏡石町勤労青少年ホーム	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱

(3) 県南農林事務所の対応

県南農林事務所では、JAグループ県協議会に損害賠償の請求資料を提出できない個人について、以下の対応を実施するとともに、東京電力㈱郡山補償相談センターと市町村との連携や個別農業者に対する支援方法の調整を実施した。

ア 市町村、農業者団体との情報共有を図るため、担当者連絡会議を随時開催。

イ 東京電力㈱が現地説明会を開催することができるよう、市町村との連絡調整と当面の相談会を設定。

ウ 市町村や個別農業者等からの損害賠償に関する相談に対する東京電力㈱との調整。(JAに請求委任しようとしたがJAで受け付けられなかった農業者等の受け皿的役割も含む)

表 3-36 県南農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
7 月 14 日	市町村、J A、県酪農協県南支所、県きこ振興協議会等団体と連絡会議を開催
8 月 1 日～5 日	延べ 5 ヶ所で市町村・東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 7 日	市町村担当者連絡会議を開催（東京電力㈱から今後の予定・請求書類等の説明）
10 月 17 日	6 次化・グリーンツーリズム関係団体に対し東京電力㈱を交え相談会を開催
11 月 14 日	森林林業部がきこ生産者に対し、原木・菌床培地の暫定許容値と測定方法の説明会を実施（東京電力㈱も参加し、相談窓口や請求窓口について説明を実施）

(4) 会津農林事務所の対応

会津農林事務所では、下表のとおり相談会等を開催した。
 なお、東京電力㈱は常設相談窓口を開設し、随時相談に応じた。

表 3-37 会津農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
7 月 28 日	市町村・J Aを招集し支援体制の構築に向けた情報交換会を開催
8 月 2 日	金山町が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
8 月 8 日	湯川村が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 3 日	会津若松市が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 6 日	喜多方市が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 13 日、18 日	北塩原村が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催

(5) 南会津農林事務所の対応

南会津農林事務所では、下表のとおり相談会等を開催した。

表 3-38 南会津農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
6 月 13 日	県災害対策本部企画調整チームとともに町村役場を訪問し、支援方法について打合せを実施
6 月 29 日	東京電力㈱、地方振興局、農林事務所により損害賠償への対応に関する打合せを実施
7 月 14 日～15 日	各町村役場を訪問し、支援体制について打合せを実施
8 月 5 日	南会津町が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
8 月 11 日	下郷町が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
9 月 5 日	南会津町（旧伊南村）が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
10 月 18 日	只見町が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
10 月 20 日	南会津町（旧田島町、伊南村）が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催

(6) 相双農林事務所の対応

相双農林事務所では、管内各市町村及び J A そうま、J A ふたばと連携し、特に、警戒区域等から避難している農業者からの相談受付、請求事務手続に対する支援を実施するとともに、J A が行う説明会の開催支援や請求書等のとりまとめ事務の支援を行うなど、請求事務の加速を図った。

また、各市町村や J A を対象とした損害賠償請求に関する会議を開催した。

表 3-39 相双農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
6 月 17 日	双葉郡 8 町村、J A ふたば及び農林事務所との会議を開催
6 月 22 日	J A そうまと農林事務所との会議を開催
6 月 27 日	双葉郡 8 町村、J A ふたば及び農林事務所との会議を開催
6 月 30 日	相馬方部 4 市町村、J A そうま及び農林事務所との会議を開催
7 月 5 日	J A そうまと農林事務所との会議を開催
10 月 6 日	南相馬市、飯館村、J A そうま及び農林事務所との会議を開催
平成 24 年	
1 月 30 日	双葉郡 8 町村、J A ふたば及び農林事務所との会議を開催

(7) いわき農林事務所の対応

いわき農林事務所では、農業者等からの電話等による相談への対応や農産物直売所等訪問時の相談に対応するとともに、東京電力㈱いわき補償相談センターとの情報交換を実施した。

表 3-40 いわき農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
6 月 7 日	各 JA に対し県の支援体制説明と JA による組合員以外への支援要請
7 月 26 日	東京電力㈱いわき補償相談センターと打合せ、説明会の開催やセンター対応状況等を県民へ周知するよう申し入れ
7 月 27 日	東京電力㈱いわき補償相談センター窓口の存在について、直売所等へ文書により周知
7 月 30 日	東京電力㈱いわき補償相談センターに説明会開催を要請
11 月 14 日	30km 圏内の農家の損害賠償の判断材料とするための文書を東京電力㈱いわき補償相談センターに回答

3 県による損害賠償の個別事案への対応

(1) あんぽ柿の加工自粛の事例

あんぽ柿については、伊達市、桑折町、国見町、福島市及び南相馬市に対し、県から加工自粛の要請文を発出していることから、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」という。）で示されている「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等にかかる損害」として賠償されるべきものと整理し、東京電力㈱との協議の結果、損害賠償の対象となることを確認した。

(2) いわき市の旧屋内退避区域の不耕作の事例

平成 23 年 4 月 8 日付けで政府の原子力災害対策本部が決定した「稲の作付に関する考え方」において、屋内退避区域においても稲の作付制限を行う方針が示されたが、同年 4 月 22 日に屋内退避が解除され、緊急時避難準備区域が設定された際に、大久地区をはじめとするいわき市北部が当該区域に含まれず、同日行われた稲の作付制限措置の対象とならなかった。

しかしながら、県、市町村及び農業団体等が「稲の作付に関する考え方」に基づいて営農に関する指導を行っていたことから、当該地域の農業者が作付を断念せざるを得ないと判断したことは合理的かつ十分な根拠があり、中間指針「第 3 政府による避難等の指示等に係る損害」に示される損害として、賠償がなされる

べきものとして、東京電力㈱と協議を実施した。

その結果、平成23年12月26日付けの文書により、東京電力㈱いわき補償相談センター所長からいわき農林事務所長に対して「30km圏内すべての農業者の賠償をすべきとの結論に至った」旨の回答があり、東京電力㈱は該当地区の農業者を対象とした説明会を開始した。

(3) 中山間地域等直接支払交付金の事例

中山間地域等直接支払交付金は5年間の農業生産活動等の実施を条件に交付する事業であるが、原子力発電所の事故により避難を余儀なくされ、活動ができずに交付金を受領できない集落協定があった。

当該事例については、原子力発電所の事故がなければ農業生産活動等が継続され、交付金が交付されていたことから、東京電力㈱と協議を行った結果、交付金見合いの金額を損害賠償の対象とすることとなった。

なお、東京電力㈱に対して損害賠償請求の申請書類の簡素化を申し入れ、簡素化が図られた。

4 各団体の損害賠償請求の流れ

各団体の損害賠償請求の流れは下図のとおり。

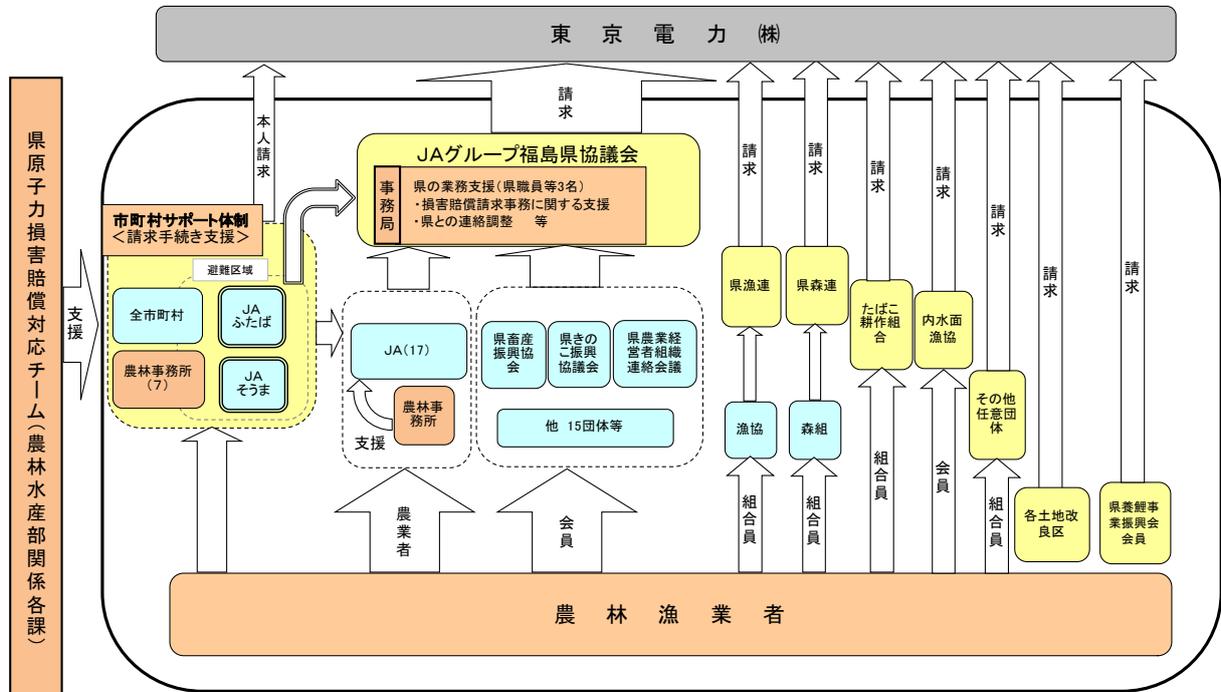


図 3-19 農林水産業における原子力損害賠償請求の流れ

5 その他

(1) 原子力損害賠償紛争審査会（文部科学省）

原子力発電所等での事故により原子力損害が生じた場合、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づき文部科学省に臨時的に設置される機関。

法律、医療、原子力工学などの学識経験者によって構成され、損害に関する調査・評価、当事者による自主的解決のための指針の策定、和解の仲介などを行う。

- ア 中間指針の策定（平成23年8月5日）
- イ 中間指針第二次追補の策定（平成24年3月16日）
- ウ 紛争審査会の開催状況

平成23年4月15日から平成24年3月16日までに26回の審査会が開催された。

平成23年4月28日の第3回審査会には松本副知事が出席し、農林水産物の出荷制限等を説明するとともに提言の範囲等を要望した。

エ 原子力損害賠償紛争解決センターの設置

被害者の損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として平成23年8月29日に設置され、同9月1日から受付を開始した。

被害者の申立てにより、弁護士等の仲介委員らが損害賠償に係る紛争について和解の仲介手続きを行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指す。

【中間指針の概要】

1 中間指針の位置付け

- (1) 原子力損害の範囲の全体像を中間指針として取りまとめ。
- (2) 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得る。
- (3) 今後も、事故の収束、避難区域見直し等状況変化に伴い、必要に応じて指針で示すべき事項について検討。

2 各損害項目に共通する考え方

- (1) 本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。
- (2) 本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害、市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害、さらにこれらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害についても、一定の範囲で賠償の対象となる。
- (3) 継続的に発生し得る損害について、その終期をどう判断するかという困難な問題があるが、現時点で考え方を示すことが可能なものは示すこととし、そうでないものは今後事態の進捗を踏まえつつ必要に応じて検討する。

3 政府による避難等の指示等に係る損害

- (1) 対象区域
 - 避難区域、屋内退避区域（平成23年4月22日解除）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市）
- (2) 損害項目
 - ア 検査費用（人）
 - イ 避難費用
 - ウ 一時立入費用
 - エ 帰宅費用
 - オ 生命・身体的損害
 - カ 精神的損害
 - キ 営業損害
 - (ア) 減収分と追加的費用（商品や営業資産の廃棄費用、除染費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用、機械等設備の復旧費用等）。
 - (イ) 終期は改めて検討（一定の限度がある）。
 - ク 就労不能等に伴う損害
 - ケ 検査費用（物）
 - コ 財物価値の喪失又は減少等
 - 対象区域内の財物価値の喪失・減少分と追加的費用（廃棄費用、修理費用、除染費用等）。

4 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害

- (1) 営業損害
 - 減収分と追加的費用（区域が設定される前に自主的に制限した場合も含まれる。）
- (2) 就労不能等に伴う損害

5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

- (1) 対象
 - 農林水産物（加工品含む）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む）に伴う損害。
- (2) 損害項目
 - ア 営業損害
 - 減収分と追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用、代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用、農地や機械の再整備費、除染費用等）（指示等が出される前に自主的に行ったもの、指示等の解除後により生じたものを含む。）
 - イ 就労不能等に伴う損害
 - ウ 検査費用（物）

【中間指針の概要】

6 その他の政府指示等に係る損害（水に係る摂取制限指導、学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等）

- (1) 営業損害
- (2) 就労不能等に伴う損害
- (3) 検査費用（物）

7 いわゆる風評被害

(1) 一般的基準

ア 営業損害

減収分と追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）。

イ 就労不能等に伴う損害

ウ 検査費用（物）

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用。

※ 終期については、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」であるが、本件事故が収束していないこと等から、一律に示すことは困難であり、当面は、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当。

(2) 農林漁業・食品産業の風評被害

ア 類型

(ア) 農林漁業

品目類型		産 地
①	食用農林産物（茶及び畜産物を除く）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県
②	茶	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県
③	畜産物（食用）	福島県、茨城県、栃木県
④	水産物（食用・餌料用）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
⑤	花き	福島県、茨城県、栃木県
⑥	その他の農林産物	福島県
⑦	牛肉、食用に供される牛 （H23.7.8以降に生じた損害）	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、島根県（新たに確認された場合、同様の扱い）
⑧	①～⑦の農林水産物を主な原材料とする加工品	

(イ) 農林水産物の加工業及び食品製造業

- a 上記表の①～⑦の農林水産物を主な原材料とするもの。
- b 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。
- c 摂取制限措置（乳幼児向けを含む）中の水を原料として使用する食品。

(ウ) 農林水産物（加工品を含む）及び食品の流通業

上記ア及びイの産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る損害。

イ 買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等を断念したことによって生じた被害も、やむを得ないものと認められる場合には、損害として認められる。

ウ 政府が検査の指示等を行った都道府県で、指示等の対象となった農林水産物又は食品と同種のものについて、取引先の要求等により実施した検査費用も損害として認められる。

(3) 観光業の風評被害

(4) 製造業、サービス業等の風評被害

(5) 輸出に係る風評被害

8 いわゆる間接被害

間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

- (1) 販売先が地域的に限られている事業者の被害
- (2) 調達先が地域的に限られている事業者の被害
- (3) 原材料やサービスの性質上、調達先が限られている事業者の被害

9 放射線被曝による損害

10 その他

- (1) 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整
- (2) 地方公共団体等の財産的損害等

【中間指針第二次追補の概要】

1 政府による避難等の指示等に係る損害

- (1) 営業損害
 - ア 終期
当面は定めないが、個別具体的な事情に応じて合理的に判断する。
 - イ 利益等の損害額からの控除
転業・転職や臨時の営業・就業等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。
- (2) 就労不能等に伴う損害
 - ア 終期
当面は定めないが、個別具体的な事情に応じて合理的に判断する。
 - イ 給与等の控除
転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。
- (3) 財物価値の喪失または減少等
 - ア 帰宅困難区域
事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができるものとする。
 - イ 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域
避難指示解除までの期間等を考慮し、事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。
- (4) 除染等に係る損害
必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は損害と認められる。

(2) 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議及び東京電力福島原子力発電所事故による損害の賠償請求に係る関係県協議会（事務局：農林水産省）

- ア 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議
農林水産業及び食品産業等に係る原子力損害賠償請求を円滑に進めるための関係都道府県及び関係団体等との連絡会議で207団体で構成されている。
- イ 東京電力福島原子力発電所事故による損害の賠償請求に係る関係県協議会
関係各県の損害賠償請求に向けた取組状況の把握及び損害賠償制度に関する情報共有並びに東京電力の対応について確認・要求を行うための協議会で、福島県ほか19都道府県、全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会で構成されている。

(3) 福島県原子力損害対策協議会（事務局：県）
被災者、自治体及び関係団体が一体となり、要望や円滑な賠償請求及び支払いへの対応など、全県的な対応を行っている。

なお、構成団体は208団体で、そのうち農林水産業関係は32団体となっている。

表 3-41 会議の開催実績

月 日	内 容
平成 23 年	
7 月 15 日	第 1 回全体会議
8 月 10 日	中間指針説明会
8 月 24 日	第 1 回代表者会議
9 月 2 日	原子力損害賠償の完全実施を求める福島県総決起大会（東京都内）
10 月 13 日	第 2 回代表者会議
10 月 31 日	市町村担当者会議
11 月 15 日	第 2 回全体会議
12 月 12 日	市町村担当課長会議
平成 24 年	
3 月 23 日	中間指針第二次追補に関する説明会

表 3-42 福島県原子力損害対策協議会による国への要望

要望 年月日	要望項目
平成 23 年	
4 月 21 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」(県単独)
5 月 14 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」(県単独)
6 月 1 日	「原子力災害から復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望」(県単独)
6 月 15 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」(県単独)
7 月 21 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」
9 月 2 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望」
11 月 24 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望」
12 月 22 日	福島県内全域・全県民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償に関する緊急要望
平成 24 年	
1 月 19 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望」
3 月 5 日	避難区域等の見直し等に係る「中間指針第二次追補」の策定等に関する緊急要望

表 3-43 福島県原子力損害対策協議会による東京電力㈱への要求

年月日	要求等項目
平成 23 年	
9 月 2 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する要求書」
9 月 21 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する申し入れ」(県単独)
10 月 17 日	「原子力損害賠償の観光業等における風評被害の算定基準の抜本的な見直しに関する要求書」
10 月 24 日	東京電力㈱に対する「公開質問書」
12 月 22 日	福島県内全域・全県民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償に関する要求

(4) 原子力損害賠償連絡協議会（事務局：県）

第一原子力発電所の事故により被害を受けた個人及び事業主からの損害賠償手続きに関する疑問や要望を集約し、基準の明確化や運用改善等が必要と考えられる案件について東京電力㈱に確認・要請を行うとともに、その結果を広く周知し、損害賠償手続きの円滑化を図るため設置された。

なお、県原子力損害対策協議会、資源エネルギー庁、原子力損害賠償支援機構で構成されている。